

令和 2 年 第 1 回 定 例 会

# 嬭 恋 村 議 会 会 議 録

令 和 2 年 3 月 3 日 開 会

令 和 2 年 3 月 12 日 閉 会

嬭 恋 村 議 会

## 令和2年第1回嬭恋村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月3日)

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程                           | 1  |
| ○本日の会議に付した事件                    | 2  |
| ○出席議員                           | 2  |
| ○欠席議員                           | 2  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3  |
| ○事務局職員出席者                       | 3  |
| ○開会及び開議の宣告                      | 4  |
| ○議事日程の報告                        | 4  |
| ○会議録署名議員の指名                     | 4  |
| ○会期の決定                          | 4  |
| ○諸般の報告                          | 5  |
| ○行政報告                           | 6  |
| ○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 11 |
| ○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 13 |
| ○承認第3号の上程、説明                    | 15 |
| ○議案調査について                       | 16 |
| ○同意第1号の上程、説明、質疑、採決              | 16 |
| ○議案調査について                       | 17 |
| ○日程の変更について                      | 18 |
| ○議案第1号～議案第8号の一括上程、説明            | 18 |
| ○日程の変更について                      | 30 |
| ○議案第9号～議案第16号の一括上程、説明、質疑        | 30 |
| ○予算審査特別委員会の設置、付託について            | 54 |
| ○議案第17号の上程、説明                   | 54 |
| ○議案第18号の上程、説明                   | 55 |
| ○議案第19号の上程、説明                   | 56 |
| ○議案第20号の上程、説明                   | 56 |

|                     |     |
|---------------------|-----|
| ○議案第 2 1 号の上程、説明    | 5 7 |
| ○議案第 2 2 号の上程、説明    | 5 7 |
| ○議案第 2 3 号の上程、説明    | 5 8 |
| ○議案第 2 4 号の上程、説明    | 5 8 |
| ○議案第 2 5 号の上程、説明    | 5 8 |
| ○議案第 2 6 号の上程、説明    | 5 9 |
| ○議案第 2 7 号の上程、説明    | 5 9 |
| ○議案第 2 8 号の上程、説明    | 6 0 |
| ○請願書、陳情書等の委員会付託について | 6 0 |
| ○議員派遣の件について         | 6 1 |
| ○休会について             | 6 1 |
| ○散会の宣告              | 6 2 |

## 第 2 号 (3月9日)

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ○議事日程                               | 6 3 |
| ○本日の会議に付した事件                        | 6 4 |
| ○出席議員                               | 6 4 |
| ○欠席議員                               | 6 4 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 6 4 |
| ○事務局職員出席者                           | 6 4 |
| ○開議の宣告                              | 6 5 |
| ○議事日程の報告                            | 6 5 |
| ○承認第 3 号の質疑、討論、採決                   | 6 5 |
| ○令和元年度嬭恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決     | 6 6 |
| ○予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決            | 7 3 |
| ○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決                 | 7 9 |
| ○議案第 1 8 号の質疑、討論、採決                 | 8 0 |
| ○議案第 1 9 号の質疑、討論、採決                 | 8 0 |
| ○議案第 2 0 号の質疑、討論、採決                 | 8 1 |
| ○議案第 2 1 号の質疑、討論、採決                 | 8 2 |

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| ○議案第 2 2 号の質疑、討論、採決       | 8 3 |
| ○議案第 2 3 号の質疑、討論、採決       | 8 3 |
| ○議案第 2 4 号の質疑、討論、採決       | 8 4 |
| ○議案第 2 5 号の質疑、討論、採決       | 8 5 |
| ○議案第 2 6 号の質疑、討論、採決       | 8 6 |
| ○議案第 2 7 号の質疑、討論、採決       | 8 6 |
| ○議案第 2 8 号の質疑、討論、採決       | 8 7 |
| ○議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 8 7 |
| ○議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 8 9 |
| ○議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 9 1 |
| ○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 9 2 |
| ○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 9 4 |
| ○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 9 5 |
| ○休会について                   | 9 6 |
| ○散会の宣告                    | 9 6 |

### 第 3 号 (3月12日)

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| ○議事日程                               | 9 9   |
| ○本日の会議に付した事件                        | 9 9   |
| ○出席議員                               | 9 9   |
| ○欠席議員                               | 9 9   |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 9 9   |
| ○事務局職員出席者                           | 1 0 0 |
| ○開議の宣告                              | 1 0 1 |
| ○議事日程の報告                            | 1 0 1 |
| ○請願書、陳情書等の審査報告について                  | 1 0 1 |
| ○一般質問                               | 1 1 3 |
| 土 屋 幸 雄 君                           | 1 1 3 |
| 伊 藤 洋 子 君                           | 1 2 6 |
| 佐 藤 鈴 江 君                           | 1 4 1 |

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 大野克美君           | 159 |
| 上坂建司君           | 169 |
| ○閉会中の継続審査申出について | 178 |
| ○閉議及び閉会の宣告      | 179 |
| ○署名議員           | 181 |

令和 2 年 第 1 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和2年第1回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和2年3月3日(火)午前10時06分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 1号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認  
について
- 日程第 6 承認第 2号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の  
専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 3号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認  
について
- 日程第 8 同意第 1号 嬭恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 9 議案第 1号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算(第10号)
- 日程第10 議案第 2号 令和元年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第 3号 令和元年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第 4号 令和元年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第 5号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議案第 6号 令和元年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第 7号 令和元年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議案第 8号 令和元年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第 9号 令和2年度嬭恋村一般会計予算
- 日程第18 議案第10号 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第11号 令和2年度嬭恋村介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第12号 令和2年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第13号 令和2年度嬭恋村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第14号 令和2年度嬭恋村上水道事業会計予算

- 日程第23 議案第15号 令和2年度嬭恋村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第16号 令和2年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第17号 嬭恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第18号 嬭恋村附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第19号 嬭恋村交通指導員設置条例の廃止について
- 日程第28 議案第20号 嬭恋村区設置条例の一部改正について
- 日程第29 議案第21号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第30 議案第22号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第31 議案第23号 嬭恋村立幼稚園設置に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第24号 嬭恋村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第25号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について
- 日程第34 議案第26号 嬭恋村等公平委員会共同設置規約の廃止について
- 日程第35 議案第27号 嬭恋村辺地総合整備計画の変更等について
- 日程第36 議案第28号 村道路線認定について
- 日程第37 請願書、陳情書等の委員会付託について
- 日程第38 議員派遣の件について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（12名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 黒岩敏行君  | 2番  | 土屋圭吾君 |
| 3番  | 石野時久君  | 4番  | 上坂建司君 |
| 5番  | 佐藤鈴江君  | 6番  | 土屋幸雄君 |
| 7番  | 松本幸君   | 8番  | 黒岩忠雄君 |
| 9番  | 伊藤洋子君  | 10番 | 大久保守君 |
| 11番 | 羽生田宗俊君 | 12番 | 大野克美君 |

#### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |             |             |           |
|-----------|-------------|-------------|-----------|
| 村長        | 熊川 栄 君      | 副 村 長       | 加 藤 康 治 君 |
| 教 育 長     | 地 田 功 一 君   | 総 務 課 長     | 土 屋 和 久 君 |
| 総合政策課長    | 佐 藤 幸 光 君   | 税 務 課 長     | 宮 崎 貴 君   |
| 住民福祉課長    | 熊 川 真津美 君   | 建 設 課 長     | 宮 崎 芳 弥 君 |
| 農林振興課長    | 横 沢 貴 博 君   | 観 光 商 工 課 長 | 地 田 繁 君   |
| 上下水道課長    | 宮 崎 忠 君     | 教 育 委 員 会 長 | 熊 川 武 彦 君 |
| 会 計 管 理 者 | 熊 川 さ ち 子 君 | 教 務 局 長     |           |

---

事務局職員出席者

|        |         |     |       |
|--------|---------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 黒 岩 崇 明 | 書 記 | 宮 崎 剛 |
|--------|---------|-----|-------|

開会 午前10時06分

◎開会及び開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第1回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、土屋圭吾君、石野時久君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月12日までの10日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（松本 幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査報告書12月から2月分及び定期監査の結果についてを受理しましたので、配付のとおり報告します。

また、本職において決定した議員派遣の結果並びに12月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

次に、令和2年3月2日、婦恋村教育長から令和元年度教育委員会点検評価報告書が本職宛てに提出されましたので、報告書の写しをお手元に配付いたしました。

最後に、2月25日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

運営委員長。

〔議会運営委員長 大久保 守君登壇〕

○議会運営委員長（大久保 守君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、2月25日委員会を開催し、当局から村長、副村長、総務課長の出席により、令和2年第1回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第1回議会定例会の会期は、3月3日から12日までの10日間とし、一般質問の通告期限は9日正午までと決定いたしました。

提出予定議案案件は、補正予算の専決処分の承認3件、同意1件、議案35件です。主な議案の内容としましては、令和元年度3月補正予算並びに令和2年度当初予算、村条例の一部改正、村道路線認定、それから、工事請負契約の締結等が予定されております。

また、当局から提出議案の説明をいたしたいとの要望があり、3日の全員協議会において行うことに決定しました。

なお、令和2年度予算の審議については、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月4日、5日を行うことを決定いたしました。

請願・陳情につきましては、請願2件、陳情1件、要望4件の提出がありました。協議の結果、請願・陳情文書表を配付のとおり付託することと決定いたしました。

次に、各常任委員会並びに村創生対策特別委員会は、3月6日に開催することと決定いた

しました。また、議会一般質問については、申し合わせにより、一問一答方式で行うことに決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（松本 幸君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うための発言が求められておりますので、これを許可します。  
村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和2年3月議会におきましての行政報告をさせていただきたいと思  
います。

現在、嬭恋村では対策本部が2本ございます。第1点は、災害、台風19号に伴います復  
旧・復興の対策本部でございます。もう一点は、2月25日、8時半に対策本部を立ち上げま  
した新型コロナウイルス感染症対策本部でございます。2つの対策本部があるということ  
ございまして、非常に今、緊張感を持って日々、全職員、職務に精励しておるところでござ  
います。

まず、第1点目の台風19号の復旧・復興の関係でございますが、2月21日にJR吾妻線  
が復旧をいたしました。もう一点、大きな課題であります国道144号の復旧につき、来年の  
6月末までということで国・県の了解も得ました。何とか大きな柱の後ろが見えるようにな  
りましたが、まだ何点か復旧・復興の見通しがついていない箇所がございます。これらにつ  
きまして、見通しがしっかりした段階で対策本部の解消をしまいたいと思っております。  
これから大きな事業の発注等がございますので、雪の解ける前に今現在、工事をやっていた  
だいておりますが、雪が解ければさらに加速度を上げて復旧・復興に努めてまいりたい、こ  
う思っておるところでございます。

新型コロナウイルスの関係でございますが、政府のほうは25日におおむね2週間、いろい  
ろな催し等、スポーツイベント、文化イベント等は自粛を願いたいという政府の指令とい  
いますか、ございました。また、翌々日でございますが、群馬県におきましては知事から、お  
おむね1カ月間についてもろもろの諸行事等について、人が集まる場所等については中止

の方向でという指導がございました。我が村におきまして、これに関連して対策本部を設置して、それに対応しておるところでございます。改めて全員協議会等を通しまして、現状の報告を議員の皆様方にもさせていただけたらと思っております。

そういうことで、2つの対策本部がございますが、緊張感を持って取り組んでおりますので、議員の皆様方におかれましては、よろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、村内の経済状況についてお話をさせていただきます。

第1次産業でございますが、キャベツのほうの苗の植付けが、ぼちぼちでございますけれども、始まってきております。異常気象といいますか、温暖化のせいで10日から2週間ほど早まっているやにお伺いしておりますが、いよいよ基幹産業であります第1次産業も動きつつあるという状況でございます。

同時に、併せまして、現在300数十名の外国人研修生の皆様を村内にお迎えをして、収穫時期においてご協力をいただいておりますが、現況におきましては、特に中国からのビザ発給がなかなか下りない、また、出ないというところもあるということでございます。農協さん、その他の生産者とも情報を密にしながら、いつ、こちらに来ることができるのか、また、受入れ態勢はどうかということにつきまして、現在協議を真剣にさせていただいております。

なお、農協さんにおきましては、恒例であります27日の生産者大会も中止ということでございます。緊張感を持って、この案件もしっかり春に向かって取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

第2次産業の関係でございますけれども、本年度分で申しますと、入札が20回、104件、合計11億9,967万円を既に発注してきておるところでございます。ただし、当然やるべき事業が遅れている現実もございます。併せまして、もう一点重要な課題、災害復旧の関係でございますが、現在12億4,000万円を発注しております。発注率につきましては49.1%ということで、まだ半分に満たっておりません。合わせますと、第2次産業におけます全体の発注した合計金額でございますが、例年行うべき11億9,000万円と災害復旧の約12億4,000万円を足しますと、第2次産業においては現在24億3,967万円を発注しておるところでございます。

測量関係、また、建設、復旧する工事をする皆様には多大なご理解とご協力を得ておることにつきまして心より感謝を申し上げます。まだまだ復旧・復興のために多くの事業がございますけれども、全力で力を合わせて復旧・復興に努めてまいりたい、こう思っております。

ので、よろしくお願いをしたいと思っております。

なお、第2次産業につきましては、当然国・県との関わり、補助事業等、あるいは交付金事業等がございますので、しっかりとそれには我々も対応してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

第3次産業の関係でございますが、担当は例年調べさせておりますけれども、万座地区におきましては例年並みでインバウンドが若干増加と、鹿沢地区におきましては復興割がほぼ満額頂いたということと、しかしながら、雪不足により他県のほうからの宿泊が若干対前年度は減っておるのかなというお答えでございました。バラキ高原でございますが、雪不足ではあるが、スキー場の営業は土日はそれなりにできておるということでございます。対前年度は若干マイナスというふうに伺っております。浅間高原でございますが、1月は例年並みで、2月はやや減少傾向という状況のようでございます。いわゆる観光産業、第3次産業につきましては、12月以降、今日までの間でございますが、若干対前年より落ち込んでおるといのが実態だというふうに担当も感じておるところで、私もそう感じておるところでございます。デスティネーションキャンペーンが始まりますので、今後、しっかりとそれに付随して対応してまいりたい、こう思っております。

次に、国・県予算、村の予算の関係の総額についてお話をさせていただきます。

国のほうでは、ご存じのように予算委員会現在やって、衆議院が過日、通過しましたので、自然成立することは決まりましたが、総額で102兆6,580億円でございます。県のほうにつきましては7,451億2,800万円ということで、現在、県のほうの予算審議は行われております。我が村に関わりのある事業はたくさんございます。担当部署、部署は自分の担当課に関わりのある予算をしっかりと確認せいという指示も出しておりますので、それを我が村にもしっかりと反映をさせてまいりたいと、こう思っております。

嬭恋村におきましては、現在、本日提案を後ほどさせていただきますけれども、77億9,900万円、特別会計が37億4,808万円、合わせまして史上最高の予算額になりますが、115億4,708万円の予算でございます。しっかりと議員の皆様方に説明責任を果たし、アカウントビリティを果たし、そして、議員の皆さんとともに次年度予算編成をしてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思っております。

今後の大きな政策課題について触れさせていただきます。

まず、ハード面でございます。八ッ場ダムが5,320億円で3月29日ですか、完成ということで式典は行わない方向だというふうに伺っておりますが、年度内にダムは完成をいたしま

す。

上信自動車道、我が村では昨年3月29日、鎌原まで既に1本の線としてインターチェンジもしっかりと決まっています。併せまして、今回の災害を機に、田代までの区間を何としても一日も一秒も早く、整備区間の格上げということをお願いをいたしました。議長とも共々一緒に国交省等も陳情して、県にも陳情をいたしました。国道144号の復興・復旧に併せて田代の本当の安心・安全のためには、真っすぐの真っ平な道をあそこに造ること。これが最も重要な政策課題の1つであると思っております。ぜひとも議員の皆様方にもご理解をいただきまして、一日も早い田代までの整備区間の格上げについてよろしくお願いをしたいと思います。

それに付随いたしまして、アクセス道路がございます。村内の主要地方道、県道、有料道路等が必ず接するところがございますけれども、全ての地域から上信自動車道にスムーズに行けるアクセス道路をしっかりとお願いをしたいと思います。県のほうも言うことは聞きますと、できるかできないかは、また別の問題で、とにかく村の要望はしっかりと聞くことは聞くということでございます。しっかりとお願いすべきことはお願いをして、できるだけ地元の要望に応じていただくよう、議会の皆さん共々お願いをしたいと思います。

もう一点、ハードの関係でございますが、大前橋の完成が、もうじきでございます。国土交通省における全国の第1号の橋でございます。もうじき完成ということで、完成につきましては国土交通省のしかるべき方にお越しをいただいて、完成の、大げさにやるつもりは毛頭ございませんが、全国第1号の橋ということでございますので、しっかりと国のほうにもお願いしたいと思います。

スケジュール的なものにつきましては、村道ではございますけれども、橋の向こうにあります鉄道のJRの関係及び手前の国道144号から橋までの取付けの間につきましては、県の補助金等もございますので、それとのすり合わせをしてスケジュールを組んでまいりたい、こう思っております。

ハード面につきましては、上信自動車道関連する全てのアクセス道路及び大前橋の話がございましたが、併せて公共施設の再編もハードの1つだと思っております。もう3年前の3月に一応議会の承認を得て、公共施設再編計画ということで原案はできておりますが、以後、庁内では昨年12月に公共施設の再編の検討委員会開催しております。時期は、いよいよ迫ってきておりますので、建物111カ所、村民の財産がございます。併せて上信自動車道に当

然関連しますけれども、村道、農道、公共下水道、農村集落排水の下水道、あるいは上水道、こういうものが老朽化しておるのは現実でございます、中長期の今すぐ全てということではございません。国のほうからも、20年先、30年先の財政規律を守った公共施設の再編計画をつくりなさいということでございますので、これも併せてしっかりとハード面では取り組んでまいりたいと思っております。

もう一点、ハードに対しましてソフトの事業でございます。地域包括ケアシステム、協働、お互いに助け合う社会づくりをしようということで、過日、立ち上げをさせていただきました地域包括ケアシステム推進会議、1月29日に発足をさせていただきました。これには区長さんも入っていただき、また、民生委員さんも入っていただき、現場で第一線に働いておる担当も当然中に入って、新たなスタートを切るべくしっかりとソフト対策に取り組んでまいりたい、その中心が協働の村づくりであると思っております。

現在の高齢化率は直近で36.5%でございます。村の人口は9,479人に対しまして、高齢者が3,460人、高齢化率が36.5%ということでございます。1年前の1年間の出生率と死亡数でございますが、お生まれになったお子様が45名、お亡くなりになった方が107名ということでございます。社会の自然減が確実に進んでおります。しかしながら、孀恋村に移住して来る方が、またこれも100人前後おると、世帯数で50世帯前後があるというのも現実でございます。そういう意味で、自然の人口動態と社会の移動による人口動態、合わせてしっかりと確認しながら、これからのソフト対策、人と人のネットワークづくりにしっかりと努めてまいりたいと思っております。

それから、今年、来年度の主な行事について若干触れさせていただきたいと思っております。

4月から6月でございますが、デスティネーションキャンペーンということでございます。県、JRグループ挙げて観光振興のために、また、旅行会社も含めましてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。コロナウイルスの影響があるやに伺っておりますが、しっかりとこれはこれでしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

5月31日、中居屋重兵衛生誕200年記念ということで、横浜中区さんのほうとさきやかではございますが、最低限の式典を行いたいと思っております。7月5日キャベツマラソンということで、第13回を予定しております。東京オリンピックが7月24日、パラリンピックが8月25日から行われますが、8月18、19におきまして、日本火山学会等が中心となりまして、孀恋村で地震火山こどもサマースクールというのが行われます。これも大変有意義なイ

ベントだと思っておりますので、村としてもしっかりサポートしてまいりたいと思っております。

9月13日、第15回のキャベチュー、9月24、25、第30回火山砂防フォーラムを予定して、現在詰めておるところでございます。10月14、15、第43回全国土地改良群馬大会ということでございますが、婦恋のキャベツを全国にPRする絶好の機会だと思っております。また、宿泊も婦恋村内に多数の方にお泊りいただけるように、プログラムをしっかり組んでまいりたいと思っております。ぜひとも議員の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

最近、私も人口減少の人口という言葉も非常に重要だなと思っておりますけれども、人間という言葉はもっと重要だなと思っております。併せて、人間という言葉と同時に、自然という言葉が非常に重要だと思っております。人間、自然、これらを大切に持続可能な婦恋の社会をつくる、そのために現在、総合計画とまち・ひと総合戦略を現在、3月末をめどにつくり上げるということで、議会の皆さんにもご理解をいただきつつ進めておりますが、ぜひとも持続可能な社会のためにハード・ソフト、併せて人や人間を大切にする持続可能な社会づくりに邁進してまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上をもって、行政報告とさせていただきますが、私の12月議会以降の細かい日程等につきましては、ホームページで掲載しております。また、村長交際費につきましてもホームページで公表しておりますので、ご確認をいただけたらと思います。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。3月議会でございます。議員の皆さんとしっかりと議論をさせていただき、アカウンタビリティを果たして、来年度予算をご承認いただきますよう心よりお願い申し上げます。行政報告といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） これで行政報告は終わりました。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第5、承認第1号 令和元年度婦恋村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第1号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

一般会計補正予算（第8号）は、補正額12億3,328万7,000円を追加し、歳入歳出総額を93億8,688万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、10月12日の台風19号の被害に対応するため、補正予算を編成したものであり、議会を招集し、その議決を経る時間的余裕がないことから、嬭恋村一般会計補正予算（第8号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 承認第1号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算（第8号）について詳細説明をさせていただきます。

金額については、先ほど村長が申し上げたとおり、総額で93億8,688万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、10ページを確認をいただければと思います。

10ページの中ほど、11款災害普及費、こちらが主なものでございまして、農林水産施設災害復旧費のうち、1目農地災害普及費1億7,881万4,000円、2目林道災害復旧費2,574万円、また、2項の公共土木施設災害復旧費ですけれども、1目道路橋りょう災害復旧費4億2,130万円、2目河川災害復旧費5億8,000万円となっております。

こちらにつきましては、7ページからあります歳入の中で、国庫支出金、県支出金、それから、財政調整基金の繰入れ、それから、村債をもって充てるものでございます。

10月の専決をいただいた、緊急なものを専決をいただいたわけなんですけれども、その後、12月に災害査定が行われ、3月までに発注のできるものについて1月に専決をさせていただいたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。  
直ちに採決を行います。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松本 幸君） 起立全員であります。  
よって、承認第1号は提案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（松本 幸君） 日程第6、承認第2号 令和元年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。  
本案について当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

- 村長（熊川 栄君） 承認第2号の提案理由を説明させていただきます。

公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、補正額2億8,918万1,000円を追加し、歳入歳出総額を6億6,223万9,000円とするものでございます。

内容といたしましては、一般会計同様、10月12日の台風19号の被害に対応するため、補正予算を編成したものであり、議会を招集し、その議決を経る時間的余裕がないことから、公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

- 議長（松本 幸君） 上下水道課長。

[上下水道課長 宮崎 忠君登壇]

○上下水道課長（宮崎 忠君） 承認第2号 令和元年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして歳入歳出それぞれ2億8,918万1,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,223万9,000円とするものでございます。

また、地方債の補正、第2条、地方債の補正は、3ページの第2表、地方債補正により限度額を1億3,629万円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入について説明いたします。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業国庫補助金1億9,288万3,000円の増額は、災害復旧事業費の補助金の増額でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金8,000円は、災害復旧事業費の差額の増額でございます。

第9款村債、第1項村債、第4目災害復旧事業債9,629万円の増額ですが、災害復旧事業費を災害復旧事業債にて予定していることによる増額補正でございます。

7ページをご覧ください。

歳出について説明いたします。

第2款第1項災害復旧費、第1目災害復旧費2億8,918万1,000円の増額ですが、第15節災害復旧工事費2億8,918万1,000円の増による増額をお願いするものです。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） すみませんです。私、無知なものですから、6ページの9款村債なんですけれども、災害復旧事業債というのは何か有利な条件とかがあってあるんでしょうか。それと、何カ年でこういうものは組まれるものなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

[総務課長 土屋和久君登壇]

○総務課長（土屋和久君） 伊藤洋子議員の質問に答えさせていただきます。

災害復旧事業債につきましては、借入れから返済のときに、その元利償還の部分につきまして地方交付税が充てられることになっております。そのような形で有利なものとなっております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は提案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎承認第3号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第7、承認第3号 令和元年度婦恋村一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 承認第3号の提案理由を説明させていただきます。

一般会計補正予算（第9号）は、補正額1億610万5,000円を追加し、歳入歳出総額を94億9,298万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、鎌原観音堂周辺整備事業に関する国庫補助事業申請に伴い、緊急に予算の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕のないことから婦恋村一般会計

補正予算（第9号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして本案を提出するものでございます。

ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 承認第3号 令和元年度婦恋村一般会計補正予算（第9号）について詳細説明を申し上げます。

数字につきまして、村長が先ほど言ったとおり94億9,298万7,000円を総額とするものでございます。

6ページをご覧いただきたいと思います。

歳入ですけれども、国庫支出金、それから、財政調整基金を財源といたしまして、その次の7ページにございます鎌原観音堂周辺整備事業、直売所の整備ということで事業を行うものになります。どうぞよろしくお願いをいたします。

---

#### ◎議案調査について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程第7について、本日は提案のみとさせていただき、審議は9日に行うこととし、8日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程第7は議案提出のみとし、本日から8日まで議案調査といたします。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（松本 幸君） 日程第8、同意第1号 婦恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第1号につきまして提案理由を申し上げます。

本案で提案させていただきます橋詰貞助様は、固定資産評価審査委員として平成20年7月1日より令和2年6月30日までの4期12年間、委員としてお願いをし、本村における固定資産事務にご尽力を賜っております。

今後においても、これまでの経験を生かしていただき、ご指導賜っていただきたいと思えますとともに、本委員が適切な方と考えられますので、引き続き委員をお願いし、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。

よろしくご審議を賜りご同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、同意第1号 嬭恋村固定資産評価審査委員会委員の選任同意については同意することに決定しました。

---

### ◎議案調査について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程第9から日程第36まで、本日は議案提案のみとさせていただきます、議案の審議は9日に行うこととし、本日から8日まで議案調査にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程第9から日程第36までの議案は議案提出のみとし、本日から8日まで議案調査といたします。

---

#### ◎日程の変更について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程第9から日程第16までは、いずれも令和元年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第9から日程第16までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

#### ◎議案第1号～議案第8号の一括上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第9から日程第16までを一括議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第1号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算（第10号）から議案第8号までの各特別会計補正予算につきまして提出をさせていただきましたが、私のほうからは議案第1号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算（第10号）の概要を説明させていただき、詳細及び特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計では、歳入歳出予算から1億7,263万円を減額し、総額93億2,035万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、年度末における各事業の実績に伴う補正が主な内容となっておりますが、国の補正予算で計上されましたGIGAスクールに対応するために小・中学生のLAN

整備事業費等を新たに計上させていただいております。

補助事業関係では、国または県の補助等が認められず執行できなかったものについては、歳入歳出共、減額補正とさせていただきます。

まず、歳入では、各交付金及び地方交付税について、額の確定に伴いましてそれぞれ補正をさせていただきます。国・県支出金につきましては、さきに申しあげましたとおり、事業費の確定に伴い、補助金等の額が確定したことによるものでございます。

歳出では、事業費の確定などにより、それぞれ不足額及び不用額等について増減を補正させていただきます。

続いて、繰越明許費につきましては、国の補正予算に伴うもののほか、年度末までに事業の完了を見込めないものにつきまして予算の特例措置として行うものでありますが、詳細につきましては第2表に示してありますとおり、24事業について予算を繰り越して実施するものとなります。災害関連の事業により、繰越額が多額となっております。

本補正予算の概要は以上となります。大変、雑駁ではございますけれども、提案理由とさせていただきます。

慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松本 幸君） 初めに、議案第1号 令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第10号）について詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 議案第1号 令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第10号）の詳細説明をさせていただきます。

令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第10号）は、歳入債予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,263万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2,035万7,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、5ページを見ていただきたいと思います。

こちら第2表にあります繰越明許費でございますけれども、先ほど話がありましたとおり、全部で24事業となっております。そのうち災害対応のものは7事業となっております。全部で22億1,862万9,000円でございますけれども、災害対応のものにつきまして15億6,867万5,000円と多くのものを占めている状況です。

第3条の地方債の補正になりますけれども、6ページの第3表を確認いただきたいと思います。

ます。

表が2つございまして、1表のほうが新たに起債を起すものでございます。2表につきましては、事業費の実績により補正をするものでございます。

次に、歳入歳出の概要について説明をさせていただきます。

7ページの歳入歳出予算事項別明細書で、主な款について説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1款村税ですけれども、6,425万9,000円の追加となります。

第2款から第12款につきましては、県からの額に決定によるものでございますけれども、特に大きな動きとしましては、11款地方交付税が4億2,561万7,000円の追加となるものでございます。

第15款国庫支出金ですけれども、8,224万4,000円の減でございます。

16款県支出金2,177万1,000円の増でございます。

19款繰入金4億7,501万9,000円の減となるものでございます。

8ページに続いておりますので、確認をください。

21款諸収入1億4,640万4,000円の増でございます。

22款村債2億4,683万3,000円の減でございます。

歳入の合計としまして歳入補正合計が1億7,263万円の減でございます。トータルで93億2,035万7,000円となっております。

続いて、歳出となります。

9ページをご覧いただきたいと思います。

主なものを説明させていただきます。

2款総務費2,272万5,000円の減、7款商工費2,489万円の減、9款土木費1億1,520万7,000円の減、10款教育費1億5,447万7,000円の減、11款災害復旧費1億3,216万9,000円の増、歳出の合計で1億7,263万円の減としまして、合計で93億2,035万7,000円となるものでございます。

財源の内訳が右にございますけれども、国・県の支出金トータルで5,627万6,000円の減、地方債2億3,113万円の減、一般財源1億1,838万円の増となります。

次に、歳入歳出の主な内容について説明をさせていただきます。

10ページをご覧いただきたいと思います。

歳入ですけれども、1款村税、1項村民税、トータルで400万円の減となります。現年課

税分の補正をするものでございます。

2項固定資産税、補正額の合計が6,900万円増となります。

次に、13ページをご覧いただきたいと思います。

11款地方交付税、第1項地方交付税4億2,561万7,000円の増でございます。災害復旧分として特別交付税などの大幅の増となるものでございます。

次に、14ページをご覧いただきたいと思います。

中ほどですけれども、15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金4,590万2,000円の増となっております。災害復旧に係る国庫負担ということになります。

次に、15ページですけれども、同じく15款の2項国庫補助金になります。3目の土木費国庫補助金ですけれども、5,315万5,000円の減となりますが、補助率の変更など、国の補助額の変更によるものでございます。

4目教育費国庫補助金9,620万円の減となります。中学校とこども園での防災・減災省エネルギー事業の新年度への振替を行うものでございます。

第8目衛生費国庫補助金1,089万7,000円でございます。これにつきましては、災害の廃棄物処理費の補助金でございます。

続いて、19ページを確認いただきたいと思います。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4億7,501万9,000円の減でございます。事業の実績等によって減額するものでございます。

次に、21款諸収入、5項雑入でございます。4目雑入1億4,640万4,000円の増となります。説明の欄の一番下にあります災害見舞金、群馬県の町村会などから頂いた見舞金でございます。

次の22款村債、1項村債、10目災害復旧事業債1億5,530万円の減でございます。事業費を査定などにより減額をするものでございます。

次に、歳出になります。

まず、25ページをご覧いただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費のうち6目企画費ですけれども、一番右上にありますプレミアム付商品券事業マイナス325万円、販売が2月28日に終了ということで、実績により減額補正を行うものでございます。

28ページを確認いただきたいと思います。

2款総務費、4項選挙費、選挙につきましては、今年度、参議院議員選挙、群馬県知事選

挙、群馬県議会議員選挙、村長・村議会議員選挙と選挙が多くありましたけれども、事業の確定の補正になります。

次に、37ページをご覧くださいと思います。

6款農林水産業費、1項農業費のうち3目農業振興費でございます。一番右下の担い手確保・経営強化支援事業2,890万8,000円でございます。育苗ハウスの設置補助金となっております。国の補助2分の1を受けて補助をするものでございます。

次に、41ページを確認いただきたいと思います。

41ページの7款商工費、1項商工費のうち3目観光費マイナス1,887万6,000円でございます。観光施設整備事業、観光振興事業など、台風の災害によって実施できなかった部分の減額となります。

続いて、44ページを確認いただきたいと思います。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、2目道路新設改良費マイナス1億4,595万円の減となります。こちらについても災害により実施できなかった部分でございます。

続いて、48ページをご覧くださいと思います。

48ページ、第10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費でございます。先ほど村長のほうから話がありましたとおり、右側の小学校管理事業の15節の中で校内通信ネットワーク工事費というのがございますけれども、G I G Aスクールとして生徒1人1台パソコンの整備ということに向けた工事費になります。

次のページをご覧くださいますと、今度は中学校費ですけれども、1目学校管理費の中に、また、右側に15節で校内通信ネットワーク工事費として、同様にG I G Aスクールに向けた整備を行うものでございます。また、その上の孺恋中学校防災・減災省エネルギー設備導入事業の委託金マイナス1億1,300万円となっておりますけれども、太陽光パネルを使って減災省エネルギーの事業を行うものですけれども、補助金の採択の関係で新年度申請をするという形になりましたので、新年度への切替えを行うものでございます。

次に、53ページになります。

53ページの中ほどから11款として災害復旧費が農林水産施設災害復旧費、それから、第2項で公共土木施設災害復旧費、次の54ページにかけて、第2項公共土木施設災害復旧費ということで、災害復旧に係るものがこちらに掲載をされております。確認をいただければと思います。

雑駁ではありますが、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいた

します。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第2号 令和元年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 議案第2号 令和元年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,380万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,417万1,000円とし、直営診療所施設勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,040万円とするものです。

初めに、事業勘定から説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入ですけれども、第1款国民健康保険税314万6,000円の増、第3款国庫支出金12万5,000円の増、第4款県支出金33万円の減、第6款繰入金2,086万円の増、歳入補正額合計で2,380万1,000円の増額となります。

次に、4ページをご覧ください。

歳出ですが、第1款総務費1万3,000円の増、第4款共同事業拠出金1,000円の増、第6款保健事業費64万1,000円の増、第7款基金積立金2,326万7,000円の増、第9款諸支出金12万1,000円の減、歳出補正額合計で2,380万1,000円の増額となります。

歳入の主なものを説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第6款繰入金ですが、一般会計からの保険基盤安定繰入金で保険税軽減分1,450万9,000円、保険者支援分635万1,000円の増額となっております。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第6款保健事業、第1項保健事業費、第2目疾病予防費64万1,000円の増額ですが、人間ドック受診者の増額による補助金の増額となっております。

歳入歳出共、決算見込みによる補正額となっております。

続きまして、直営診療所施設勘定について説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入ですけれども、第8款繰入金12万1,000円の減額、事業勘定から心電図購入実績に伴う繰入金の減額であります。

12ページ、歳出ですが、第2款医業費12万1,000円の減、歳入同様、心電図購入に伴う実績による減額です。

簡単ですが、以上で令和元年度国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第3号 令和元年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 議案第3号 令和元年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

介護事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,174万5,000円とし、介護サービス勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,750万円とするものです。

初めに、事業勘定から説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入ですが、第3款国庫支出金929万2,000円の減、第4款支払基金交付金3,581万9,000円の減、第5款県支出金2,019万2,000円の減、第8款繰入金3,351万9,000円の減、第9款繰越金1億488万9,000円の増、歳入補正額合計で606万7,000円の増額となります。

4ページをご覧ください。

歳出ですが、第1款総務費56万3,000円の減、第2款保険給付費2,000万円の減、第6款基金積立金2,663万円の増、歳出補正額合計で606万7,000円の増となります。

歳入につきましては、給付費の決算見込みに伴う国等からの補助金などの減額が主なものです。

歳出についてご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第2款保険給付費ですが、当初予算より2,000万円ほど減額となっております。これは決算見込みによる給付費が当初予算よりも低く抑えられたことによるものです。

歳入歳出共に決算見込みによる補正額となっております。

続きまして、介護サービス勘定について説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入ですが、第1款サービス収入20万円の減、第2款繰入金50万円の減、一般会計からの繰入金の減額です。歳入補正額合計で70万円の減額となります。

15ページ、歳出ですけれども、第1款事業費70万円の減となっております。

歳出歳入の主なものについて説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

まず、歳入ですけれども、第1款サービス収入、第1項介護予防サービス計画費が30万円の増、第2項、介護予防ケアマネジメント事業が50万円の減額となっております。要支援者1・2の方に対する計画策定による収入となっております。

17ページ、歳出ですが、介護予防マネジメント事業が70万円の減額となっております。これは要支援1・2の方に対する計画策定の委託件数が減少したことによるものです。

簡単ですが、以上で令和元年度介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第4号 令和元年度妻互恵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 議案第4号 令和元年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ710万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,016万円とするものです。

3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入ですけれども、第1款後期高齢者医療保険料96万円の増、第2款広域連合支出金10万円の増、第4款繰入金601万9,000円の増、第6款繰越金2万7,000円の増、歳入補正額合計で710万6,000円の増額となります。

4 ページをご覧ください。

歳出ですが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金696万8,000円の増、第4款保健事業費13万8,000円の増、歳出補正額合計で710万6,000円の増となります。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

第4款繰入金ですが、事務費繰入金802万8,000円の増、保険基盤安定繰入金200万9,000円の減です。

7 ページをご覧ください。

歳出ですが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合の算定による納付金の額の増額となっております。

第4款保健事業費は人間ドック受診者の増加に伴う補助金の増額となっております。

歳入歳出共に決算見込みによる補正額となっております。

簡単ですが、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第5号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第5号 令和元年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして歳入歳出それぞれ3,146万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,425万8,000円とするものでございます。

また、繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、3ページの第2表、繰越明許費により、第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、簡易水道整備事業費5,200万円、第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、災害復旧事業費3,675万3,000円、合計8,875万3,000円でございます。

また、地方債の補正、第3条、地方債の変更は、4ページの第3表、地方債補正により限度額を1,860万円とするものでございます。

7 ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第3款第1項国庫補助金、第2目衛生施設災害復旧費国庫補助金1,450万1,000円の減額ですが、災害復旧事業費の工事見込額の減額に伴う差額の減額でございます。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金194万1,000円の増額ですが、災害復旧事業費の減額に伴う差額の調整でございます。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費、第4節災害復旧事業債1,890万円の減額ですが、災害復旧事業費の工事見込額の減額に伴う差額の減額でございます。

8ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費154万円の増額ですが、13節設計委託料の増額によるもので、大前橋関連の設計委託費でございます。

また、第2款災害復旧費、第1項衛生施設災害復旧費、第1目簡易水道施設災害復旧費、13節設計委託料200万円の増額ですが、災害関係手続に伴う委託費の増額、また、15節災害復旧工事費3,500万円の減額ですが、災害復旧事業費の工事見込額の減額に伴う差額の減額でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第6号 令和元年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第6号 令和元年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

収益的収入及び支出、第2条におきましては、支出としまして第1款水道事業費用、第1項営業費用を45万円減額いたしまして1億5,281万2,000円とし、水道事業費用を1億7,167万1,000円といたします。

2ページの上水道事業会計補正予算明細書をご覧ください。

収益的収入及び支出の支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費、補正額255万円の増額でございます。災害復旧事業に伴う修繕費の増額、また、路面復旧費の減額、砕石などの材料費の増額でございます。

第5目試算減耗費300万円の減額ですが、固定資産除却費精査による減額でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第7号 令和元年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第7号 令和元年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして歳入歳出それぞれ1,895万8,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,328万1,000円とするものでございます。

また、繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、3ページの第2表、繰越明許費により、第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、災害復旧事業費3億700万円でございます。

また、地方債の補正、第3条、地方債の変更は、4ページの第3表、地方債補正により限度額を1億2,110万円とするものでございます。

7ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業費国庫補助金651万5,000円の増額ですが、予定工事費の増額や補助率の変更による調整でございます。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金1,028万3,000円の減額ですが、国庫補助金や起債対象事業費の精査に伴う差額の減額でございます。

第9款第1項村債、第4目災害復旧事業債1,519万円の減額ですが、主に災害復旧委託費の減額に伴う差額の減額でございます。

8ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款第1項業務管理費、第1目総務管理費、27節、消費税130万円の減額ですが、消費税納税額の確定による差額の減額でございます。

第2目管渠管理費、第12節役務費、電話料6万円の増額ですが、下水管路の要衝に設置しているマンホールポンプ通報装置の電話料で、異常通報の増加による通信料の増加による増額補正でございます。

第2款第1項災害復旧費、第1目災害復旧費、13節、測量設計委託料2,148万8,000円の

減額ですが、委託額がほぼ確定したことによる減額補正でございます。15節、災害復旧工事費377万円の増額ですが、工事費を精査したことによる増額補正でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第8号 令和元年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を求めます。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

上下水道課長。

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第8号 令和元年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして歳入歳出それぞれ84万6,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,969万2,000円とするものでございます。

また、繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、3ページの第2表、繰越明許費により、第2款災害復旧費、第1項災害復旧費、災害復旧事業200万円でございます。

また、地方債の補正、第3条、地方債の変更は、4ページ、第3表、地方債補正により限度額を850万円とするものでございます。

7ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第6款第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金234万6,000円の減額ですが、消費税の減額や災害復旧事業の精査による起債額の増額に伴う差額の減額でございます。

第9款第1項村債、第4目災害復旧事業債150万円の増額ですが、災害復旧事業における起債対象事業の精査による増額補正でございます。

8ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款第1項業務管理費、第1目総務管理費180万円の減額ですが、主なものとして27節、消費税納税額の確定による差額の減額でございます。

第2目管渠管理費、12節役務費、電話料11万円の増額ですが、下水管路の要衝に設置しているマンホールポンプ通報装置の電話料で、通報装置の電話料の増加による増額補正でございます。

第1款第2項農業集落排水事業費、第1目農業集落排水事業費45万2,000円の増額ですが、主なものとして15節工事費37万3,000円の増額です。これは公共ます新設の工事費増額によるものでございます。

第2目個別排水整備事業費38万2,000円の増額ですが、主なものとして施設修繕費75万円の増額、また、9ページ上段の汚泥引抜清掃料39万2,000円の増額が主なものでございます。

続きまして、第4款第1項災害復旧費、第1目災害復旧費ですが、11施設修繕費20万円の減額、13節、測量設計委託料400万円の減額、これは災害復旧事業申請のための測量設計委託料を計上させていただきましたが、精査の結果、申請要件に達しないため、これを減額とさせていただきます。15節、農業集落排水工事費420万円の増額ですが、管路流失箇所  
の復旧工事費を計上させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

---

#### ◎日程の変更について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程第17から日程第24までは、いずれも令和2年度予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第17から日程第24までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

#### ◎議案第9号～議案第16号の一括上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 日程第17から日程第24までを一括議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和2年度一般会計につきまして、提案理由を説明させていただきます。

先日の全員協議会での予算説明では、令和2年度予算編成において、1つ、災害復旧・復興による村の創生。2つ、健やかな成長を支える子育て・高齢社会対策の推進。3つ、快適な生活環境の確保の3本の柱として説明をさせていただきましたが、村創生・持続可能な社会の実現を追加し、4本の柱として、これらを着実に推進することとした方針を説明させていただきます。

昨年の台風19号からの復旧・復興を行うとともに、村民の皆様が安全・安心に暮らせる孺恋村を目指し、子育て・教育環境整備及び防災対策に重点を置く予算といたしました。

令和2年度孺恋村一般会計の予算総額は77億9,900万円で、予算規模は令和元年度当初と比べて15.3%の増となります。

主な財源について、まず、村税収入では固定資産税の償却資産増加を見込んでおりますが、村民税において農家所得等の減少見込みにより、村税全体では対前年2.5%減の17億4,660万円を見込みました。

地方交付税につきましては、地方財政対策を参考にし、対前年3.3%増の21億6,000万円としてございます。

臨時財政対策債は、交付税の増額を見込んだことから前年より0.6%減額の1億8,000万円としたところでございます。

財政調整基金については、令和2年度に必ず実施しなければならない各事業予算に充当するため2億8,563万円を取り崩すこととし、当初予算に計上することといたしました。

臨財債を除く村債については6億7,624万円を計上しております。主たるものは、災害復旧事業及び防災・減災省エネルギー設備導入事業等に充当するための起債となります。

続いて、令和2年度に実施する重点施策について説明させていただきます。

まず、災害復旧・復興による村の創生でございますが、公共土木施設災害復旧費に9億5,500万円、農林水産施設災害復旧費に3,000万円、社会教育施設災害復旧費に2億6,100万円、被災者生活再建等に1,954万円を計上させていただきました。

健やかな成長を支える子育て・高齢社会対策の推進につきましては、スクールバス運営に要する経費として1億6,409万円、福祉医療費給付事業6,306万円、保育所運営経費として4,471万円を計上してございます。その他、教材費、保護者負担軽減対策及び英語検定授業料補助金等についても、引き続き予算措置をしてございます。

快適な生活環境の確保では、橋梁整備事業に2億2,400万円、村道維持新設改良には2億6,739万円を計上してございます。また、マイナンバーカード利用促進等のため、個人番号制度基盤整備事業につきましては1,487万円、おでかけタクシー等の経費として公共交通対策事業では1,771万円を計上してございます。

村創生・持続可能な社会の実現では、地方創生推進交付金事業として、防災・減災省エネルギー設備導入事業として、孺恋中学校、東部こども園に蓄電設備等の設置を行うために1億5,300万円を計上し、災害対策に取り組んでまいります。また、環境保全型農業の推進や観光振興事業にも、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

本予算に基づき、諸施策を効果的に執行することにより、人口減少を抑制し、孺恋村で豊かな暮らしができ、全村民が健康で活躍できる社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。村議会の皆様、村民の皆様のご理解とご協力を心よりお願いを申し上げます。

大変雑駁ではございますが、提出議案の概要の一端についてご説明を申し上げます。何とぞ慎重なるご審査の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、一般会計及び各特別会計、公営企業会計については、各担当課長から説明させていただきますので、併せてよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松本 幸君） 最初に、議案第9号 令和2年度孺恋村一般会計予算について詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） それでは、議案第9号 令和2年度孺恋村一般会計予算の詳細説明について説明をさせていただきます。

令和2年度孺恋村一般会計予算は歳入歳出それぞれ77億9,900万円と定めます。令和元年度台風19号被害からの災害復旧事業の計上により、前年度比15.3%増の予算となっております。

第2条の債務負担行為から第5条、歳出予算の流用については、地方自治法で定めるものになります。

次に、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

8ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書で概要について説明をさせていただきます。

まず、歳入からになります。

款、それから、本年度予算額について主なものを申し上げます。参考として前年度予算額との比較をご覧いただければと思います。

1 款村税17億4,660万6,000円、4,484万1,000円の減額です。

続いて、飛びますけれども、12款地方交付税21億6,000万円、7,000万円の増額見込みです。

16款国庫支出金12億6,267万9,000円、7億5,801万7,000円の増額となります。災害復旧費補助金が主なものでございます。

20款繰入金4億4,083万7,000円、7,933万6,000円の増額となります。

次のページですけれども、23款村債8億5,624万円、2億3,550万円の増額となります。

歳入合計で77億9,900万円、前年度比較で10億3,000万円の増額となります。

次に、歳出です。

10ページをご覧いただきたいと思います。

款と本年度予算額について説明をさせていただきます。

1 款議会費8,094万5,000円、2 款総務費9億8,151万8,000円、3 款民生費11億3,344万8,000円、4 款衛生費5億2,515万9,000円、6 款農林水産業費6億6,405万8,000円、7 款商工費2億937万1,000円、8 款土木費9億7,113万8,000円、9 款消防費3億3,103万2,000円、10 款教育費9億2,743万5,000円、11 款災害復旧費12億6,554万1,000円、12 款公債費6億9,779万2,000円、歳出の合計で77億9,900万円、10億3,000万円の増となるものです。

表の右側、財源の内訳について説明をさせていただきます。

国県支出金で17億5,005万円、地方債6億7,624万円、その他財源としまして4億2,258万2,000円、一般財源ですけれども49億5,012万8,000円となります。

次に、歳入歳出の主な内容について説明をさせていただきます。

次のページが歳入になっております。

1 款の村税、1 項村民税、1 目個人ですが、農業所得の減額となるものでございます。前年度比で5,089万円の減となるものです。

2 項固定資産税、1 目固定資産税につきましては、前年度とほぼ同様の金額ということになっております。9億2,266万8,000円でございます。

13ページをご覧いただきたいと思います。

2 款地方譲与税のうち4 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税ですけれども789万8,000円、満額交付の令和7年度に向けて前倒しの増額がされてきております。

14ページをご覧いただきたいと思います。

一番下の表でございます。8款自動車取得税交付金については、消費税の増税に合わせて取得税が廃止されたものでございます。

15ページを確認いただきたいと思います。

15ページの9款自動車税環境性能割交付金ですが、取得税の廃止に合わせて環境性能割が新設をされております。1,782万1,000円でございます。

次に、10款法人事業税交付金ですけれども、これにつきましても消費税10%段階の措置として、県税の法人事業税の一部を市町村に新たに配分をするものでございます。324万8,000円でございます。

次に、16ページを確認いただきたいと思います。

2番目の表になります。11款地方特例交付金のうち、第4項子ども・子育て支援臨時交付金です。こちらにつきましては、幼保無償化の補填分として元年度については臨時交付金として計上してありましたけれども、新年度については地方交付税に算入をされることとなりますことから廃目となります。

12款地方交付税ですけれども21億6,000万円でございます。7,000万円の増額になります。

次に、20ページをご覧いただきたいと思います。

20ページの中ほどにあります。第16款国庫支出金、第1項国庫負担金のうち、3目の災害復旧費国庫負担金です。5億5,627万8,000円となっております。

4目の教育費国庫負担金1億5,130万円でございます。こちらにつきましては、運動公園のり面災害復旧に係るものでございます。

次に、その下の2項国庫補助金ですけれども、次のページにつながっております。21ページの中ほどを見ていただきたいと思います。

4目教育費国庫補助金ですけれども1億1,030万9,000円でございます。1億131万9,000円の前年度比増でございますけれども、嬭恋中学校の太陽光発電を拡大整備し、蓄電池配備、LED化などを図るためのものでございます。

続いて、25ページを確認をいただきたいと思います。

一番下の表になります。17款県支出金、3項委託金のうち、1目総務費委託金4,009万円、1,751万円の減額となりますけれども、今年度、群馬県議会議員選挙など、選挙が多かったんですけれども、それらがなくなるため減額となっております。

次に、28ページをご覧いただきたいと思います。

28ページの20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金です。2億8,563万8,000円、それから、16目の愛する孀恋基金繰入金ですけれども1億3,770万円など、合計で4億2,583万6,000円、前年度比で7,933万6,000円の増となっております。

次に、30ページを確認いただきたいと思います。

30ページが一番下の表です。22款諸収入の中の第5項雑入、4目の雑入ですけれども6,074万6,000円、前年度比で2,810万1,000円の減額となるものでございます。これにつきましては、プレミアム商品券の販売収入、それから、スポーツ振興くじ助成金が次年度はなくなるというものでございます。

次に、34ページを見ていただきたいと思います。

23款村債、第1項村債ですけれども、辺地対策事業債、それから、災害復旧事業債、それから、防災・減災・国土強靱化緊急対策債など、合わせて8億5,624万円となるものでございます。

なお、12目の緊急防災・減災事業債が、これゼロになりますのは、防災無線のデジタル化工事の終了によるものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

43ページを確認いただければと思います。

43ページ、第2款総務費、1項総務管理費のうちの5目財産管理費になりますけれども、43ページが一番右下に公共施設等個別管理計画の策定委託1,400万円を予定させていただいております。

飛びますけれども、53ページをお願いいたします。

同じく総務費の中の6目企画費ですけれども、孀恋浅間寮の運営事業1,204万4,000円でございます。300万円ほどの前年度比増になっております。今度新しく4名のスケート部員が入寮を予定しております。

次に、54ページを確認いただきたいと思います。

右側のところに鎌原観音堂周辺整備事業1,000万円とありますけれども、地域交流センター裏の駐車場整備の設計委託を行うものでございます。

次に、72ページを確認いただきたいと思います。

72ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費のうち、事業とすると一番下なんですけれども、説明欄の介護保険特別会計繰出金1億4,802万円ということになっております。

次に、80ページになります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費ですけれども、この中に重点項目となっております子育て支援拠点事業、子育て世代包括支援センター事業が入っております。

次に、98ページを確認いただきたいと思います。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費でございます。こちら4億8,082万8,000円ですけれども、土地改良全般の事業となります。1,839万6,000円増でございます。

今回、増額となった主なものにつきましては、次ページ、99ページの右側にあります農地耕作条件改善事業1億2,900万円でありまして、干俣地区の恒久柵設置に係るものでございます。

次に、115ページをご覧くださいと思います。

8款土木費、1項土木管理費のうち2目の機械管理費2,309万3,000円で、前年度比で2,092万3,000円の減でございます。除雪機械購入の減によるものでございます。

次に、121ページを確認いただきたいと思います。

9款消防費、1項消防費のうち、3目消防施設費1億272万2,000円、6,865万6,000円の増でございます。主な増としましては、説明欄の右側でございます、14節の一番下、詰所の建設費、来年度につきましては、田代、干俣の消防団の詰所を建て替えるという計画になっております。また、大笹第2分団の消防自動車の購入も計画をさせていただいております。

次に、次のページの122ページをご覧くださいと思います。

第9款消防費、同じく消防費なんですけれども、5目災害対策費1,152万7,000円、前年度比2億8,217万6,000円の減となっておりますけれども、防災行政無線のデジタル工事の終了に伴うものでございます。

なお、次年度においてはこの中で避難所の非常用電源の工事、それから、備蓄倉庫の設置、防災訓練、物資購入などを予定させていただいております。

次に、135ページを確認いただきたいと思います。

10款教育費、3項中学校費のうちの1目学校管理費ですけれども、135ページの上から5番目ぐらいにあります孺恋中学校の防災・減災省エネルギー設備導入事業委託料でございます。台風の際に避難所として利用しました中学校に太陽光発電を利用した非常用電源として蓄電システムを導入するものでございます。

次に、139ページを確認いただきたいと思います。

4項幼稚園費、1目幼稚園費になります。先ほど中学校のところの説明させていただきま

したものと同一、太陽光蓄電池による防災省エネルギー事業を東部こども園で行うものでございます。

次に、153ページを確認いただきたいと思います。

153ページの下に11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費ですけれども3,000万1,000円、沈砂池の土砂撤去によるものでございます。

次の154ページを確認いただきたいと思います。

災害復旧費の中の第2項公共土木施設災害復旧費ですけれども、道路橋りょう災害復旧費3億5,500万円、鎌原・向原線などの村道の復旧工事に関するものでございます。

その下の2目河川災害復旧費ですけれども6億円、小佐池川、泉沢川などの河川の復旧工事に関するものでございます。

次に、その下の3項文教施設災害復旧費ですけれども、1目社会教育施設災害復旧費2億6,100万円でございます。運動公園の災害復旧工事に関するものでございます。

そして、次のページになりますけれども、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目総務災害復旧費ですけれども1,954万円です。被災者生活再建支援金など、被災者の生活再建に関わる事業でございます。

以上、簡単ではございますけれども、令和2年度孺恋村一般会計予算について説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第10号 令和2年度孺恋村国民健康保険特別会計予算について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 議案第10号 令和2年度孺恋村国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

事業勘定の歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ15億6,108万1,000円、直営診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,711万8,000円と定めるものでございます。

それでは、事業勘定から説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

第1款国民健康保険税4億8,110万9,000円、前年度比1,083万1,000円の減となります。

第2款使用料及び手数料1,000円、第3款国庫支出金1,000円、第4款県支出金10億648万

5,000円、第5款財産収入1万5,000円、第6款繰入金7,310万3,000円、第7款繰越金2,000円、第8款諸収入36万5,000円、合計で15億6,108万1,000円、前年度比894万4,000円の減額となっております。

5ページ、歳出ですが、第1款総務費911万2,000円、第2款保険給付費9億7,662万7,000円、第3款国民健康保険事業納付金5億3,597万4,000円、第5款財政安定化基金拠出金1,000円、第6款保健事業費3,226万円、第7款基金積立金1万5,000円、第8款公債費1,000円、第9款諸支出金407万5,000円、第10款予備費3,000円、合計で15億6,108万1,000円となっております。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税4億8,105万6,000円、前年比で1,024万1,000円の減となっております。

第2目退職被保険者等国民健康保険税5万3,000円、前年比59万円の減となっております。

なお、退職者医療制度は平成26年度に廃止されておりました。経過措置として当時の加入者が65歳になるまで資格が継続されておりましたが、平成31年度には該当者全ての方が65歳に達することから、令和2年度からは現年度分の課税はありません。

7ページをご覧ください。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金10億648万4,000円、前年度比5万1,000円の増、平成30年度から県が財政主体になったことから、保険給付に係る費用が県から交付金として村へ交付されるものです。

9ページをご覧ください。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金7,310万2,000円、前年度比514万3,000円の増ですが、保険基盤安定繰入金が主なものです。

続きまして、歳出の主なものについて説明させていただきます。

17ページをご覧ください。

第6款保健事業費、第1項保健事業費、第2目疾病予防費、前年度比436万8,000円の減、これは補正予算のときにも説明させていただきましたが、糖尿病性腎症重症化予防対策委託費を委託費から除いたものになります。

第3目特定健康診査等事業費、前年比288万4,000円の増、これにつきましては特定健診受診者の増加を見込んだものと特定健診の検査項目にアルブミン尿検査の追加をしたことが

主な要因です。

第4目歯科保健事業費89万1,000円、これにつきましては今年度新規事業となりまして、国保加入者の30歳、40歳、50歳、60歳、70歳を対象に保健事業を行うものとなっております。

次に、直営診療所勘定について説明させていただきます。

23ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になりますが、歳入、第6款財産収入5,000円、第8款繰入金2,211万3,000円、第10款諸収入1,500万円、合計で3,711万8,000円、前年比1,000円の増となっております。

24ページ、歳出ですが、第1款総務費3,711万8,000円、前年比1,000円の増加となっております。

第2款の医業費につきましては、当初に医療機器の購入を見込んでいないものからゼロ円となっております。

25ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

第8款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金、前年度から36万1,000円の増となっております。

26ページをご覧ください。

諸収入、第4項貸付金元利収入1,500万円、昨年と同額ですが、これは運転資金として4月に貸付けを行い、翌年度の3月に返済していただくものとなっております。

27ページを御覧ください。

歳出の主なものについてご説明させていただきます。

第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費、第18節ですが、指定管理の運営交付金640万円、20節の指定管理運転資金貸付金の1,000万円と27節の一般会計繰出金に1,500万円、これは年度末に返済していただくものとなっております。

簡単ですが、令和2年度国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第11号 令和2年度嬭恋村介護保険特別会計予算について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） それでは、議案第11号 令和2年度婦恋村介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億2,200万9,000円、介護サービス事業の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,749万9,000円と定めるものでございます。

最初に、介護事業勘定について説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書の説明になりますが、第1款保険料2億1,861万1,000円、第3款国庫支出金2億3,443万4,000円、第4款支払基金交付金2億6,330万7,000円、第5款県支出金1億4,515万2,000円、第6款財産収入6万1,000円、第8款繰入金1億6,044万円、第10款諸収入3,000円、合計で10億2,200万9,000円、前年度比1,711万2,000円の減額となっております。

4ページ、歳出でございますが、第1款総務費1,525万円、第2款保険給付費9億4,000万円、第4款地域支援事業費6,389万3,000円、第6款基金積立金6万1,000円、第7款予備費200万円、第8款諸支出金80万5,000円、合計で10億2,200万9,000円となっております。

続きまして、歳入の主なものについて説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目1号被保険者保険料、前年度比241万5,000円の増額ですが、これは被保険者の増加によるものです。

第3款国庫支出金から第5款県支出金につきましては、前年度までの介護給付費の実績により算定した金額となります。

8ページをご覧ください。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第8目低所得者保険料軽減繰入金882万5,000円の増加となっております。昨年10月の消費税増税に伴い、低所得者軽減措置が拡大されたものによるものです。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費212万8,000円の減額、介護保険システム用の端末導入が済んだことによる減額となっております。

12ページ、第1款総務費、第5項計画策定委員会費、第1目計画策定費300万円の増、こ

れにつきましては令和元年度第8期介護保険計画策定に係る委託料が主なものとなっております。

13ページをご覧ください。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費1,600万円の減、第6目居宅介護サービス計画給付費300万円の減、共に実績により減額とさせていただきます。

15ページをご覧ください。

15ページから第4款地域支援事業費が始まりますが、第2項の包括的支援事業・任意事業費合計で216万7,000円の増額となります。

主なものとしましては、17ページ、第5目任意事業費中、平成31年度支給要件を緩和しました紙おむつの支給に係る委託費と補助金分が増額となっております。

次に、介護サービス事業について説明いたします。

27ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、歳入ですが、第1款サービス収入570万円、第2款繰入金1,179万9,000円、合計で1,749万9,000円、前年度比107万8,000円の減となっております。

続いて、28ページをご覧ください。

歳出になりますが、第1款事業費1,749万9,000円、前年度比107万8,000円の減額となっております。

歳入の主なものですが、29ページをご覧ください。

第1款サービス収入、第1項介護予防サービス計画収入、これにつきましては前年度より40万円の増額。

第2款繰入金、一般会計からの繰入金が前年度比147万8,000円の減額となっております。

続きまして、歳出ですが、30ページをご覧ください。

第1款事業費、第1項居宅介護予防支援事業費、これにつきましては56万5,000円の減額。

第2項介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては51万3,000円の減額となっております。

簡単ですが、以上で令和2年度介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 休憩します。

休憩 午後 零時 02分

再開 午後 1時 01分

○議長（松本 幸君） 再開します。

次に、議案第12号 令和2年度婦恋村後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明を求めます。

住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） 議案第12号 令和2年度婦恋村後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,719万9,000円と定めるものでございます。

それでは、3ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

まず、歳入について説明させていただきます。

第1款後期高齢者医療保険料1億1,863万8,000円、第2款広域連合支出金410万円、第4款繰入金3,884万3,000円、第5款諸収入561万7,000円、第6款繰越金1,000円、歳入合計で1億6,719万9,000円、前年度比1,436万1,000円の増額となっております。

4ページをご覧ください。

歳出ですが、第1款総務費567万6,000円、第2款後期高齢者医療広域連合納付金1億5,365万4,000円、第3款諸支出金60万1,000円、第4款保健事業費606万8,000円、第5款予備費120万円、歳出総額1億6,719万9,000円となっております。

続きまして、歳入の主なものについて説明いたします。

5ページをご覧ください。

第2款広域連合支出金、第1項広域連合補助金、第1目人間ドック補助金、これにつきましては人間ドックの補助金となっております。

第2項広域連合負担金、第1目高齢者の保険事業・介護予防等の一体的実施についてになります。これについては広域連合では高齢者の心身の多様な課題に、きめ細やかな支援を行っていくため後期高齢者の保健事業の一環としまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を始めることになりました。この事業に係る負担金となっております。

6 ページをご覧ください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、一般会計から事務費等の繰入金の合計で3,884万3,000円、前年度比61万7,000円の増となっております。

7 ページをご覧ください。

第3項受託事業収入、第1目受託事業収入501万円、前年度比7万9,000円の増額、これにつきましては特定健診実施に伴う後期高齢者医療連合からの受託収入です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費ですが391万4,000円、前年度比352万2,000円の増となっております。これは先ほど歳入のほうで説明させていただきました、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に伴う専門職の人件費が主なものとなっております。

10ページをご覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金1億5,365万4,000円、前年比1,023万8,000円の増額となっております。これにつきましては広域連合の算定によるものとなっております。

11ページ、第4款保健事業費、第1項保健事業費、第2目疾病予防費606万8,000円、主なものは特定健診の委託料と人間ドックの補助金となっております。

以上、簡単ですが、令和2年度孺恋村後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第13号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第13号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億287万5,000円とするものでございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをご覧ください。

第2款使用料及び手数料8,086万3,000円、第4款県支出金125万円、第6款繰入金4,926万9,000円、第7款繰越金715万3,000円、第8款諸収入34万円、第9款村債6,400万円でご

ざいます。

歳出の主な項目としまして、2ページをご覧ください。

第1款衛生費1億4,572万5,000円、第2款災害復旧費330万円、第3款公債費5,365万円、第4款予備費20万円でございます。

6ページをご覧ください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目簡易水道使用料ですが8,086万3,000円と前年比186万4,000円の減額でございます。31年度実績見込みによるものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目衛生費県補助金125万円を見込みました。簡易水道施設整備の助成金で、中原、山梨地区の配水管布設替え工事の補助金でございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが4,926万9,000円と351万5,000円の増額を見込みました。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金でございますが715万3,000円で前年比405万3,000円の増額でございます。

第8款諸収入ですが、8ページをご覧ください。

2番目の表で第3項雑収入、第1目雑収入は34万円を計上させていただきました。

第9款村債、第1項特別地方債、第1目衛生費は6,400万円で前年比6,100万円の減額です。

次に、9ページをご覧ください。

歳出の主な内容について説明いたします。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費1億4,572万5,000円で8,127万9,000円の減額となっておりますが、職員人件費は974万5,000円で、ほぼ前年同額、一般管理費は5,569万円で前年比412万4,000円の減額です。これは委託費の減額が主なものでございます。

11ページをご覧ください。

簡易水道整備事業が8,029万円で前年比7,700万9,000円の減額です。

第2款災害復旧費、第1項衛生施設災害復旧費、第1目簡易水道施設災害復旧費330万円は、田代地区のフェンスなどの災害工事費を計上させていただきました。

第3款公債費ですが、12ページに合計がありますので、ご覧ください。

第1項公債費では合計5,365万円と659万1,000円の増額となっております。

次の第4款予備費は20万円と前年と同額でございます。

13ページの地方債の現在高、14ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

簡単ではございますが、以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第14号 令和2年度婦恋村上水道事業会計予算について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第14号 令和2年度婦恋村上水道事業会計予算について説明させていただきます。

初めに、第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数5,462戸、年間総配水量180万5,000トン、1日平均配水量4,948トン、1日最大配水量7,410トン、主な建設改良事業といたしまして本管布設替え工事でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、水道事業収益は1億8,866万4,000円でございます。支出の水道事業費は1億6,160万1,000円でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入につきましては3,484万9,000円を予定しています。資本的支出につきましては9,681万8,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,206万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたします。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費2,472万2,000円、第6条のたな卸資産の購入限度額は1,764万8,000円でございます。

3ページをご覧ください。

収益的収入の主なものを読ませていただきます。

第1款水道事業収益は1億8,866万4,000円、前年比392万9,000円の減額です。第1項営業収益、第1目給水収益を1億8,026万8,000円とし、前年比59万3,000円の減額です。また、第2項営業外収益、第6目の長期前受金戻入を757万6,000円とし、前年比13万2,000円の減額でございます。

4ページをご覧ください。

第1款水道事業費用は1億6,160万1,000円、前年比173万7,000円の減額です。第1項営

業費用、第1目配水及び給水費用が8,976万3,000円で前年比69万9,000円の減額でございます。職員給料関係が法定福利費関係まで含めまして、合計2,472万2,000円で前年比380万円の減額でございます。

4ページ、下のほうの委託料は976万5,000円で前年比513万1,000円の減額でございます。

5ページ中ほどの材料費は2,174万6,000円で前年比431万1,000円の減額でございます。これは、定期交換量水器の交換基数が多いための増額となっております。

第2項営業外費用、第3目消費税及び地方消費税につきまして900万円で前年比500万円の増額とさせていただきます。元年度実績に基づく金額とさせていただきます。

6ページをご覧ください。

資本的収入につきましては、第1項資本剰余金、第3目工事負担金1,000万円で、芦生田地区建設改良工事に伴う負担金収入です。

第2項企業債、第1目企業債は、細原村営分譲配水管布設替え工事に充当予定で2,484万9,000円を予定しております。

資本的支出につきましては9,681万8,000円を見込みました。前年比2,492万2,000円の減額でございます。主な支出は、第1項建設改良費、第3目構築物、配水部門で配水管工事設計委託料、配水管布設替え工事等の計5,980万8,000円が主なものでございます。

また、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金を3,326万円計上させていただきます。

7ページをご覧ください。

令和2年度上水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

一番下の行、右下になりますが、資金期末残高の予定が4億7,715万6,965円でございます。

次に、8ページをご覧ください。

給与費明細書ですが、職員数は元年度と同数の4名の予算となっております。

続きまして、11ページをご覧ください。

令和2年度上水道事業会計予定貸借対照表でございますが、右側下段の固定資産合計13億5,182万8,138円で、前年対比1億490万円ほど減額となりました。

12ページをご覧ください。

上段右側の流動資産合計5億5,599万3,849円でございます。資産合計19億782万1,987円でございます。

次に、12ページ中ほどから負債の部でございますが、13ページの6、繰延収益、右側上

から3段目の負債合計4億9,357万1,962円でございます。資本の部では8、剰余金合計、右側下から3段目の7億1,606万6,619円、資本合計14億1,425万25円、負債資本合計は19億782万1,987円でございます。

14ページから17ページにかけまして、元年度の予定損益計算書並びに予定貸借対照表です。後ほどご覧いただければと思います。

以上で上水道事業会計の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第15号 令和2年度婦恋村公共下水道事業特別会計予算について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第15号 令和2年度婦恋村公共下水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,581万9,000円でございます。

歳入の主な項目ですが、1ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金50万1,000円、第2款使用料及び手数料6,485万3,000円、第3款国庫支出金1,300万円、第6款繰入金2億2,746万5,000円、第7款繰越金700万円、第9款村債1,300万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをご覧ください。

第1款下水道費8,548万5,000円、第3款公債費2億4,023万4,000円、第4款予備費10万円でございます。

6ページをご覧ください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目下水道事業費分担金ですが50万1,000円と前年と同額です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用料ですが6,485万3,000円と前年比86万4,000円の減額でございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業費国庫補助金ですが1,300万円と前年比600万円の増額でございます。

7ページをご覧ください。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが2億2,746万5,000円と前年比1,242万2,000円の減額です。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は700万円と昨年と同様の計上でございます。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債は1,300万円を計上させていただきました。

次に、8ページをご覧ください。

歳出の主な内容について説明させていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費は1,525万6,000円と前年比32万8,000円の増額です。増額の要因としまして、料金調定システム変更に伴う委託料を69万3,000円計上させていただきました。

9ページをご覧ください。

第2目管渠管理費は1,299万5,000円で前年比220万3,000円の減額です。第10節の施設修繕費は320万円で前年比220万円の減額です。第3目処理場管理費は2,584万9,000円で前年比407万9,000円の減額です。第10節の施設修繕費は344万円で前年比351万7,000円の減額です。

10ページをご覧ください。

第1款第2項下水道事業費、第1目公共下水道事業費は3,138万5,000円で前年比1,416万2,000円の増額です。12節委託料のストックマネジメント他実施設計業務委託に2,866万2,000円で前年比1,466万2,000円の増額となっております。第14節の下水道工事費が250万円で前年比50万円の減額でございます。

11ページをご覧ください。

第3款公債費、第1項公債費では計2億4,023万4,000円と前年比249万3,000円の減額となっております。

第4款予備費は10万円と昨年と同額でございます。

12ページの地方債、13ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 次に、議案第16号 令和2年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計予算について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 続きまして、議案第16号 令和2年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,098万9,000円です。

歳入の主な項目ですが、1ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金150万2,000円、第2款使用料及び手数料6,017万5,000円、第3款国庫支出金472万5,000円、第4款県支出金189万円、第6款繰入金1億1,388万5,000円、第7款繰越金700万円、第9款村債180万円でございます。

歳出の主な項目としまして、2ページをご覧ください。

第1款農業集落排水事業費9,008万1,000円、第2款公債費1億80万8,000円、第3款予備費10万円でございます。

6ページをご覧ください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目集落排水事業費分担金50万1,000円で20万円の増額でございます。第2目個別排水整備事業費分担金100万1,000円で昨年同額でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目集落排水使用料ですが4,364万5,000円と前年比143万7,000円の減額でございます。元年度実績見込みに基づく減額でございます。第2目の個別排水使用料は1,653万円と7万8,000円の減額です。

次に、第3款国庫支出金、第1項農集排水事業国庫補助金、第1目農集排水事業国庫補助金472万5,000円です。

7ページをご覧ください。

第4款県支出金、第1項県補助金、第1目浄化槽市町村整備事業県費補助金189万円です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございますが1億1,388万5,000円で前年比106万6,000円の増額です。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は700万円で昨年と同額でございます。

8ページをご覧ください。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債180万円で浄化槽設置工事関係でございます。

次に、歳出の主な内容について説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第1目総務管理費は1,280万4,000円で前年比849万1,000円の減額で、職員人件費の減額が主なものでございます。

10ページをご覧ください。

第2目管渠管理費は908万2,000円で前年比158万6,000円の減額です。第10節の施設修繕費が133万円で前年比131万円の減額が主なものでございます。第3目処理場管理費が2,600万9,000円と前年対比227万3,000円の減額です。10節の電気料が799万2,000円と対前年121万2,000円の減額、施設修繕費が269万円と対前年149万1,000円の減額が主なものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

第1款農業集落排水事業費、第2項農業集落排水事業費、第1目集落排水事業費843万1,000円と対前年675万4,000円の増額でございます。12節の委託料に677万6,000円計上させていただきましたが、今後、企業会計への移行を検討されているため、管路の台帳整備のための費用です。14節の工事費150万円は公共ます新設工事などの費用です。第2目個別排水整備事業費は3,375万5,000円で前年比306万8,000円の増額です。第10節施設修繕費200万円と対前年50万円の増額です。

12ページをご覧ください。

12節の浄化槽保守管理委託料が1,087万7,000円と対前年比153万円の増額です。14節浄化槽設置工事費が945万円と対前年45万円の増額でございます。

第2款公債費、第1項公債費では、13ページ、上の計1億80万8,000円と269万4,000円の増額となっております。

第3款の予備費につきましては10万円で昨年と同額でございます。

14ページの地方債の現在高、15ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。

簡単ではありますが、以上で終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 以上で令和2年度予算に関する当局の説明は終わりました。

ただいまから総括質疑を行います。

ついては、質疑は総括的質疑に限り行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 令和2年度予算に対する総括質疑をさせていただきます。

まず、1つ目として、村長が朝の説明でも言いましたけれども、3つの柱を立てました。その2番目に健やかな成長を支える子育て・高齢者対策の推進（社会保障の充実）について述べております。その件についてお聞きしたいと思います。

予算では、これを実施してきた子育て支援を継続するという点についても話されましたので、その点については評価をしたいと思います。現在、国保税が高過ぎるという声をたくさん聞いております。ご存じのように国民健康保険の加入者は自営業者、非正規雇用の労働者、退職後の高齢者が多く、所得の低い方が占めているとも思います。2018年度から国保の都道府県化になりました。2019年度、婦恋村は激変緩和措置を行い、国保税の引き上げはされなかったように記憶しております。しかし、平成20年度の標準保険料率について今マスコミ等では全国的に8割の市区町村が値上げになるという報道がされております。先ほど述べたように、国保税が高過ぎて払うのも大変という声がある中で、婦恋村はどのような考え方で国保税を決めようとしているのかお答え願いたいと思います。

先日、県議会のほうに出された資料を基にしますと、婦恋村は若干激変緩和もされて減るようになるかなとも思いますけれども、その辺でもこの資料によりますと、1人当たりの納付金額の算定が15万529円って、108.65%の比になっているわけですが、その辺でこの標準保険料率が出されましたけれども、婦恋村の保険料についてはどういう決め方をするかを、まず1点お聞きするわけですが、多くの村民、高齢者のためにも値上げをしないことを願う立場で質問します。

また、介護保険制度についても同様で、国はまた、改定しようとしていますが、介護保険制度利用者が、これまでと同じように保険料を維持したり制度を利用ができるようにお約束できるのかをお聞きしたいと思います。この2点です。

それから、大きな2点目として、予算編成の考え方についてお聞きします。

先日晒された予算編成の考え方で、厳しい財政状況を理解し、すぐれた手法の追求を図ることとし、これまで最善であった手法も状況の変化に応じ、必ず改善の余地が生まれることから、現状を批判し、創意工夫を繰り返し、限られた予算を有効的に活用するよう予算を編成しましたと記されておりました。私は、この表現はとてもいいことだと思いますが、その思いを具体的に、例えば、私ですけれども、これはきっと今までの考え方にこだわらず、また新たな知恵、お金を組まなくてもソフト面でとか知恵と工夫でとかというふうに、私は受け止めたわけですが、その思いについて、まず詳しく説明していただき、そして、予

算を編成するに当たって何か1つ具体的に、例えば、その思いはこんなところに表れておりますというのがあったら説明していただきたいと思います。

大きな3点目として、村長は毎回の議会で政治姿勢として言葉を述べています。先ほどの予算説明の中では出されませんでした。これまでに例えば、村民の村民による村民のための政治とか、幾つかいつも挙げていますが、来年度予算についてはどのような姿勢で政治を執行しようとしているのか、政治姿勢とその具体的説明をしていただければと思います。

以上、3点についてお答えをお願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の令和2年度予算に対します総括質疑にお答えをさせていただきます。

第1点目でございますが、国保税についての件でございます。伊藤議員のおっしゃいますとおり、国民健康保険は平成30年度から群馬県が市町村とともに運営する形となり、財政の責任主体は群馬県が担うこととなりました。嬭恋村の国民健康保険の特徴は、高額所得者の加入が多いため、国保税の調定額は多くなっております。しかしながら、1人当たりの医療給付費は低い状態にあります。県内、各市町村の運営状況は様々であり、現在は保険料の統一に向けて検討がなされているところでありますが、今のところ、統一される年度は定まっておりません。激変緩和措置を踏まえ、そして、35市町村及び県が同等の立場で、目標は令和6年を目標として現在、調整をしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

現在は嬭恋村の国民健康保険税の状況でございますが、基金への積立額が多くなっているところのご指摘もいただいております。基金に積み立てるのならば税金を安くしたらいいのではというお考えもあるという意見もあることは承知しておるところでございます。しかしながら、現在、保険料の急激な変化を避けるため、国の財政支援による激変緩和を考慮した納付金額を群馬県において算定していただいております。これにつきましては、過去にも説明させていただきましたが、令和6年には激変緩和措置が終わります。平成31年度ですと、激変緩和措置相当の金額は約1億2,000万円ほどになっております。このようなことを考えますと、令和6年度の激変緩和措置が終わった場合、群馬県への納付金が大幅に増加する見込みとなります。このときに保険税を大幅に引き上げることなく、加入者の方にとって大きな負担にならないように現在の保険制度を維持しつつ、激変緩和措置が終わった

時期にも大幅な保険税の増額を防ぐということを見据えまして、国保税を決めておるところでございます。国保税がこれ以上高くないためにも、医療給付費の削減を図るべく、保健事業の充実、国保税の収納率の向上にも努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、介護保険制度の保険料の維持、制度利用は維持することが約束できるかと、ご質問ございました。

現在の介護保険料につきましては、平成30年度に第7期介護保険事業計画により決定されました。その際には、第6期計画の保険料を据え置きました。現在、第8期の計画策定に向け、アンケート調査を行っておるところでございます。国の制度改正により介護予防に力を入れ、要介護者の増加を防ごうとしておりますが、村では高齢化率も現在36.5%を超える状況になっております。なかなか難しい現状もあります。「揺り籠から墓場まで」と誰もが安心して暮らせる社会づくりを目指すための方策として、地域包括ケアシステム協議会も1月に発足したところでもございます。これから区長さんをはじめとする地域の皆様方と協力し合いながら、助け合いのシステム構築を行うとともに、健康寿命を延ばすためのフレイル予防の充実を図り、保険料の維持とともに、必要な方には必要なサービスが十分行われる体制整備を行っていききたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

第2点目でございますが、予算編成についての考え方でございました。

当初予算の考え方につきましては、具体的に行われた事業は防災・減災省エネルギー設備導入事業となります。防災・減災省エネルギー設備導入事業の概要については、災害時の避難所について国庫補助金、補助率4分の3、これを活用して蓄電設備及び太陽光パネルを設置することにより、災害時に電力会社からの電力の供給が止まったとしても避難所での停電を抑えることとするものであります。補助残部分についても、防災・減災・国土強靱化緊急対策債にて対応することが可能となり、一般財源を極力抑えた形で設備の導入を可能とおるところでございます。また、平常時においても蓄電設備と太陽光パネルの活用により、電気代を抑えることが可能となります。

災害時の対応においては、国及び県においても重点的に取り組むこととしており、群馬県においては令和2年度当初予算の重点施策の1番目に災害に強く、安心な暮らしと安定した経済活動の実現としており、その中の「ぐんま5つのゼロ宣言」では、災害時の停電ゼロ、温室効果ガス排出量ゼロを掲げております。このような形で、村においても、国・県の動向を注視するとともに、補助金等を有効的に活用し、一般財源を極力抑えた形で事業を進めて

いくこととしておりますので、目玉的政策としてご理解をいただきたいと思います。

最後のご質問でございました。村長は毎回議会で政治姿勢の言葉を述べておりますということでもございました。来年度予算について、どういう姿勢で臨むのかということでもございました。

いつも申しております。最大多数の最大幸福、そして、今年は特に弱いところに力を、暗いところに光を、そして、地域包括ケアシステムの構築を目指してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で総括質疑を終わります。

---

#### ◎予算審査特別委員会の設置、付託について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。議案第9号から議案第16号については、議員12名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第16号については、議員12名全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第25、議案第17号 孺恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第17号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年に公布されたことに伴いまして、特別職非常勤職員の取扱いが厳格されました。特別職非常勤職員は専門性の高い者が任用されることが必要とされていながら、全国的に事務補助職員も特別職非常勤職員として任用されていることもあり、秘守義務等が課されていないなどのことから、今回の法改正において取扱いが厳格されたところでございます。このようなことから、本村においては特別職非常勤職員について見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

慎重審議をご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第26、議案第18号 婦恋村附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第18号の提案理由を申し上げます。

地方公務員法第3条第3項第2号における特別職非常勤職員については、法令または条例により設けられた委員及び委員会とされ、その職においても専門性の高い者が任用されることが必要とされております。平成29年の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によりまして、この特別職非常勤職員の取扱いが厳格化されたところでございます。これにより本村における特別職非常勤職員の属する委員会を村の附属機関として位置づける必要があることから、本条例を改正しようとするものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第27、議案第19号 婦恋村交通指導員設置条例の廃止についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第19号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年に公布されたことに伴いまして、先ほど提案させていただきました議案第17号にもありまして、特別職非常勤職員の取扱いが厳格化されたことにより、交通指導員については特別職非常勤職員としての位置づけではなく、他の方法で運用しなくてはならなくなりましたので、本条例を廃止しようとするものでございます。ただし、長い歴史のある交通指導員におかれましては、今回の法改正により任用等の方法が変わるものの、今までどおり地域の交通安全指導にはなくてはならない存在の方たちでございますので、要綱等を整備し、今までと何ら変わることなく地域の交通安全対策にご尽力していただきたいと考えておるところでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

---

◎議案第20号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第28、議案第20号 婦恋村区設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第20号の提案理由を説明申し上げます。

地方公務員法の改正によりまして、特別職非常勤職員の要件が厳格されました。区長の地位を改める必要が生じたことに伴いまして、本条例の一部を改正行いたいので本案を提出す

るものでございます。

先ほど申し上げました交通指導員のところで申し上げた理由と同じ理由でございますので、慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第29、議案第21号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第21号の提案理由を説明させていただきます。

国民健康保険税減免基準の群馬県下統一した取組を行う方向で進んでおります。その方向に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第30、議案第22号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第22号の提案理由を説明申し上げます。

群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部改正により、借換制度が継続されることに伴う条例の改正でございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

◎議案第23号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第31、議案第23号 婦恋村立幼稚園設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第23号の提案理由を説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、婦恋村立幼稚園設置に関する条例を改正するものでございます。

国のほうの無償化に伴いまして、本条例を改正するものでございますので、慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

◎議案第24号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第32、議案第24号 婦恋村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第24号の提案理由を説明させていただきます。

村独自事業の無料化に伴いまして、婦恋村学童保育所の設置及び管理に関する条例を改正しようとするものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

◎議案第25号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第33、議案第25号 群馬県市町村公平委員会の共同設置についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第25号の提案理由を説明させていただきます。

令和2年4月1日から、群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が効率的な公平委員会を運営するため、渋川市外33団体が群馬県市町村公平委員会を一本化して共同設置することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3号の規定により、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第34、議案第26号 嬭恋村等公平委員会共同設置規約の廃止についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第26号の提案理由を説明させていただきます。

嬭恋村及び西吾妻衛生施設組合における公平委員会の共同設置を廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3号の規定により、この案を提出するものでございます。

群馬県の市町村等、35市町村等が公平委員会を一本化することに伴いますものでございます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第35、議案第27号 婦恋村辺地総合整備計画の変更等についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第27号 辺地総合整備計画の変更等について提案理由を申し上げます。

田代辺地につきましては、平成27年度に策定した計画の変更となります。変更の内容は、消防団詰所の建設工事を追加するものとなります。干俣辺地につきましては、消防団詰所の建設工事及び村道の改良工事を実施するための策定となります。詳細は計画書のとおりでございますが、事業実施に当たりまして財源として辺地対策事業債を借入れすることができ、その償還時には交付税措置もされるものでございます。

慎重なるご審議を賜りまして、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第36、議案第28号 村道路線認定についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第28号につきまして提案理由を説明させていただきます。

道路法の規定に基づき、農村総合整備モデル事業及び中山間地域総合整備事業において整備された農道を新規に村道認定するため、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎請願書、陳情等の委員会付託について

○議長（松本 幸君） 日程第37、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたしま

す。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議員派遣の件について

○議長（松本 幸君） 日程第38、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員派遣をすることに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。ただいま議決された議員派遣について、変更が生じた場合は議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣については、変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

---

#### ◎休会について

○議長（松本 幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により8日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから8日まで休会することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時02分

令和 2 年 第 1 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和2年第1回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和2年3月9日(月)午前10時00分開議

- 日程第1 承認第3号 令和元年度嬭恋村一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認について
- 日程第2 令和元年度嬭恋村各会計補正予算について
- 日程第3 予算審査特別委員会報告について
- 日程第4 議案第17号 嬭恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第18号 嬭恋村附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第19号 嬭恋村交通指導員設置条例の廃止について
- 日程第7 議案第20号 嬭恋村区設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第21号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第22号 嬭恋村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第10 議案第23号 嬭恋村立幼稚園設置に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第24号 嬭恋村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第25号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について
- 日程第13 議案第26号 嬭恋村等公平委員会共同設置規約の廃止について
- 日程第14 議案第27号 嬭恋村辺地総合整備計画の変更等について
- 日程第15 議案第28号 村道路線認定について
- 日程第16 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第34号 工事請負契約の締結について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 黒岩敏行君  | 2番  | 土屋圭吾君 |
| 3番  | 石野時久君  | 4番  | 上坂建司君 |
| 5番  | 佐藤鈴江君  | 6番  | 土屋幸雄君 |
| 7番  | 松本幸君   | 8番  | 黒岩忠雄君 |
| 9番  | 伊藤洋子君  | 10番 | 大久保守君 |
| 11番 | 羽生田宗俊君 | 12番 | 大野克美君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |        |               |       |
|--------|--------|---------------|-------|
| 村長     | 熊川栄君   | 副村長           | 加藤康治君 |
| 教育長    | 地田功一君  | 総務課長          | 土屋和久君 |
| 総合政策課長 | 佐藤幸光君  | 税務課長          | 宮崎貴君  |
| 住民福祉課長 | 熊川真津美君 | 建設課長          | 宮崎芳弥君 |
| 農林振興課長 | 横沢貴博君  | 観光商工課長        | 地田繁君  |
| 上下水道課長 | 宮崎忠君   | 教育委員会<br>事務局長 | 熊川武彦君 |
| 会計管理者  | 熊川さち子君 |               |       |

---

事務局職員出席者

|        |      |    |     |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 黒岩崇明 | 書記 | 宮崎剛 |
|--------|------|----|-----|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和2年第1回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第1、承認第3号 令和元年度婦恋村一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の調査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は提案のとおり承認することに決定しました。

---

◎令和元年度孺恋村各会計補正予算についての質疑、一括討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第2、令和元年度孺恋村各会計補正予算についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計補正予算から順次行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

それでは、孺恋村一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

9番、伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 一般会計について質問させていただきます。

まず初めに、23ページ、右の説明で地域おこし協力隊運営事業が1,227万3,000円マイナスになっていますけれども、これは何人分に当たるのかどうかで、それ以降は全然ないのかということをお聞きしたいと思います。

それから、35ページ、4目の保育所運営費で東部保育所運営事業がマイナス730万円になっていますが、これはもしかしたら1人分の賃金かとは思いますが、東部保育所は増築もしたりして人員が必要になるところだと思いますけれども、この1人辞めたのかどうかですけれども、その中で運営のほうはいろいろ不都合が生じていないかどうかちょっと心配なので、お聞きしたいと思います。

それから、41ページの3目の観光費の説明15節で観光施設工事1,180万円のマイナスは、どこの設備ができなかったのかを1点お聞きしたいと思います。

それから、次のページの42ページ、先日の予算だったか何かの全協、地方創生かで、村創生でお話があったんですけれども、説明の18節で無線インターホン購入費がマイナスになっ

てJRの許可が得られなかったという説明があったんだけど、ある程度、JRのほうも了解を得たということで買うというふうに聞いていたような気がしたんですけど、そうすると、これについて足の不自由な方、また、お子さん連れて荷物のいっぱいの方とか、そういう方々への対応は今後どのように考えるのかをお聞きしたいと思います。

それから、次に、44ページの8款土木費の説明の13節除雪委託料が5,000万円プラスになっているんですけど、もしかしたら、パノラマラインの北ルートかなと思われるんですけど、でも、来年度予算には除雪委託料が6,000万円ちょっとしか入っていないけれども、これがその台風以降だけで5,000万円もなったのかどうか、その辺の除雪委託料の5,000万円プラスの分について説明していただければと思います。

それから、51ページの4目の文化財保護費の説明の15節文化財施設工事費、これは溶岩樹型のほうに関わると思うんですけど、この工事はどこで、どうしてマイナスになったのか、その説明、それで今後に向けてはどのように行うのかというのをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） それでは、総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） それでは、ただいまの伊藤議員の質問にお答えしたいと思います。

23ページ、地域おこし協力隊運営事業の人数ですけど、当初では6名プラス1名ということで、1名は発掘の関係の地域おこし協力隊ということで計7名を見込んでおりました。応募がなくて4名ということで減額となりました。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） それでは、東部保育所運営事業の730万円の減額について説明させていただきます。

これにつきましては、人件費の減、臨時職員の減額ですが、当初予定していた人数が確保できなかったために減額となったものでございます。これにつきましては、現在、臨時職員を鋭意募集しているんですけど、なかなか集まらないのが現状ですが、現在のところ保育に支障を来すほどのことが起こっておらず、ぎりぎりではありますが、運営はできておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 続いて、観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

観光施設工事に関しまして、バラギの散策路を予定していたものが実際進められず工事費として残ってしまいました。また、湯尻川周辺整備に関しまして周辺整備が行えずということになります。また、雪山讃歌移設に関しまして計画を進めておったんですが、台風によりその移設場所が流されてしまい、工事ができないということで1,180万円というマイナス補正ということになります。

また、42ページ、無線インターホンに関してなんですが、当初、J R長野原草津口の駅長と協議をしながら、また、高崎のほうも支社のほうもしてきたんですけども、実際にはインターホンもいけるような話が当初出ておりました。ですが、いろいろなインターホン、また、リフト関係詰めていった中で、実際インターホンに代わるもので、今は携帯電話があるので、携帯でのそういったことでも可能ではないかというようなことの話も出てきて、最終的に無線インターホンの取付けという部分では、これは許可的にはできないと。また、実際に体の不自由な方が来られた場合は、J R東日本としては事前のインターネットでの申込みということで、職員が対応をすると、資格を持ったやはりJ Rの職員がきちっとした対応をしないで事故が起きた場合に対応するためには、J R職員が対応する以外にはないということの指導をいただきまして、インターホン設置等も併せて、そこはなくなりました。

今後に関しましては、J Rの指導の中、現在、もし、そういった方がおった場合、観光協会等に電話をしていただくような周知をして、それで連絡があった場合、こちらからJ Rの長野原草津口へ連絡をするというような流れでやっていただきたいということに話がなりましたので、そういった形で対応をしていきたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

これはパノラマラインの除雪に係るものではなくて、過去5年間の実績に合わせた補正の増でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） それでは、教育費の文化財保護費に関して、浅間山溶

岩樹型活用事業費の減額について説明させていただきます。

これにつきましては、現在、溶岩樹型の発掘をしているわけですが、5メートルまで掘り下げて、その底が見える予定でしたが、底がまだ到達できずに来年まで引き続きの工事とする、来年もさらにもう一年、工事を継続することといたしました。ここは駐車場用地になっておまして、その駐車場の整備をする、この工事費とする予定でしたが、その発掘が終了しませんでしたので、これをまた、来年掘り直しますので、再来年にこの工事をする予定で現在、計画させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今の説明で大体分かりましたけれども、1点、万座鹿沢口駅のことですけれども、私も長野原駅長に尋ねたときに、先ほど課長がおっしゃったような事前の申込みということで、それは結局は長野原町までしか来れないんですよね。事前に申込みがあると、長野原駅長が長野原駅自身も人員不足なんで、多くの駅に声をかけて4人確保してやるという、そういう説明は受けたんです。だから、私は長野原駅長に、私は万座鹿沢口駅に来てほしいんだということ saying してみたんですけれども、そういう意味で、やはり万座鹿沢口駅に来られるような体制を今後もやはり高崎支社とか、そういうところに行ってやるとか、それで障害者もそんな事前に申し込まなければ駄目なようなんでは、自由に出歩けないというんでは、本当にユニバーサルな社会じゃないし、そういう点では、そういった方向に私は取り組むべきかなと思いますので、今後も村長に頑張ってくださいと思います。

それから、先ほどの除雪委託料は5年間の実績に合わせた補正ということ、来年度予算にはそれがプラスされたのがないけれども、そういった予算として本来は当初予算も組むのがあり方じゃないのかなと思ったんですけれども、その点についてお答えいただければと思います。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 今年も雪はそんなに降っていないんですけれども、どうしてもこの補正が早い時期に補正をつくるものですから、こういう形の5,000万円増ということになっています。

それで、先ほどのご質問なんですけれども、本当は1億円とかで組めればいいんですけれども、当初予算のため6,000万円ということで予算を計上させていただいて、いつもこの補正で対応しているような形を取っています。よろしく願いします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で一般会計補正予算（第10号）の質疑を終わります。

次に、孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

ご質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の質疑を終わります。

次に、孺恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 8ページの2款保険給付費の1目居宅介護サービス給付費がマイナス2,000万円ということで、先日の説明では低く抑えられたという説明を受けましたけれども、これは要因として介護者が少ないのか、それとも遠慮してというか、お金がかかるからとか抑えているのか、その辺の要因として考えられるものがありましたら、説明をお願いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えします。

介護居宅サービス費の給付費が2,000万円減額になったというのは、実績に基づいたものですので、サービスを抑えているとか、そういったことではなく、年度末の実績を見据えての減額となっております。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で孺恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村上水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村上水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の質疑を終わります。

次に、婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を終わります。

お諮りいたします。各会計補正予算について一括で討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

各会計補正予算について一括で討論を行います。

意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

順次、採決を行います。

最初に、議案第1号 令和元年度孺恋村一般会計補正予算（第10号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和元年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和元年度孺恋村介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和元年度孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和元年度孺恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和元年度婦恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和元年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和元年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎予算審査特別委員会報告についての一括討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第3、予算審査特別委員会報告についてを議題といたします。

令和2年度各会計予算は、本定例会第1日に予算審査特別委員会に付託し、審査願っておりましたが、審査が終了し、別紙配付のとおり予算審査特別委員会審査報告が提出されております。

お諮りします。本件に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

また、委員長報告に対する質疑も、全議員が委員でありましたので省略いたします。

それでは、一括討論を行います。

御意見ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 私は一般会計ほか、特別会計に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

今回、一般会計にはこの10月19日でしたですか、災害の予算が盛り込まれており、一日も早い住民の生活が保てるような予算となっております。それを見ますと、賛成というような形でございます。

ただ1点、毎回申しておるんですけれども、議会事務局に今、監査役、監査委員を持ってきておりまして、その際に村長は1人職員を増やすというようなことで、それは選挙前の約束でありました。いまだにその監査委員の中に職員がまだ配置できないということは、あまりにもちょっと残念なことであり、また、その人事を配置するのには、もう村長ご存じのとおり、秘書の時代からのいわくがあるわけございまして、ぜひともその監査委員に職員を増やすということを前向きに考えていただくことを要望しまして、賛成の立場でさせていただきます。終わりです。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は、一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、介護保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算に反対、そのほかの会計に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計ですが、昨年の台風19号被害の復旧・復興にご尽力されたことは評価するとともに、JR吾妻線が2月21日に走行できたこと、国道144号線が来年6月に復旧できる見通しになったことは喜ばしいことと思っております。

私は総括質疑において、3つの柱の2番目について、特に高齢者対策の推進、社会保障の充実のために国民健康保険税の軽減を求めました。ところが、その点についての答弁ではなく、基金を増やしていることに触れ、将来県への納付額が増えたときの対応のために使うと

いうものです。今、保険料を納めるのに大変になり、命や暮らしを脅かしていること、納められずに短期保険証になり、いつ病気になるか不安になっていることへの思いやりと施策が伝わってきません。

介護保険制度については、今、地域包括システムを推進していこうとしています。しかし、介護保険制度が始まってから20年になろうとしています、これまでに何度も改悪され、社会保障とはいえない制度になっています。利用者には負担増とサービスの後退がされてきました。まずは、介護保険制度をよくしていかないと自治体の負担が増えるとともに、地域包括システムの構築も、そこに住む高齢者にとっていいものになるとは考えられません。介護保険制度を本来の目的であった、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みにしていくことが必要です。村長の報告にも、高齢化率が36.5%というのが報告されました。そうした中では、高齢者の生活をまずはよりよくしていくことも必要だと思ったところです。

また、JR吾妻線についても、これまでに私も含め、ほかの議員からも駅周辺の活性化、吾妻線乗降者を増やすことなどについて取り上げてきたのに予算に反映されていません。

総括質疑の3つ目に、政治姿勢を問うたことに対し、最大多数の最大幸福、暗いところに光を、明るいところに力をと答えましたが、具体的な取組として挙げた地域包括システムにどう生かすは示されません。今後の施策に生かされることを期待するところです。

また、マイナンバーカードについては、村長は国の方針に基づいて進めようとしています。今、国は2021年には国保もマイナンバーカードに入れるとか、何か買物したときに国の予算でポイントをつけるとか、必死になってマイナンバーカード登録を進めようとしておりますが、なかなか進まないのは、やはりカードからの情報の漏えいかと思います。機械をつくっているのは民間のIT関連です。村におけるマイナンバーカードの推進には慎重にしてほしいことを求めていると思います。

こうしたことから、総合的に反対とします。

国民健康保険特別会計では、私の関わった方が保険料を支払うことができず、病院に行けなくなって亡くなった方がおります。担当の職員は丁寧に対応してくれましたが、そういう結果になったのは高過ぎる国保税、困った方の救いになる生活保護制度になっていないなど考えられます。現在の制度では弱い方への制度になっていないという思いで反対です。

介護保険制度特別会計は、先ほど述べたように当初の目的であった高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みにはほど遠くなってきております。高齢者の方々からは、保険料を払っているのに、利用するときにはいろいろと制限があるという声を聞きます。これは制度の見

直しをするたびに保険料が引き上げられるばかり、そして、サービスは減らされているからです。そして、自治体が総合事業として行うために、自治体に押しつけられてきております。

後期高齢者医療特別会計は、これまで社会に貢献してきた高齢者に対し、別の保険制度に移して保険料を課すという制度そのものに反対ですが、少ない年金から引かれて自分で使えるお金が少ないと嘆いている高齢者のことを考えると、すっきりした気持ちにはなれません。保険料のことなので困っている高齢者には寄り添って相談に乗るなど、きめ細かな対応を求めておくことをしておきます。そうしたことから私は先ほど挙げた会計には反対となっております。

これで私の討論を終わります。

○議長（松本 幸君） ほかに。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 私は、一般会計及び国民健康保険をはじめとする特別会計について、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

やはり台風19号の災害復旧が第一義とされる予算となっておりますので、そこは早急に手がけていただきたいというふうお願いするとともに、やはり新規事業もありますし、少子高齢化が進む中であって財源確保が大変厳しい状況の中もあると思いますが、そういった中、工夫をされた予算編成になっているというふうに思います。

また、国民健康保険においては、やはり健康長寿を延ばしていく介護予防、健康増進を図るような取組が今年度予算の中でも取り組まれているところでもありますので、そういった観点から賛成をしたいと思います。

また、当初予算に関して、例えば備品とかそういったものの購入費が当初予算で盛り込まれていた場合については、スピーディーに予算執行をしていただきたいと思います。それは、やはり住民が同じ予算執行する際に対しても、年度末であっては住民に対する喜び度が違ってくるというふうに思いますので、予算編成、当初予算で組まれているものについては各課連携をしてスピーディーな実施を、執行を図っていただきたい、そのことをお願いをしまして賛成の討論とさせていただきます。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

土屋議員。

○6番（土屋幸雄君） 一般会計、特別会計に賛成の立場で討論させていただきます。

今、コロナウイルスが蔓延しております。これが嬭恋村の経済もこれから長引けば、いろいろなところへ、いろいろ影響が出てくるかと思うんですけれども、この対応を、もし、今後どう長引いて、いろいろ不景気になったとき、そういうときの対応を補正とかで本当にしっかりとやっていただくことを望みまして、賛成の討論といたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

ついては、委員長報告順に採決を行います。

最初に、議案第9号 令和2年度嬭恋村一般会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和2年度嬭恋村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数でございます。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 令和2年度嬭恋村介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 令和2年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報

告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第12号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 令和2年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第13号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 令和2年度孺恋村上水道事業会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第14号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 令和2年度孺恋村公共下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第15号は原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 令和2年度孺恋村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決でありました。

よって、この際、原案についてお諮りいたします。議案第16号は原案どおり可決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 村長。

○村長（熊川 栄君） ありがとうございます。

○議長（松本 幸君） 日程第4から日程第15については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、各議案について、順次、質疑、討論、採決を行います。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 初めに、日程第4、議案第17号 婦恋村特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第5、議案第18号 婦恋村附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第6、議案第19号 婦恋村交通指導員設置条例の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） これまでの17、18、19に通じるんですけども、一度、私、守秘義務を守らなかったということで相談を受けたことがありますけれども、こういったことへの特別職とか臨時職員とか非常勤とかいろいろありますけれども、そういったことへの村とし

での指導というか、そういう研修とかはどのようにされているかだけお聞きしたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 国家公務員法、あるいは地方公務員法におきまして、身分保障をされております。それに伴いまして、地方公務員には守秘、秘密を守る義務というのが地方公務員法、条例上課されておるわけでございます。一般の職員は当然のことでございますけれども、今度は会計年度任用職員につきましても、守秘義務は当然課されると思っております。個人の生命・身体・財産に関わるようなこと等の、あるいは秘密に関する事項につきましては、常に朝礼でも申しておりますし、また、課長会議でも申しておるところでございます。4月からは新たに会計年度任用職員も変わるわけでございますので、しっかりとそのことにつきましては指導してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第7、議案第20号 婦恋村区設置条例の一部改正についてを議題

といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第8、議案第21号 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第9、議案第22号 婦恋村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第10、議案第23号 婦恋村立幼稚園設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先日の説明では、今後、保育料とかは村長が別に定めるということで規則にうたうということになりましたけれども、これを決めるときは議会には何らかの形ではかけられることになるのでしょうか。知らない間に決まっているというのではちょっと困るので、その点について確認したと思います。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

幼児教育無償化に伴う件ですので、当然議会にもお諮りいたしますし、教育委員会にも諮らなければならないものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第11、議案第24号 孺恋村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。  
本案について討論を行います。  
ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。  
直ちに採決を行います。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松本 幸君） 起立全員であります。  
よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第25号の質疑、討論、採決

- 議長（松本 幸君） 日程第12、議案第25号 群馬県市町村公平委員会の共同設置についてを議題といたします。  
本案について質疑を行います。  
ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。  
本案について討論を行います。  
ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。  
直ちに採決を行います。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松本 幸君） 起立全員であります。  
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第13、議案第26号 婦恋村等公平委員会共同設置規約の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第14、議案第27号 婦恋村辺地総合整備計画の変更等についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第15、議案第28号 村道路線認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第16、議案第29号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第29号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 議案第29号 工事請負契約の締結について、詳細な説明をさせていただきます。

工事名が、令和元年度（仮称）ふれあいマルシェ新築工事でございます。

契約金額が8,547万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が777万円となっております。

工事場所につきましては、鎌原地内ということで、直売所予定地ということでございます。

4、契約の相手方といたしましては、渡辺建設株式会社様でございます。

29号案の参考資料ということで、裏面に入札の経過がございますので、ご確認賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） ちょっと聞きたいんですけども、このふれあいマルシェ、この間の図面が出たやつだよ、全員協議会で。あのときは干俣建設工業なんていう名前が入ったのが、どうい。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 黒岩議員のご質問ですが、干俣建設工業さんは設計の業者様

ということでご理解いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○8番（黒岩忠雄君） じゃ、元請けは渡辺さんということだね。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第17、議案第30号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第30号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 議案第30号について詳細な説明をさせていただきます。

工事名ですけれども、令和元年災 第731号 村道長井大平線他 1 路線 道路災害復旧工事。

契約金額 2 億3,540万円。

工事場所、孺恋村大字大笹地内。

契約相手でございますが、渡辺建設株式会社様でございます。

裏面に入札の経過がありますので、参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 1つだけなんですけれども、先ほどの工事と同じ落札者になっているわけなんですけれども、この工事期間はいつまでになっているのかというので、それでもちゃんと工事期間守ってちゃんとやれるかどうかというのがちょっと心配なんで、その辺についてお答えいただければと思います。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員の質問に答えさせていただきます。

当初の工期なんですけれども、これは3月の末になると思います。それで、補正のほうで繰越しをさせていただいていると思うんですけれども、そこで繰越しをして、ちょっと今、手元にいつまでの工期になるかというのは、まだ決まっていませんので、あれなんですけれども、そんな形で繰越しをさせていただいて、令和2年のほうで完成をしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第18、議案第31号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大久保守君の退場を求めます。

[10番 大久保 守君退場]

○議長（松本 幸君） 本案について当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第31号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

[建設課長 宮崎芳弥君登壇]

○建設課長（宮崎芳弥君） それでは、議案第31号について詳細な説明をさせていただきます。

工事名ですけれども、令和元年災 第700号 普通河川三つ子沢他1河川（善光寺橋上下流）河川災害復旧工事です。

契約金額ですけれども1億3,486万円。

工事場所ですけれども、婦恋村大字大笹地先。

契約相手ですけれども、大久保産業株式会社様です。

なお、入札の経過なんですけれども、参考資料として裏につけさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。お願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 大分前になりますけれども、この会社に工事をお願いしたときに工事費の1割を前もって村に納めるお金のことを忘れたんですけれども、それがされていないで村が工事をこういうふうに着工した件がありましたけれども、その点についてはきちんと当局としては、そういうものも確認を取ってやっているかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） これから契約ですので、しっかりと確認を取らせていただいて、契約のほうをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

大久保守君の入場をお願いします。

〔10番 大久保 守君入場〕

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第19、議案第32号 工事請負契約の締結についてを議題といた

します。

地方自治法第117条の規定により、上坂建司君の退場を求めます。

[4番 上坂建司君退場]

○議長（松本 幸君） 本案について当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第32号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

[建設課長 宮崎芳弥君登壇]

○建設課長（宮崎芳弥君） 議案第32号について詳細な説明をさせていただきます。

工事名、令和元年災 第712・213号 村道鳥居峠車坂線他1路線（農場）道路災害復旧工事。

契約金額ですけれども8,745万円。

工事場所、婦恋村大字田代地内。

契約相手でございますけれども、上坂建設株式会社様です。

入札の経過が裏側についていますので、参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

上坂建司君の入場をお願いします。

〔4番 上坂建司君入場〕

---

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第20、議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第33号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議をご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第33号について詳細な説明をさせていただきます。

工事名、下水道災害復旧事業 令和元年災 第734号 吾妻川 西窪下水道水管橋 災害復旧工事です。

2、契約金額1億5,785万円です。

工事場所、婦恋村大字西窪地内です。

契約の相手方、丸栄建設株式会社様です。

裏面に入札の経過がありますので、御覧ください。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第21、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第34号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議をご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第34号の詳細な説明をさせていただきます。

1、工事名、下水道災害復旧事業 令和元年災 第733号 婦恋村水質浄化センター 災害復旧工事。

2、契約金額9,460万円。

工事場所、婦恋村大字芦生田地内。

契約の相手方、渡辺建設株式会社様です。

裏面に入札の経過がありますので、御覧ください。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会について

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。議事の都合により11日まで休会にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、あしたから11日まで休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松本 幸君） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 12 分

令和 2 年 第 1 回 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )

## 令和2年第1回嬭恋村議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第3号)

令和2年3月12日(木) 午前10時02分開議

日程第 1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 2 一般質問

日程第 3 閉会中の継続審査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 黒岩敏行君  | 2番  | 土屋圭吾君 |
| 3番  | 石野時久君  | 4番  | 上坂建司君 |
| 5番  | 佐藤鈴江君  | 6番  | 土屋幸雄君 |
| 7番  | 松本幸君   | 8番  | 黒岩忠雄君 |
| 9番  | 伊藤洋子君  | 10番 | 大久保守君 |
| 11番 | 羽生田宗俊君 | 12番 | 大野克美君 |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |        |           |       |
|--------|--------|-----------|-------|
| 村長     | 熊川栄君   | 副村長       | 加藤康治君 |
| 教育長    | 地田功一君  | 総務課長      | 土屋和久君 |
| 総合政策課長 | 佐藤幸光君  | 税務課長      | 宮崎貴君  |
| 住民福祉課長 | 熊川真津美君 | 建設課長      | 宮崎芳弥君 |
| 農林振興課長 | 横沢貴博君  | 観光商工課長    | 地田繁君  |
| 上下水道課長 | 宮崎忠君   | 教育委員会事務局長 | 熊川武彦君 |
| 会計管理者  | 熊川さち子君 |           |       |

---

事務局職員出席者

議会事務局長 黒 岩 崇 明 書 記 宮 崎 剛

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、ただいまから令和2年第1回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（松本 幸君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に請願・陳情書等を所管の委員会に付託し審査願っておりましたが、いずれも審査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

総務文教常任委員会への付託の請願第1号及び請願第2号、産業建設常任委員会へ付託の陳情第8号及び要望第1号から要望第4号については、所管の委員会ごと一括報告をしていただき、案件ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は傍聴、区長会の皆さん、ご苦労さんでございます。

それでは、総務文教常任委員会の報告を申し上げます。

総務文教常任委員会では、請願2件について当委員会への付託を受け、3月6日、午前10時から議長及び委員6名、当局から村長、副村長、教育長、関係課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査しましたが、その結果について報告をいたします。

全日本年金者組合群馬県本部執行委員長及び吾妻支部長の連名で提出された請願第1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める及び請願第2号 若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求めるについて審査を行いました。

紹介議員である伊藤議員からの説明では、請願1号について、給料のときは毎月支給なので月単位で生活を考えているのに、高齢になって年金支給が2か月に1回では生活リズムが変わり、使い過ぎたりするので、毎月支給にしてもらいたいとの説明がありました。

また、請願2号については、現行の年金は保険料方式なので、若い人や年金を払えない人が高齢になったときに年金が命綱なのに、年金をもらえなかったら大変なことになる。将来誰もが安心して暮らせるように、最低保障年金制度にしてもらいたいとの説明がありました。

なお、請願第1号、請願第2号ともに政府に意見書を求めるものとなっております。

請願第1号について、委員からの意見では、毎月支給にした場合には4億円の振込手数料がかかること、年金システム改修に56億円以上かかることなど、毎月支給にしても年金の年間額は同じなので、現行制度でよいのではないかとの意見があり、不採択と決しました。

請願第2号について、委員からの意見では、現在の年金制度は3人で1人を支える制度となっている。2040年には1.5人で1人を支えるようになるとの試算もあり、平成21年度からは年金のうち国の負担額は3分の1から2分の1になりました。このようなことから、最低保障年金にした場合には、国の負担がもっと増えるようになり、消費税等の増額がないと無理ではないか。また、年金受給条件の年金を掛ける年数が25年から10年となり、受給しやすくなったこと、年金等の収入がない人には生活保護の制度もあること、また、国が最低保障をすれば、年金を掛けない人がもっと増えるのではないかとの意見もあり、不採択と決しました。

その他といたしまして、教育委員会と住民福祉課から新型コロナウイルス感染症に関する対応について説明がありました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 請願第1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願について、

委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

9番、伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） それでは、委員長報告について質問を行います。

今の委員長報告では、給料は毎月支給だということで、手数料の問題だけが委員会の中で審議されたように聞こえましたけれども、それでは年を取ったときに少ない年金で毎月暮らすことへの本当に多くの村民とか国民の生活の実態については一つも出されなかったのでしょうか。

それと、もう一つは、この手数料についてすごく4億円の手数料とか56億円とか出ますけれども、それはなぜ一番低い国民年金の人たちにだけその点がアップされて話し合われたのか。それはいろんなところでも手数料はかかるわけですよね。私たちが厚生年金をもらうときでも共済年金もらうときでもかかっているけれども、なぜ国民年金にだけそういうことが何かクローズアップというか、出されたのか、その辺についてはどう委員会では考えられたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） じゃ、1点、伊藤議員の質問にお答えいたします。

まず、年金の手数料、システム改修にかかる料金ということで質問がありました。これは口座に振込手数料が1件10円ということで、受給者が約4,000万人ということは、掛ける10円で4億円ということで、1か月振り込む手数料が4億円かかる。これがつまり年間というところと6回なんで24億円ということでございます。伊藤さんの言うとおりにすれば、12回なので、さらに24億円アップ、合計で48億円ということになります。

それと、もう一つ、システム改修ということで、これは国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の天引き等いろいろ行っております。国のシステムだけでなく、全国の自治体のシステム改修が必要ということで、これにかかる費用が56億円というようなことでございます。伊藤さんの言ったことを素直に受け止めてやれば、56億円プラス24億円、合計80億円のお金が国民の大切な血税がかかるわけでありまして。私どもはそんな無駄な税金を使ってもしょうがない。税金はもっと大事に使わなければというような思いから不採択いたしました。

以上です。伊藤さん、何かあったらまた質問してください。

○議長（松本 幸君） ほかに。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今の委員長の報告は、私の質問の趣旨に合っていません。こうしたお金はいろんな共済保険でも厚生保険でもかかっているわけです。国民年金という平均4万6,000円の支給の中にこういう手数料のことを委員会としてはここだけをなぜ取り上げたのか。ほかの共済年金とか厚生年金にもかかっているわけだけれども、そこにはなぜ目を向けなかったかということをお聞きしているんです。その手数料を無駄と言ったら、じゃ、年金もらうのに国が1件1件に払うようになるわけですね。そのほうがもっと無駄になるわけだから、その点だけ取り上げて不採択というのでは、このことでは前回も手数料のことが出されて、趣旨採択になったわけですけども、今回は不採択ということでは私はやっぱり後退したとしか思えません。その手数料についてもう一度お答え願います。

○議長（松本 幸君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） 伊藤さんの気持ちも分からないわけではございませんけれども、この前の委員会に出たときは2011年ですか。もうあれから9年という歳月がたっております。9年たてば時代も変わり、人間も変わり、いろいろ変わります。変わってもこれはやむを得ないと私は思っております。

そして、あともう一つは、この年金も25年掛ければいいということが10年でいいということにもなりました。それともう一つは、やっぱり掛けない人も何とかもらえないかというような思いだと思いますけれども、やはり私らが普通に考えれば、掛ければ当然これは支払う義務は当たり前だと思いますけれども、掛けない人にまで支払いをすると、やっぱり真面目に払っている人に見れば、何で掛けない人にまで払うのかというような疑問も出るかと思えます。そういった意味なんで、いろいろとお話をした結果、振込手数料とかいろいろあります。伊藤さんもしこういうことを言うのであれば、もっとしっかりとその金の出どころを調べて、よく説明をしていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど委員長報告に質疑したところ、村民とか国民の生活実態には全然根づいたものじゃなくて、ちょっとがっかりしたものですけれども、今委員長がその質疑に答える中で、手数料もそうだけれども、次の2番目の請願についてまで触れていましたけれども、その辺は次の討論で言いますけれども、毎月支給というのは多くの村民が望んでいて、私は実際にこの請願の紹介議員になるに当たって、いろいろ聞き取りしましたけれども、やっぱりそのほうがいいという人が、例えばですけれども、10人聞いたら1人は、まあ今のままでもいいんじゃないかという実情でした。世界に目を向ければ、やっぱり毎月支給にしているし、イギリスなどは1週間に一遍の支給にもしているということも分かっておりますけれども、そういう多くの国民、村民の声に答えるのが私たち議員の仕事だと思いますので、私は前回よりも後退しないように、ぜひ採択にさせていただきたいという強い思いを持って訴えをさせていただきます。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

請願第1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願について、委員長報告のとおり不採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第2号 若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 委員長報告に質問いたします。

先ほど確かに年金を掛ける期間が25年から10年になったということで、もらえるのが早くなっていることだなと思いますけれども、それでは、そのもらえる年金は10年掛けた分なのか、それに上乗せしてもらえるものなのか。10年だけだったら、今よりも少ない金額になると思うんですけれども、その辺については委員会の中でどうだったんでしょう。金額の点

ではどうなるのでしょうか、お答え願えます。

○議長（松本 幸君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） 金額という面でと言われても、国民年金は25年しっかり掛ければ、今で言えば多分年間76万円ぐらいはもらえるんじゃないかと思います。それで10年掛けたとしても、その半分を見ても10年掛ければ月に3万円ぐらいもらって、年間36万円、約40万円近くなるかと思います。そこで、私も先ほども言いましたけれども、掛けてない人が掛けてないから国庫負担でお願いということも出ましたけれども、その辺はちょっと私どもには、それは国の方向はちょっと分かりません。ただ、1つ言えることは、また次のことで賛成討論のほうで私も一言言いたいことがありますけれども、年金の問題はなかなか難しいことだと私は思っております。ぜひその辺をご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、委員長は今現在が先ほど言ったように、国民年金の平均は4万6,000円で、最高でも6万7,000円だと思ったんですけれども、その半分になっても生活できると思うのでしょうか。その点についてだけお願いします。

○議長（松本 幸君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩忠雄君） ちょっと私は金がなければ確かに大変だということは理解できます。だけれども、伊藤さんは多分そういう人の意見を伺っているからここで言うかと思えますけれども、私どもはちょっとその辺はまだ生活の関係がどういうことで年金で命綱ということは聞きましたけれども、年金が頼りの人は確かにそういうことは理解できますけれども、高齢者の方が息子夫婦だとかと一緒に住んでいれば、これはこれでまたまるっきり生活ができないというようなことはないとは私は考えておりますけれども、その辺もひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私はこの請願の紹介議員として、やはり皆さんにぜひ採択にさせていただきたいという思いで説明をさせていただきます。

先ほど最低保障年金制度は国のお金を使うから、掛けてない人ももらえるのはどうかという委員長報告がありましたけれども、実は世界では年金の最低保障が常識で、それで、先進国では日本だけが最低保障年金制度が実施されておられません。この議会でも2011年には、この全額国庫負担による最低保障年金制度が採択されたんです。それで、私は今回もきっと分かってやっていただけるかと思ったんですけれども、一応世界ではそういう常識。

それと、先ほど、もし年金がなくなったら生活保護制度があるからというのもありましたけれども、その生活保護制度が多くなったら、それこそ市とか県とか国の財政があっぴあっぷになってしまうということで、ずっと首長会とか知事会とかからも請願が出て、経済同友会も最低保障年金制度には賛成の意見を述べているんですけれども、ただ、その違い、私たち年金者組合とか、私の請願と違うのが財源ですけれども、経済同友会は消費税でそれをやりなさいと言うけれども、私たちは国庫負担、それはそれまで納めてきた年金、そして蓄えている、プールされている年金も何兆円とあるわけですけれども、それを年金機構が無駄遣いしたというので、前にグリーンピアとか問題になったことがありますけれども、そういう無駄をなくせば最低保障年金制度もやって、それで掛けた方々はそこに私たち年金者組合は3.3万円のをやっているんですけれども、経済同友会は7万円という最低保障年金制度を上げておりました。でも、今の情勢だから3.3万円。3.3万円もらったのに対して、例えば役場の職員だったら共済掛けた分がアップされるということで、最低の生活を保障しようというのがこの国庫負担による年金制度なので、本当に一人一人の暮らしをよくするためにぜひ採択をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

黒岩忠雄議員。

○8番（黒岩忠雄君） 私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、世界中で年金問題が課題である昨今……

○議長（松本 幸君） 委員長、委員長は討論は大丈夫です。結構です。委員長の討論は結構です。これはもう委員長報告が終わってあります。

○8番（黒岩忠雄君） そうですか。失礼しました。

○議長（松本 幸君） ほかに討論、ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

請願第2号 若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願について、委員長報告のとおり不採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数でございます。

よって、本件は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 土屋幸雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（土屋幸雄君） 産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、3月6日に委員会を開会し、陳情書及び要望書の審査と各課からの報告を受けました。

委員会には委員6名、副議長、当局側からは村長、副村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

初めに、寿産業（株）代表取締役、齋藤節治氏及び寿の郷スズラン台管理センター管理人、滝沢金英氏の連名による提出のあった陳情第8号 豪雨による畑等の土砂流失防止に関する陳情書について審査を行いました。

陳情の趣旨は、令和元年に入り、集中豪雨や10月12日の台風19号により、浅間山側からのキャベツ畑から寿産業（株）のスズラン台別荘地に土砂が流出し、別荘地内の側溝が埋まり、村道が陥没するなどの甚大な被害を及ぼしたもので、今後も大雨や台風による被害がないように対策をしてもらいたいとの趣旨でした。村長及び担当課の説明では、村道、農道部分については復旧できるが、別荘地内の私道や別荘地内の私有地については復旧は難しいが、畑から水が来ないように沈砂池の検討や農地からの水が別荘地内に入らないような対策の検討が必要との説明がありました。

委員からも、水が別荘地に入らないような対策の検討が必要ではないかとの意見から、趣旨採択と決しました。

次に、ぐんま農村女性会議会長、大沢登美枝氏及びあがつま農村女性会議会長、石野定子氏の連名による要望第1号 女性農業者の農業委員登用に関する要請書について審査を行い

ました。

要望の趣旨は、政府の男女共同参画計画第4次において、2020年までに指導的地位にある女性の占める割合を30%になるよう期待されているように、農業委員及び農地利用適正化推進委員について、女性の登用を積極的に行うよう要望するものであります。

委員からの意見では、各地区で積極的に女性登用について考えてもらうこと、各区長さんが女性を登用するに對し、お願いしないと難しい、無理にお願いするのでは農業委員会が機能しなくなるのではないか等の意見があり、採決の結果、女性になりやすい対策をとることを条件に採択と決しました。

次に、田代区長、中村広氏から提出のあった要望第2号 国道144号線早期復旧についての要望書について審査を行いました。

要望の趣旨は、昨年の台風19号による風水害で被災した国道144号線は、田代地区の区民の生活、経済にとって大変重要な道路であり、現在、迂回路として主に利用しているパノラマラインは凍結によるスリップ、強風時のホワイトアウトや農繁期の野菜輸送トラック等の交通量が増えるなどで交通事故が発生することが懸念されています。また、スクールバスの運行も行っていることも心配されることから、今年の冬季までに国道144号線の仮設道路工事が完成するような計画で進めていただくよう要望するものであります。

村長及び担当課の説明では、長井地区の東側は国の直轄事業で行い、西側は群馬県が復旧工事を行うこととなるが、大平橋から上流部は仮設道路が難しいのではないかと。また、のり面の設計に時間がかかるとの説明がありました。

委員からもできるだけ早く早期に通行できるようにしてほしいという意見から採択と決しました。

次に、田代区長、中村広氏及び鹿沢温泉引湯協同組合代表理事、宮崎辰弥氏から提出のあった要望第3号 鹿沢温泉引湯管復旧工事についての要望について審査を行いました。

要望の趣旨は、国道94号線に敷設されている温泉引湯管が昨年の台風19号により道路が各所で陥落し、引湯管も10カ所で露出や折れなどの被害があり、道路の復旧工事に合わせて引湯管も復旧しなければならないことから、道路工事の実施時期や工期、引湯管の復旧仕様の在り方について嬭恋村に援助を賜りたく要望するものであります。

村長及び担当課の説明では、群馬県は令和元年度から令和3年度にかけて復旧工事を発注する予定で、工事に合わせて引湯管の復旧工事もできるように群馬県に要望していきたい。また、費用についても今回の台風19号により被災された中小企業に対して国の助成制度があ

り、令和2年度以降も3,000万円の補助が見込まれているとの説明がありました。

委員からは、早期に道路復旧工事を進める。引湯管も復旧してもらいたいとの意見から、採択と決しました。

次に、大前区長、滝沢金英氏から提出のあった要望第4号 大前橋から上信自動車道に接続する村道の整備についての要望書について審査を行いました。

要望の趣旨は、大前橋の完成を迎え、その先の村道整備について高羽根沢、小屋ヶ沢を経由して、大前区所有の共有地である馬踏道地区を通過し、上信自動車道に接続するよう村道整備を要望するものです。

村長からの説明では、大前橋は本年5月に完成する予定で、その先で上信道に接続できれば費用対効果の面でも非常によいとの説明があり、委員からも実現できるようにしてもらいたいとの意見から、採択と決しました。

そのほか各課から報告事項がありました。観光商工課からは、JR吾妻線を利用した復興ツアーと新型コロナウイルスの影響について、上下水道課からは、大笹シバ地区の上下水道事業の今後について、それぞれ報告がありました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（松本 幸君） 陳情第8号 豪雨による畑等の土砂流失防止に関する陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第8号 豪雨による畑等の土砂流失防止に関する陳情書について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

続いて、要望第1号 女性農業者の農業委員登用に関する要請書について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第1号 女性農業者の農業委員登用に関する要請書について、委員長報告のとおり採決に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

続いて、要望第2号 国道144号線早期復旧についての要望書について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第2号 国道144号線早期復旧についての要望書について、委員長報告のとおり採決に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

続いて、要望第3号 鹿沢温泉引湯管復旧工事についての要望書について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） 1点お願いしたいんですが、前回も引湯管引くときには村から補助金等を出してあるわけですけれども、今回の仕事に対して補助金等の話は出たんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（土屋幸雄君） 国・県の補助金があるということで、それを利用してやりたいということがございます。あとは県道の工事に合わせて、それに合わせて並行して補助金を求めてやっていくということで決しました。よろしいですか。

○10番（大久保 守君） 率は計算でなかったですか。

○産業建設常任委員長（土屋幸雄君） 率はちょっと分からない。

○議長（松本 幸君） いいですか。

○10番（大久保 守君） はい。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第3号 鹿沢温泉引湯管復旧工事についての要望書について、委員長報告のとおり採決に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

続いて、要望第4号 大前橋から上信自動車道に接続する村道の整備について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第4号 大前橋から上信自動車道に接続する村道の整備について、委員長報告のとおり採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

### ◎一般質問

○議長（松本 幸君） 日程第2、一般質問を行います。

土屋幸雄君外4名から一般質問の通告がありましたので、順次発言を許可します。

---

### ◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（松本 幸君） 初めに、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

[6番 土屋幸雄君登壇]

○6番（土屋幸雄君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、まず最初に、台風災害を体験して学んだことについて質問をさせていただきます。

昨年10月12日に台風19号が嬬恋村を直撃しました。田代地区では今までに経験したことのない1日の降水量が過去最高を記録し、中小の河川の氾濫により土砂災害を誘発するな

ど、大規模な水害をもたらしました。災害に見舞われた皆様方には改めてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く元の生活に戻れることを願っております。

そんな中で、村は災害対策本部を立ち上げ、村民の安全と安心を確保するため、各地区に避難所を開設し、刻々と状況が変化する中で、インフラ等の災害箇所状況を的確に防災無線等で村民に知らせていただきました。

田代、大笹の長井地区では、河川の氾濫による道路並びに住宅等に大規模な被害が起き、その他の地区でも道路の流失、崖崩れなど多く災害が発生してしまいました。しかし、村民がいち早く危険を感じ、避難したため、人的な被害がなかったことが不幸中の幸いでありました。

これも村長、副村長、各地区の区長さん、消防団員初め、役場の各課の課長、担当職員の方々及び各種の専門の工事関係者の人たちが危機感を持って日夜にわたりの確に対応していただいたおかげであると思います。改めて感謝を申し上げます。

現在、復興復旧に向けた工事等が着々と進められております。そんな中ではありますが、今回の大災害を体験して学んだことを今後の災害対策にどう生かしていくのか、次の点について質問をいたします。

まず最初に、婦恋村地域防災計画では、詳細に担当者やその役割が決められております。災害時には刻々と状況が変化していきます。そうした中で、今回の水害への対策について防災計画にあるような行動や運用ができたかと考えているのか伺います。

また、反省すべきところがあったとすれば、どのような点なのか併せてお伺いをします。

次に、今回各地に避難所を開設した結果、474人という大勢の住民の人たちが危機感を感じて避難をしました。そこで、今回の台風災害において、避難所の開設場所は安心・安全の立場から適切であったかとお考えでしょうか。

また、災害時に住民へ提供する物資などは十分であったと考えているのかお伺いします。

続いて、村民が緊急時に避難する場合の財源は常に確保してあると思います。そこで、今回の避難所開設による費用は、人件費を含めどのくらいかかったのかを伺います。

また、現在の避難所を運営する予算額は適正だと考えているのかも伺います。

最後に、地球温暖化により、今後風水害の多発が予想されます。そんな中で今後も住民の安心・安全を確保するための予防的な避難勧告や指示を発令しなければならない事態も想定されます。

このようなことは年に何回もあるわけではありませんが、その際にちゅうちょや何のため

らいもなく、それらの発令が出せるのか。災害対策本部長も兼務する村長の考えをお聞かせください。

一般質問の2点目として、イタリアのポンペイ市とのつながりについて質問をいたします。

昔から天明3年の浅間山の大爆発により発生した土石雪崩により、埋没して消えてしまった鎌原村のことを日本のポンペイと言われていることを私は小さい頃から聞いて知っておりました。ともに火山の噴火により埋没してしまい、全滅した地区でありますポンペイは、当時の人口が約1万人ぐらいの大きな町でありました。旧鎌原村は戸数100戸で、人口570人の小さな寒村であります。ポンペイは西暦79年にヴェスヴィオ火山の噴火により埋没して、約2,000人が亡くなるという災害があり、被害を受けて生き残った人たちは、その町を捨て、新たなところで再興をしました。

しかし、旧鎌原村の人たちは埋まってしまった真上で新しく村をつくることを決め、再興を目指しました。そのため、生き残った93人は、近隣の人たちや幕府の人たちの手助けを受けて、妻なき人の妻となり、主なき人の主となり、親なき子の親となり、新たな家族をまず作り、家を核としてみんなで助け合っていかなければ生きていけません。天明3年の10月に最初の家族づくりとして7組が結婚式を挙げました。続きまして、12月には3組の家族ができ、合わせて10件の家族で復興の第一歩を踏み出しました。その後、天明の飢饉を初め、ありとあらゆる苦難を乗り越え、238年という歳月を経て見事に復興した現在の鎌原という歴史がございます。私は最初の7件の家族の子孫で、7代目にちょうど当たります。

そんな中で、熊川村長が就任し、ポンペイ市との交流の一環として、当時の鎌原小学校の子供たちとポンペイ市の子供たちによる絵の交流をスタートさせました。こうした取組は現在も続いていると思います。また、2002年にヴェスヴィオ火山の噴火で被災した人間の犠牲者を石膏でかたどったレプリカを寄贈していただき、郷土資料館に展示されております。

そんな中で、現在、鎌原観音堂周辺の再開発が進められています。さらに日本遺産を目指して文化庁に申請書類も提出しております。今着々と観音堂周辺の集客のためのいろんな仕掛けづくりが進められていると思います。

そこで、イタリアのポンペイ市との今後の交流について伺います。

まず最初に、今後もイタリアのポンペイ市との交流を続けていく考えがあるのか伺います。また、交流の方法を検討し、末永く続けていくためには、交流の方法を一步進めていく考えがあるのかを併せて伺います。

次に、噴火により埋没した古代都市ポンペイ市と重ね合わせて、日本のポンペイ鎌原村と

言われることについて看板等を設置し、周知していったらと思いますが、いかがですか。

以上、明快な答弁をお願いいたします。終わります。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴の皆さん、今日は大変ご苦労さまでございます。

土屋幸雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

第1問目でございますが、台風災害を体験して学んだことについてという第1問目の件でございます。

国のほうでは災害対策基本法が制定されております。我が村におきましては、平成28年の3月に嬭恋村地方防災計画を策定しております。この地方防災計画では、災害の対応、細則まで記載してあるわけですけれども、災害の状況について、まず第1点、風水害・雪害対策編があります。第2点目、火山災害対策編があります。第3点目、震災、地震でございますね、震災対策編がございます。第4点目、事故災害対策編がございます。第5点目で、火災対策編がございます。以上、申しました5つの対策編がございます。今回の台風19号は風水害・雪害対策編に当たります。これに基づきまして、村ではこれにのっとり台風災害の警戒本部並びに災害対策本部を立ち上げて対応してきたという大前提につきまして一言申し上げます。

続きまして、細則の件につきましてまずお答えをさせていただきます。土屋議員の台風19号の災害の対応と今後の計画についての質問にお答えをさせていただきます。

今回の台風19号は、関東甲信地方から東北地方を中心に24時間の降雨量が観測史上最大となる記録的な大雨となりました。この台風でお亡くなりになりました方々が全国で100人に迫る大災害となったものでございます。群馬県でも4名の方がお亡くなりになっております。幸い嬭恋村では亡くなった方はおりませんでした。家や土地、車を失うなどの被害が全村にわたる甚大なものとなりました。被害に遭われた方々に改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

嬭恋村では田代の鹿沢地区で累積日雨量は485ミリを記録いたしました。湯尻川から吾妻川にかけて土砂や立木を巻き込んだ大量の雨水が流れ、各地で氾濫を起こして被害を甚大なものにしております。国道144号は田代大笹間において1キロと75メートルにも及んで吾妻川にのみ込まれ、その姿を失ってしまいました。また、JR吾妻線は三原や袋倉地区ののり

面崩落などにより、運行不能となっております。村内各地において国道、県道、村道、林道など、多くの公共施設を損壊させて、私たちの生活を大きく揺るがしております。また、インフラ、基本的な生活ライフラインでございますけれども、特に田代においては、電気は消え、さらに水道も遮断されたということでございました。

その後、関係機関の皆様の協力により、国道144号のうち長井川原地区へと続いている鳴岩橋につきまして、国の直轄事業で仮復旧し、来年の6月にはその先の田代まで通行可能となる見込みでございます。また、JR吾妻線につきましても、先月の21日から被災場所区間の徐行運転による運行を始め、4月には通常運転が行われる予定となっております。村では建設課を中心に、村内の生活道路や農業施設などの復旧を県土木事務所や事業者の皆様のご協力をいただき、急ピッチで進めているところでございます。皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、土屋議員の質問第1、刻々と被害の状況が変化する中で、嬭恋村の地域防災計画に定める行動が取れたかのご質問でございました。台風19号は10月12日、19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明には東北地方に抜けていきました。嬭恋村では11日に災害警戒本部を設置し、避難所の開設などについて話し合いを行いました。翌日12日の9時10分には大雨警報が出されたことから、災害対策本部へと移行し、全村において避難所の開設を指示しました。当初の気象庁の予報よりも状況変化のスピードが速く、その段階で係長、主査以上の招集とする2号動員を行い、避難所への職員の配置を決めたものです。避難者が増えたことから、14時30分に全職員の動員とする3号動員を発令しました。15時には9か所の避難所を11か所に増やし、避難者の受入れを行いました。これらは嬭恋村地方防災計画に基づく職員災害対応マニュアルに従ったもので、対応について迅速に行えたものと確信しております。

今まで経験したことのない想像を超える被害であり、気象庁の予報を上回るスピードで進化したこともあり、職員の全動員については雨量の増加、河川や道路の状況を確実に把握し、職員の移動における危険性を考慮し、さらに早期の発令が望ましかったのかなとも感じております。この反省を生かすためには、村内の各所の情報を的確に収集し、把握する必要があります。今後は情報を映像などによりリアルタイムで収集し、集約する仕組みをつくとともに、避難所への職員配置はなるべく職員の地元で行うこと、避難所運営マニュアルを作成することで地区の自主防災組織の協力により避難所運営を進めていくことが必要と考えております。また、課題として、避難所へも情報の共有ができるよう組織体制

の強化を図っていければと思っております。

次に、質問の第2点目でございますが、避難所の開設場所についてのご質問でございますが、今回の台風の避難所の開設に当たりましては、指定されている避難所の中で土砂災害に対応する避難所を各地区において開設するように行ったものでございます。一部の地区は土砂災害時に対応した避難所がなく、地区外への避難となった地区もあったことも聞いておりますが、できるだけ近い避難場所の確保に努めていきたいと考えております。当面は早めの避難を促すことで地域の方々の安全を確保していきたいと思っております。また河川の近くで不安を感じた避難場所もありましたので、今後は検証の上、状況に応じた配置を行いたいと考えております。今回広い範囲で停電が発生する中で、非常用電源がない避難所が多く、避難された方々が不安であり、不便な思いをしたと感じております。新年度において減災・防災、省エネルギー事業など、非常用電源整備を行い、解決をしていきたいと考えております。

次に、備蓄品についてでございますが、避難所によっては不足しているものもあったと聞いております。使用したものの補充はもちろんです、今回の経験から備蓄品の配備については強化をしていきたいと考えております。また、プライバシーの確保のための仕切りやダンボールベッド、備蓄品を避難所の近くで管理することができるよう、備蓄庫の配備を行いたいと考えております。災害に際しましての最も大事なこととして、自分の命は自分で守ると言われております。各家庭で災害時の備蓄品、避難用の持ち出し品について、村が発行している災害対応ガイドブック「生き抜く術の心得帖」の最後のページに日頃から準備するものとして説明しておるところでございますが、確認していただきますよう広報などで周知していきたいと考えております。

次に、質問3の避難所開設の費用についてでございますが、今回の台風における避難所対応の費用は約220万円で、そのほとんどが人件費となります。人件費以外では食料、水などの費用となっております。災害の大きさによって違いはありますが、今までの大雨警報などによる避難所の開設運営については大きな金額は計上せずに対応しておりますが、非常食や毛布などの配備については毎年一定の予算を確保させていただいておるところでございます。不足することのような事態が発生した場合には、補正により対応させていただきたいと考えております。

最後に、質問4、災害対策本部長として予防的避難勧告の発令についての考えをとのことでございますが、まず人命を守ることが第一だと考えております。気象庁や群馬県危機管理室など、関係機関からの情報を基に、空振りを恐れずに、ちゅうちょせずに発令を行って

きたいと考えております。また、村民の皆様のご理解を得ながら、各地区において避難訓練の実施をお願いし、支援を要する方々、要支援者の避難についても円滑な行動ができるよう、各地区の区長さんを中心といたします自主防災組織の支援を行っていきたくて考えておるところでございますので、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、イタリアのポンペイ市とのつながりについてのご質問でございます。

イタリアのポンペイとの交流は平成24年1月にポンペイ市において友好協定の準備書に調印が行われました。以来、小学生による絵画等の交換を行ってきております。その後、すぐに友好親善協定の締結に向けて準備が進められましたが、イタリアの財政事情により延期となり、いまだ締結には至っていないという状況でございます。広報つまごいの平成23年7月号には、昭和58年7月にイタリア文化省のポンペイ遺跡総監督ほか関係者が鎌原遺跡を視察されましたが、それ以来孺恋村は日本のポンペイとしてPRを始めたとございます。また、平成22年4月から翌年6月まで日本テレビ放送網株式会社により、全国5都市でポンペイ展が開催されましたが、その展示物の中の一つであります噴火犠牲者の人型模型がポンペイ展終了後に、平成23年7月に孺恋村の郷土資料館に寄贈された経緯がございます。

今後もポンペイ市と交流を続けていく考えがあるかのご質問でございましたが、交流を継続し、友好親善協定の締結に向けて進めていきたくて考えております。

また、交流内容も検討しておりますが、理想としては住民同士の交流にまで発展できればよいと考えております。なお、現在では子供たちの絵の交換をやっております。また、一時期でございますが、文化協会の写真部の皆様方が写真の交換もしてきたところでございます。また、仮調印ということで締結して以降、ホームページのリンクを貼っておりますので、ご覧になっていただけたらと思います。

それから、もう1点、日本のポンペイをPRするために看板を設置したらどうかの提案でございますが、ぜひ設置したいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。なお、看板設置につきましては、著作権等が関係いたしますので、先方のほうともしっかり確認を取った上で、ぜひとも設置の方向で進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 1問目の質問の孺恋の地域防災計画はどうで、思うとおりにできたか

ということでしたけれども、そのとおり思うとおりというか、計画どおりにできたということになります。本当に大変ご苦労さまでございます。

防災計画はいろんな人の行動、見ると、いろいろ行動計画とかというのがのっているんだけれども、私が一番思うのは、やっぱりそのあれを時系列、いつ、誰が何をするかということが書いてない。災害はいろいろな場面によってみんな違うと思うんですけども、そういったことを想定して、やっぱりいろんなことをつくって物事を決めておかないと、職員がこの場では何をしたいか。ただ物を準備するとか、そういうことは分かっているけども、結局災害に対しての行動というのが分からないんだね、本当にね。それを思うんです。それをぜひとも分かるような時系列で、こういうときは誰がするとか、そういうこともやっぱりはっきり書いて、時系列にしていけば、本当にスムーズにいろいろ災害が起きたときいくんじゃないかと私は思うんですけども、その辺の考えはどうですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の時系列についてしっかりとしたもう少し具体的な形を確定したらいかかというご質問でございました。

災害には、冒頭いろいろ申しましたが、今回は台風でございました。台風の場合は、3日後に来ますよ、あるいは4日後に来ますよというような気象庁の発令がございます。ご存じのように、アメリカで今から6年前だったと思いますけれども、ニューヨーク州を襲ったハリケーンがございました。そのときに事前に地下の鉄道も全部避難勧告、避難を全部させたということがあったと。いわゆる事前に分かる災害であります。いわゆるタイムライン、災害におけるタイムライン構想ということで、群馬県なり国のほうでも風水害については台風がいつ来ますよということが分かるということで、それに対応したタイムラインをしっかりとつくる必要があると思っております。そういう意味で、今回警戒本部を早急に立ち上げると。これは気象庁の発表による台風が来る経路に基づいてやっておるということでございます。

また、地震や火山、特に我が村では地震や火山は予測ができません。台風のように予測ができない。ただし、観測体制がしっかり現在できております。浅間山につきましては、東大の研究所、東大の部隊と気象庁の部隊と国土交通省の部隊と、それから文科省におけます火山防災研究所、この部隊と合わせて全部で具体的な数字56ぐらいの観測体制が現在できておまして、日本一の観測体制のできておる火山だと思っております。今までも何回か、50回以上の火山性微動があれば噴火する可能性があります。それから、2キロ先から1ミリ膨

張するというので、こういうことであると可能性が有りますというので、予測の可能性が有る噴火も今まで2回ほど経験してきて有ります。平成22年の2月1日のほうはこれから噴火する可能性が有りますという事前の連絡もございました。そのように地震や火山については、いつ爆発するかということがしっかり分からない。そういう意味で火山におけるタイムライン計画を観測体制がしっかりすれば、これからしっかり対応してまいりたいと思っております。ハード面で平成24年から平成38年まで250億円で全国第1号の火山防災・減災対策事業を国土交通省が現在直轄でしていただいております。こういうものとハード面でやるものと観測体制をしっかりすること。

それから、今土屋幸雄議員のおっしゃったような、いつ具体的に何をやるんだということ、台風につきましては、ある程度の観測体制が有りますので、そういうタイムラインをもっとしっかり当然やるべきだと思っております。それから、火山につきましても、そういう形で観測体制が整うにしたがって、ハード、ソフトを含めたタイムライン的なものを考えるということで、現在孺恋村では全国第1号の火山のタイムラインということで勉強会を立ち上げて、3年目、4年目に入ってきて有りますが、できる限り国土交通省、気象庁、内閣府等も連携を図りながら、しっかりとした対応をしてまいりたい、こう思っております。そういう意味で風水害、台風災害ではなく、火山につきましても我が村にとっては非常に重要な防災対応を考えておらなければならないと、そういう意味でタイムライン的な考え方につきましては、より一層中身の濃いものにしてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 防災計画にはタイムラインを前向きに検討しているということでございますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

併せて、今度は避難する側、住民の避難の時系列ですか、それもタイムラインもぜひ必要だと思っております。やっぱり住民が、今気象庁がいろんな情報が発達して、いつ何時頃来るとか、そういうのが天気予報で分かると思うんですけども、その辺のことをタイムラインとして時系列にして、このくらいのときは前にでももし来るようでは、台風が来なくても、災害が起きる前にでもやっぱり避難所に避難勧告できるような体制、村民がそれで分かるようなそういう体制も併せて避難住民に対してのタイムラインというか、その計画もぜひつくっていただきたいと思うんですけども、その辺の考えはどうか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の再質問にお答えさせていただきます。

タイムラインはまさにおっしゃるとおりでございます。事前に台風の気象予測がございます。こちらのほうへ通ってくるであろう、明日の朝はこちらに来ますよというような予測ができる部分もありますし、また、科学技術も発達いたしまして、正確性も非常に上がってきておると。予測のほうも正確性が高まっておるという認識を持っておりますので、早め、早めに避難指示、避難勧告体制、それから避難体制は構築できると思いますので、十二分に今回の教訓も生かして、今後に生かしてまいりたいと思っております。

なお、ちなみに避難勧告、避難指示につきましては、今回の台風において午後3時に避難勧告を出しました。これは私、本当に初めてのことでございます。災害対策基本法60条に基づいて市町村長が行う全村民に対して避難の勧告を初めて出させていただきました。さらに危ないときには避難を指示しなさいということもあるわけですが、避難指示はそこに住んでいる方はこちらに逃げなさいという命令です。指示です。指示までは出しませんでしたけれども、避難勧告につきましては、明るいうちに午後3時に大雨特別警報は出たということと、土砂災害対策基本法における土砂災害警戒情報が出たので、午後3時ぴったりに全村民に対して避難勧告をしたということであります。今後も今回の経験を生かして、早め、早めの村民に対する周知徹底、いわゆる避難の場所等については十分対応してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 見たんですけれども、国土交通省が作成した教材で、逃げキッドというのが出てました。それを活用するというのも1つの手だと思います。これは時系列の形を取るタイムラインの用紙に3日前から天気予報による警報、避難勧告といった行政発信の情報や風雨などの具体的な状況の想定などを記入しておき、段階に応じて避難時の持ち物を準備あるいは安全な場所への移動など、住民自らが取れる行動計画を作成しているという。この計画を逃げキッドという分かりやすい何か説明がついているそうですので、ぜひともこれの辺も参考にさせていただいて、村民の安心・安全を守るために、ぜひともこういうのも作成をしていただきたいと思うんですけれども、どうですか、村長、これは。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 国土交通省の逃げキッドについては、私、まだ確認はしておりません

が、群馬大学の片田先生が3.11の東日本大震災があった以降、全世界にあれだけ有名になったと。まず自分の命を守る、逃げろと。まずそういうことでもございました。似たような関係の書類といいますか、そういうのもたくさん今類似的なものがあるのかなと。特に片田先生の逃げろ理論ですね、自分の身を守れと。まず自分の体を守れ、逃げろということでもございました。タイムライン理論も、先ほど申しましたハリケーンがアメリカで始まって、全州に対して避難勧告を出したというような事例もあります。土屋議員のおっしゃるとおり、本当に子供たちにも分かりやすいそういう冊子があるのであれば、ぜひとも参考にさせていただいて、誰でもが分かりやすい形のものであるなら、十分採用といいますか、勉強させてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 次に、公民館や体育館などの施設は宿泊するための場所とはなっていないと思います。就寝するための避難所の衛生的な配慮はどうしているのか。やっぱり何か1人が今コロナウイルスに感染すると、いろんなところでみんなにうつっていく。衛生的な関係で、トイレだとか、先ほど村長が申しました簡易ベッド、そういうものもやっぱりある程度すぐ手配できるような体制とか、そういうことをしていただいて、あと、それで仕切り板とか、そういうのをプライバシーの保護とかいうのもやっぱりいろいろ必要だと思うんですけれども、その辺の確保もこれからはどうしていくのかちょっとお伺いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今日は区長さんもちょうどお見えでございまして、各区長さんにはお願いをして、自主防災組織を継続的に各地区につくっていただいております。その中で今回の台風でも仕切りがなくて不便だ、女性のトイレはどうするんだ、あるいは毛布が足りない、このような声が多々ありました。避難をする場所については各地区の公民館あるいは学校の施設あるいは婦人会館等を指定しておるわけでございます。その中でそういう声があったのも事実でございますので、その点はしっかりまとめて反省をするべきところを担当も十分分かっていると思いますので、今後に活かしてまいりたいと思っております。

担当課長から一部お答えをさせていただきます。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 土屋和久君登壇〕

○総務課長（土屋和久君） 土屋議員の質問に答えさせていただきます。

今回の台風が予想以上のものであって、体育館等を使用するような事態になってしまいましたけれども、そういったことに対応するプライバシーを守る機材が全く不足をしていたというのが事実でございます。これを反省として、今年度中にダンボールベッドについては配備をするということになっております。来年度においては、さらに仕切りとか、そういったものを考えていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） ぜひとも整備をしていただきたいと思います。

あと、避難所の電源ということで、今年度予算で東部こども園ですか、太陽光発電を設置するということで予算が通りましたけれども、これもやっぱり今年田代地区が停電になって、避難所が本当に停電に長時間なった場合は、やっぱりそういう太陽光とか利用して蓄電池を入れて、いつでもそこに電気が確保できるような体制も、これから村も各公民館とか避難所になっているようなところを順次していくような、そういう予定はありますか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 非常災害における非常用電源は役場、農協、群馬銀行等の金融機関等には現在設置されております。それから、各地区の区には発電機は全地区に配布をしております。これはガソリンを使った発電機になっております。それから、国のほうの制度があったということで、西部中学校と東部小学校等につきましては、非常用電源を設置するべく国の補助金を3分の2だったと思いますが、国の補助金を使って現在設置を進めておるといいう状況になっております。

今後においてでございますけれども、ガソリンを入れて発電する設備は各区の自主防災組織に配布しておりますが、今後は、今日ちょうど区長さんお見えでございますけれども、非常用電源、それについての電気がないと大変だという現実もございますから、何らかの対応を考えていきたいと、こういうふうに思っております。LPガスがいいのか、ガソリンがいいのか、あるいは電源をストックするバッテリー設備等もお金がかかることでございますけれども、非常用電源を大分コストも安くなりつつございますので、そういう形でだんだんに整備をしてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） 避難所が要した費用が200万円ぐらい今回はかかったということでございます。それをなくすために自然災害の発生時に住民の費用を補償してくれる保険がある

と思います。村長は知ってますか、その保険。災害保険、ちょっと知っているか、知ってないか。

○村長（熊川 栄君） あると思っってます。

○6番（土屋幸雄君） 知ってます。この保険は自然災害の発生時に住民の費用を補償してくれる保険で、災害時の住民の避難保険というのがあります。保険は市町村が加入でき、避難所の設置や住民に配る飲料水の費用に加え、職員の時間外の手当、消防団員の出動手当などが保険の対象となります。これは本当にちゅうちょなく避難勧告を出すためにはこういう保険に加入するということが必要じゃないかと思います。ちなみに2,000万円のプランに加入した場合、年間の保険料は100万円だそうです。このほかに最近、火山保険もできたそうです。やっぱりこういう孺恋村は火山とか、そういう災害が多い。最近頻発すると思うんですけども、こういう保険にぜひ加入をして、安心・安全で、そうしたら村長がすぐちゅうちょなく避難勧告を出せる。何せ避難するといろいろ人件費だとか、そういう金がいっぱいかかる。安心のためのこういう保険に入るといことはどうですか。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） いろんな種類の自然災害がございます。あるいは火災もございます。保険というのはまさに非常時の場合に対して掛ければ、それに応じて、それに対応した補償をするということでございます。ただし、リスクが高ければ保険料も高いということもございます。また、公共的にどこまでそれがどうなのかということをやっとまだ勉強不足のところがございますけれども、火災保険もあれば地震保険もあれば、役場においては建物については共済制度がございますので、当然共済は入って、公共施設は全て建物は入っておりますが、より効率のよいリスク対費用、コストの関係を比べて、地方自治体にとってよりよい保険制度があるというのであれば、検討する価値はあるなと思っております。

いずれにせよ、リスクの高いものは保険会社は保険会社で保険をまた保険を掛けるというようなことで、大きな災害があつて、保険金を払い過ぎることができないように、生命保険あるいは損害保険も同じようにリスク管理をして、全世界のネットワークが構築されておると思いますので、費用対コストを考えて、村民のためにマッチングできて、費用も安くて、このくらいならいいであろうというのであれば、検討する余地はあるなと思っております。いずれにせよ、リスク管理の一つでございますので、保険制度があるのであれば、しっかり勉強はしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 土屋幸雄君。

○6番（土屋幸雄君） この保険は全国市町村会、町村会で共同開発をしたということが載っております。村長は町村会長もしているわけですけれども、こういうことは全然知らなかった。

○村長（熊川 栄君） 知りません、情報不足でございました。

○6番（土屋幸雄君） ぜひともこういういいものがあれば、いいところはやっぱり取り入れないと、安心・安全のための住民の安心・安全でぜひとも考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

ポンペイ市のあれなんですけれども、これもまた交流は進めていくということですのでございませぬけれども、これから鎌原観音堂もいろいろ集客体制も併せて、こういうことも交流もぜひとも続けていってもらいたいと思います。看板は設置するというのでございませぬので、本当に設置をひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

私の質問はこれで最後にさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本 幸君） 以上で、土屋幸雄君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（松本 幸君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔9番 伊藤洋子君登壇〕

○9番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。どうぞよろしくお願いいたします。

3月11日、昨日ですけれども、東日本大震災が起こった日です。9年前にテレビであの見た画面、忘れることはありません。先日もテレビで大震災から9年たってもいまだに行方が分からない家族がいること、なかなか復興が進まず、先が見えなくて不安な日々を送っている方がいることなどが取り上げられており、とても胸が痛みました。

昨年10月の台風19号が嬬恋村を襲ったとき、多くの方が自然災害の怖さを強く感じたことと思います。そうしたときに、村民の命、財産、そして暮らしを守るために1人の議員として何をするべきかを模索し、考えながら行動してきたところです。

さて、3月議会は来年度予算を審議するとりわけ大事な議会です。私は村民の皆様から預かった税金をより多くの方々の暮らしや営業を守れるように、そして、より多くの方々が婦恋村に住んでよかったと思えるような予算にしたいという気持ちで予算審議に臨みました。令和2年度予算は9日に可決されました。私は今後予算が執行されるに当たっては、村民が主人公であることを基本に、婦恋村がより住みよい村になるように、折に触れ意見を上げていきたいと考えています。その決意を述べて質問に移ります。

初めに、国民健康保険税の18歳以下の均等割を軽減することについてお聞きします。

先日の村長からの行政報告や予算審査特別委員会での審議では、婦恋村の国保税は県内では高額、たしか2番目に高かったと思いますけれども、それから、保険給付額が少ないこと、病気にかかるというか、お医者さんにかかる方が少ない。そうしたことが分かり、引き続き疾病予防に取り組むことなどが確認されました。

昨年の決算資料によると、収入未済額が3,963万2,007円という数字で、その件数は131件ということです。通告書ではパーセントを書きましたけれども、ちょっと不明確なところもありましたので、削除させていただきます。

私はこの数字をどうこうということではなくて、これだけの方々が国民健康保険税を納めることができなかったこと、そして、資格証明書や短期保険証で医療を受けている方々に心が痛んでいるところです。国民健康保険税の引下げについては、今後も国や県に改善を求めていくところです。

今回子育て支援として18歳以下の均等割を減免することを質問するわけですが、均等割はほかの健康保険にはなくて、収入のないゼロ歳の赤ちゃんから加入世帯の人数として税金が加算されるので、お子さんが多い家庭ほど保険料に多く加算されてしまいます。婦恋村の健康保険者における18歳以下の人数は、今年の4月で405名と聞いております。子供の数が多ほど保険料が高くなるというおかしな制度についてはすぐやめてほしいと思っておりますが、まずは子育て支援として収入のない子供さんへの課税分である均等割を減免することを求めます。

婦恋村は子供の医療費無料化や子育て支援である給食費の無料化など、県内では先進的に取り組み、今では多くの自治体が実施しています。このことに私たちは誇りを持ちながら、もう一歩進んだ子育て支援を行い、広くアピールし、若い世代の移住・定住につながってほしいという思いを込めて質問しました。村長の考えをお聞かせください。

2つ目の質問、婦恋村開発事業等の適正化に関する条例の訂正についてです。

最近、村内では太陽光パネルが大規模な施設から小規模まで多く見られるようになりました。2011年の原発事故から自然エネルギーが見直され、太陽光は地球環境に優しい安全でクリーンなエネルギーとして広がったものと考えられます。こうした中、多くの方々から、「ある日突然パネルが設置された」、「すぐ目の前に設置されて景観が変わった」、「風が強く吹くようになり、大雨のときの土砂が流れてくる」、「そばを通るときにラジオが聞こえない」、「うちはテレビが見えないときもある」などの多くの声を聞きます。

大型の太陽光パネル設置では、過去にプリンスランド前の件があり、そのときに条例改定した経緯があります。それでも先ほど上げた声が聞かれるので、訂正し、事業者にも周辺の住民にもいい条例にする必要があります。まず、この件で3点と別件で1点質問します。

1つ目として、条例中の適用の対象、第5条7には、「環境保全地域において規制で行う太陽光発電設備」という文章がありますけれども、この環境保全地域に限るということを削除して、全地域に対応するようにしたほうが良いと思います。理由として、1つ目、現在、電磁波障害、ノイズ障害が懸念され始めている。2つ目、土砂災害が起り得る。3つ、景観が損なわれる。この2つ目と3つ目については、条例の第3条において村の責務、事業主の責務にも示されているので、村内全域にしたほうが良いと考えるからです。

②設備廃止のときの措置について、事業主が責任をもって処理する事項を追加してほしい。かねてより太陽光パネルの耐用年数が過ぎて事業をやめたときの処理について心配をしていたところです。この条例の目的、第1条は、土地利用の調整、水資源の保全並びに自然環境及び景観の保全形成を図り、村民の健康で文化的な生活環境の維持及び向上を推進するとともに、活火山である浅間山及び白根山に近接する風土の特殊性を考慮した調和のとれた村づくりを進めることを目的とするとうたっており、とても素晴らしいものになっております。この目的を実施するとしたら、この項目は早急に追加するべきです。

③条例第14条の6について、規則第9条で細かく示されていますが、これは先ほど述べた環境保全地域への太陽光設備に対する指導のことですけれども、それは6項目ほどあり、細かく書かれているので、その点についての質問をお聞きします。

4つ、冒頭に述べたように、太陽光エネルギーはクリーンなエネルギーです。これからはエネルギーも自給自足の時代だと言われます。個人の住宅でも設置を希望するときに補助金を出すことを提案します。

以上、4点について村長の考えをお聞かせください。

3つ目の質問、バラギ高原孀恋スキー場に関する契約についてに移ります。

昨年秋、バラギ高原孀恋スキー場の運営は、12月からはアクティブライフ社、社長、リーガン・ヤン氏という説明を受けました。そのことが村民にも伝わり、違う会社に村がこのままお金を出し続けていいのかと疑問を投げかけられました。

担当課に聞いたところ、法人格は一体性があり、ブリーズベイオペレーション6号が持っている契約、雇用している人、資産の割り出し、この株式を譲渡するので、基本的に旅館運営のライセンス許可、食品衛生上の許可を取り直す必要がない契約を分割するだけなので、新たに結び直すこともなく、名称もパルコール孀恋2号株式会社とし、承継すると説明を受けたところです。が、会社組織に疎い私としては不安が残り、村民にちゃんと説明できないので、今回質問させていただきます。

業務委託に関する契約書の第10章第40条に、乙、これは事業主ですけれども、本契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に甲、これは村当局ですけれども、承諾を受けた場合はこの限りではないとあります。そうすると、村当局は承諾した理由を詳しく説明していただくとともに、登記されている書類などを示していただかなければなりません。心配している村民が納得できる説明を求めるものです。

以上、3つの質問に誠意ある答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

大きく分けて3点のご質問がございました。第1点目は、若い18歳以下の方に対しまして国民健康保険税を均等割でするのはまずいんじゃないですかというご質問です。第2点目は、孀恋村の開発条例の細かい点でございますけれども、太陽光パネルについて今後どうするのか。環境保全型地域景観保全地区だけじゃなくてと、あるいは設備が老朽化したらどうするのですかというような太陽光発電に関するパネル等のことに関するご質問でございました。第3点目は、現在、バラギ高原孀恋スキー場についてのご質問で、これは会社分割なのか、第三者への譲渡なのかというご質問であったと思います。

まず、第1点目のご質問にお答えをさせていただきます。伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

子育て支援の取組といたしまして、国民健康保険加入者の18歳以下の均等割を減免しては

どうかということですが、子育て世代への支援の必要性は十分承知しております。議員ご指摘のとおり、村では中学校卒業までの子供を対象に入院費を含め、医療費を無料としてきたところでございます。しかしながら、国民健康保険加入の18歳未満の方の均等割を減免することで子育て支援を行うことになると、国民健康保険以外の保険に加入されている方々との不均衡になる可能性が十分ございますので、この点ご理解をいただけたらと思います。同じ国保に加入されている方でも限度額を超えている子育て世帯の方もいらっしゃいます。この方たちにとっても税負担が軽くなるわけではございませんので、子育て支援という視点からいたしますと不公平感が感じられることも考えられるわけでございます。

また、お子さんの多い家庭ほど保険料への均等割が多くなり、負担が多くなるということでございますが、国保税の算定の際には総所得の合算額により7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減措置があるわけでございます。ご承知のことかと存じますが、軽減の基準額を算定する際には国保の加入者数が反映されますので、加入者が多いほど軽減措置対象の金額も多くなるところでございます。未納のある世帯につきましては、税務課の職員が個々に相談させていただき、各世帯の状況を把握しながら納税についてご協力をいただいております。

以前伊藤議員から国保税が高額過ぎて支払えないため、保険証がなく、医療機関にかかれず亡くなられた方がいらっしゃったとお話をお聞きいたしました。二度とそのような悲しいことが起きないようにしなければならないと思っております。そのようなことを防ぐために、納税困難な方に対しまして支援制度があることや、納税相談をしていただくことを周知していくことも重要かと思っております。また、納税について困っている方がいらっしゃいましたら、ぜひ役場につないでいただきたいと思います。

今後も基金に積立てをするばかりでなく、加入者にとって理解いただける財政運営を行っていきたくと考えております。税制本来の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

第2点目でございます。太陽光発電に関する開発条例の適正化に関する条例の改正についてのご質問でございました。現在、環境保全地域以外で太陽光発電設備を設置する場合には、開発条例の基準に準拠して事業を進めてもらうよう事業者等に対して口頭指導し、多くの事業所が準拠した内容で設置を進めていただいております。

土砂災害発生、景観悪化の懸念は、これまで規制の対象となっていない事業等に伴う土地造成や景観等に対して懸念される事項ですので、太陽光発電設備のみ規制範囲拡大にすることは民地利用の不平等となり得る懸念があるため、村民の意見や他機関等の状況等を踏まえ

ながら、条例改正の是非等を判断していきたいと思ひます。

電磁波障害に関しましては、そのような話は耳にいたしますが、設置基準等を定めている経済産業省のほうでも規制を設けておらず、また人体への影響は全くないと言えるという資料も公表されておりますので、状況を注視してまいりたいと思ひます。

電波障害に関しましては、騒音問題と同様に、そのような事象が確認されれば、事業者に対して対応を求めてまいりたいと考えております。

太陽光発電事業廃止のときにおけます処分費用確保についての条例にそれを明記したらどうかというご質問でございました。廃棄費用はF I T法で廃棄費用の積立てが努力義務として定められておりますが、現在、経済産業省で廃棄費用の積立て義務に関しまして、F I T法改正の検討が進められておりますので、その結果をよく踏まえて条例改正等も検討してまいりたいと思っております。

続きまして、3点目、周辺地域の景観を阻害するおそれがないことということに関する指導内容に関してでございますが、現在、条例等で定めている内容に関しまして、基準に合致しているかどうかの判断できるよう、図面や計算根拠等を申請資料に添付していただきまして、内容を審査し、許可基準に合致するよう事業計画に対して許可をしております。特に太陽光発電設備の設置に関しましては、施行規則第9条の第6に許可基準を示しており、嬭恋村景観形成ガイドライン、これは平成27年2月に制定分でございますが、の内容を踏まえつつ、許可基準に合致するよう指導をしておるところでございます。

続いて、個人住宅における太陽光施設設置に対しての補助金でございますけれども、これにつきましては、現在村が行っております住宅改修補助金の補助対象としておるところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願ひをいたします。

続きまして、バラギ高原の嬭恋スキー場に関する契約についての件でございます。

この件に関しましては、昨年10月24日の議会全員協議会におきまして経過を説明させていただきました。議会の皆様のご了解を得て現在に至っておるものと考えておるところでございます。したがって、経過につきましては、既に説明いたしました。まず村との契約先でありますブリーズベイオペレーション6号株式会社が分社化され、スキー場関係業務を受け持つ会社としてブリーズベイの津田社長が勤める嬭恋パルコール2号株式会社が新設されました。これによりまして、村との業務委託契約はもとより、そこで働いている方々との雇用契約やその他許認可等、全ての契約関係についてブリーズベイ6号株式会社から嬭恋パルコール2号株式会社に引き継がれ、この会社の経営者に新たにリーガン・ヤン氏が就任し

たものでございます。したがいまして、村との業務委託契約書で禁止しておる第三者への無断の譲渡、継承には全く当たらないものと考えております。

また、継承におきましては、津田社長から事前にしっかりとした説明を受けており、新しく経営者となるリーガン・ヤン氏の紹介もいただき、新たな事業展開についての説明も受け、それを議会の皆様にも報告させていただき、ご了解をいただき、現在に至っております。既に私もリーガン氏と何度か会談を行っており、以前の津田社長と同様に信頼関係を持つてのご対応をいただいております。今後におきましては、互いの協力関係によりまして、スキー場経営はもとより、新たな事業展開により、ますます本村地域振興への貢献も期待しておりますので、議会の皆様におかれましてもさらなるご理解、ご協力をお願いするものでございます。

以上で、伊藤洋子さんに対するお答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 私は今現在の国保のいろいろな対応とか、そういうことについては、先ほど述べたように、1人亡くなった方へということで、特に強く思っているわけですが、そういった意味で国保の方とか税務課の職員がどうのこうのというところじゃなくて、今回は子育て支援一本でこの質問をさせていただいたわけですが、というのは、先ほど村長は、国民健康保険税じゃない方への不平等と言いましたけれども、国保税は本当に村民に課せられる税金だけ、ほかの健康保険とかは事業者が半分、それで1人が、私なら私が半分ということで、かなり軽減されており、それと、先ほど述べたように、国民健康保険税にだけこの均等割というのがあって、婦恋村の均等割は今年度は1人3万8,000円、そうすると、その3万8,000円が私が子供が4人いれば3万8,000円掛ける4人分が国保税に掛けられるわけです。だからほかの健康保険と違ってそれだけ多くかかるというのでは、ぜひその部分を村として子育て支援としてやっていただきたい、軽減していただきたい、その思いでやったわけなので、先ほど不公平とかと言うけれども、そういう保険のシステムが全然ほかの保険制度とは違うというところは理解してやっていただきたいと思います。

それで、今現在、婦恋村は今年度末では基金が3億円になるということです。そうすると、私が試算しましたけれども、国保税に3万8,000円の均等割があるとしたら、405人の子供たちにやったとしても1,520万円。そうすると、今3億円の基金があるというところと19年ぐらいこの補助をやれる試算になります。でも、子供の数がどうなるかわからないし、それと基金

もだんだん減るけれども、基金は一般会計から繰り入れても支援制度のペナルティーは課せられないので、それはこれまでと同じように村が基金に積み立てることも自由だから、私は村長が少しでも子育て支援をさらに進めたい。そして移住者、定住者、若い人が外に行かないように、よりこの村に住んでよかったと言えるようにぜひしていただきたい、その思いで質問したので、ぜひこれは検討してほしいという強い思いでいますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 日本国は誰でも皆保険ということで、誰でもが医療費、お医者さんにかかりますと保険適用があるということでございます。協会けんぽ、全国健康保険協会、いわゆる協会けんぽの方々が現在、人口で言いますと3,893万人であります。大企業等が行っておる健康保険組合、これが2,948万人であります。国民健康保険、これは自営業の方や退職高齢者等でございますが、2,870万人であります。誰もが病院に行くと保険が利くと。公務員につきましては、公務員を対象とした共済組合があります。もう一つ、75歳以上の方は後期高齢者の保険証を持って病院にかかります。つまり国民は誰もがお医者さんにかかる際には今言った5種類の保険証等を持って受診をなされ、保険が適用されるということでございます。

しかしながら、その中で特に国民健康保険の件でございますけれども、現在、被保険者がどんどん減ってきております。したがって、群馬県の国民健康保険も被保険者が減りますので、財政が厳しいと。それから、全国的に見ても国保の財政は非常に厳しいということで、国のほうから個人の健康保険の加入者、非常に厳しい状況にあるということで、3,400億円ほどの国費を中央会のほうで頂いておるのも現実です。しかしながら、じゃ協会けんぽはどうなんだと、協会けんぽも非常に財政的に厳しい現実があります。誰もが安心して病院にかかるために保険制度があって、それがまた公平でなければならん、また平等でなければならん、こういうことでございます。

その中で今子供の話がございしますが、婦恋の子供さんについては何回も申しておりますが、特に義務教育については憲法26条第2項によって義務教育はこれは無償とすると書いてある。これに基づいて我が村は35市町村でもトップを切って食事代は無料にしたと。無料であります。医療費についても無料であります。したがって、子供さんに対して、子供さん、18歳以下に対しての負担割1人幾らかという額がありますが、既に医療費につきましても、給

食費につきましても、学校の教育関係も全て子育てについては無償としておりますので、この大原則を忘れないでいただきたいなと思っております。

群馬でも、ほかからも孀恋はいろいろ無料にしましたねという問合せがいろいろ来ますけれども、この大原則がある。なおかつ今回の国保税の関係でございますが、先ほど説明させていただきましたように、子供が5人なりいても最大限お金を払う人、それを超えた場合はそこと負担が非常にアンバランスになるという説明もさせていただきましたが、そういう点から見ても、均等割が必ずしも、先ほど答弁させてもらったとおりでございます、子供の数が多いほど保険料が高くなるというだけで割り切れない分がありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） ご理解いただきたいと言われても理解することはできないんですけれども、やはり先ほど私はそういう子育て支援は評価してちゃんと言いました。さらにもう一歩進めて、孀恋村は均等割もなくすと。本当に子育てしやすいねというので、若い人の移住・定住を願う考えからなりましたので、これ以上話し合っても平行線だと思いますので、一応今後3億円の基金があるというのをより子育て支援政策に使うか、それとも国保税を下げる。でも、国保税を引き下げることを使うと、今度は支援制度のペナルティーが課せられるから、それはできない。そうしたら、その3億円をよりもっといいものに使うということを引き続き考えていただきたいということで、1つの例を述べてこのことを要望しておきます。

甘楽町では、最初は3人目以降にこの均等割を軽減してました。今度の4月からは全部の子供たち、18歳以下全ての子供たちの均等割を軽減することが決まったということです。だから、そういう例もある。全国では今現在30自治体ぐらいが均等割の軽減をやっておりますので、ぜひまた孀恋村もその点で先進的に取り組むことを検討していただきたいというところでこの質問は終わりにしておきたいと思えます。

次に、太陽光のものですけれども、先ほど言いましたけれども、村長のほうからはいろいろ土砂災害とか水の流れとか、そういうこともありましたけれども、それが民地利用の不平等とかということでは言われませんでしたけれども、私は孀恋村が26年に掲げた景観計画の例えばですけれども、景観計画の5項ですけれども、その中にもいろいろ高さのこともうたっていますけれども、それとか、あと道路のそばにはいろんな目立つものは建てないで調和を図ることとか、老朽化したらば景観上、そういうものを壊すこととか、農地の隣接地域はできるだ

け広く緑地帯として保全することとか、そういったことが景観計画にうたわれているんですよ。だから、それを別荘地というところ、環境保全地域だけにしていたら、本当に既存の村内のいろいろなところ、県道沿いとか国道沿いとか、そういうところに緑地も何も保存されないで、そういうものができていいのかというのでは、この条例の1条にやっている目的として自然環境及び景観の保全形成を図り、村民の健康で文化的な生活環境の維持及び向上を推進するという、この目的に沿うなら、村民全体にかけてもいいんじゃないかというのがその保全地域を取っ払ってもいいんじゃないかというのが私の思いなんですけれども、その点についてまずお願いします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 孀恋村の開発条例につきましては、昭和の時代だったと思いますが、100メートルのビルを造りましょうと。しかし、村としてはそれは認められませんということで、県の協力を得て開発条例ができたという経緯がございました。その後、私どもの世代になってから太陽光発電が出る。ただし無造作にどこでも、地下水の問題がありましたですね。水の採取の問題、そして太陽光があったということで、それに応じまして開発条例を景観条例と併せてセーブをしてきたと、規制をかけてきたという歴史があるわけがございます。今回の太陽光の発電の関係で、伊藤議員のご指摘のような話がいろんなところからいろいろあるやに耳にも聞いてきておりますし、以前の議会でもいろんな議員さんからこういう課題がありますねというお話もあったのも現実でございます。決して忘れていたわけではございません。

それと、当初できた高い建物を規制する段階のときの開発条例の適用範囲においては、現在でもその中では建築許可を当然申請する。それ以外のところはまだ建築許可も要らないという現実もございます。伊藤議員の今おっしゃる意味も含めて、中長期には全村的に景観も考えていくべき時代に来つつあるなという認識を現在私は持っております。開発条例及び景観条例でございますが、そういう時代になってきているなという認識を持っておりますので、開発条例でも重点地区あるいは景観条例における地域景観重点地区、この線引きはだんだんなくす形が必要な時代なのかなという認識は持っておりますので、今後しっかり勉強して対応してまいりたいと思っております。

それから、いつも壊れて古くなったらどうなんだという課題は前から議会でもいろいろ出ておりますけれども、現在、資源エネルギー庁、経済産業省のほうでもF I T法で順次考え

ておるといふことでもあります。我々も注目して、産業廃棄物で片づけられないというような現実があつてもまずいわけでございますので、しっかりそれも確認しながら、機に応じて敏に対応してまいりたい、こう思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、景観保全地域とかを抜いて、村内全域ということも検討していくということでは、これは早急に検討していかないと、今述べた開発条例の適正化に関する条例の1番目に目的であり、村長の責務と事業主の責務にもこれがうたわれているわけですから、これを実施するには、これは今やっつけていかなければいけないことだと思ひますので、国の法律もそうですけれども、ぜひ村としても考えていくことが必要だと思ひますので、早急な対応を求めて、このことは終わりにしたいと思ひますけれども、やっぱりこれはどんどんできていく。今現在は191件の太陽光設置数ですけれども、これがどんどん増えていくということでは、より景観が崩れていくということがあると思ひますので、その点についてお願いします。

それと、もう一つ環境保全で、先ほど土砂災害のことを言ひましたけれども、今日もこれを渡されて、キャベツ農家の方々には畑の土が流れないようにやっつけていくというのがうたわれているけれども、この畑に太陽光をつくることに関しては今現在全然ない。何というんでしょう、緑地帯をつくってとか、あとはその下に芝をやるとか、緑肥をまいて草を植えて土砂が流れないようにするとか、そういうものが農地法とか農振法とか、そういうものにはうたわれているのかどうか、その太陽光設置に対しては。その辺が分かるようでしたら説明をお願いします。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 伊藤議員のご質問でございますが、農地法の中に規定されております。農振地域、農業を振興していく地域については今一切許可は出ないような状態になっております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、畑には太陽光設備はできないということ。じゃ、でも、その前に林地だったところが全部掘り起こされて、地面が見えているところに太陽光ができるときも、そういうときはどうでしょう。ちょっと見かけるわけですがけれども。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 農地の中にも種類がございまして、先ほど申しましたとおり、農振地域と言って農業を振興していこうという地域の中の第1種地域というか、国立公園の特別地域とか、ああいう種別が同じようにあるものですから、その中の第1種の地域については今転用がかけられない状態でございますので、それはもう農地でしか使ってはいけないというルールですから、そこに太陽光の発電施設が建設されることはないというふうに思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） じゃ、私が見たところが間違いだったらいいんですけども、また確認したいと思います。

それから、次に、太陽光発電をやめたときの設備の廃止したときに壊してほしいというか、きちんと整理してほしいというのが先ほどの説明ではFIT法でということで、今国も改定することが進められていると言うんですけども、これはやっぱりなかなかこういう法律は遡及して対応できなくなるので、今現在でも国の法律で廃棄物の処理及び清掃に関する法律と、それから建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律とかが現在でも国の法律にあるので、これをやっぱりすぐに私は村の条例の中に加えて、もしも早く5年たったり、もう大分太陽光やったら何年かたつので、壊れたりしたときにほったらかしされないように、村としても早急にこうした国の法律にのっとった設備廃止の場合の処理をきちんと条例にうたうことを求めたいと思います。その上で国がFIT法を改定したときにはまたそれに従ってもいいと思うので、その辺についての考えを村長に求めておきます。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 1つの行為があったことに対して、例えばですが、去年あったことに対して後から負荷を課す、あるいは課税をする、あるいは刑罰を処す。これは遡及効になりますね。原則こういうことはできない、不利益を出すことは。特に刑については、去年おまえがああいうことをやったんじゃないか、1年前のあれを今から罰しますよという法律は絶対できません。今までそういう規制がない中で民間が再生可能エネルギーをしましようということで1キロワット/アワー、42円ですか、最大時、それが今18円ですね。今18円。今はもうほとんど太陽光は利益は生まない。ただ、中国の過剰生産をしたパネルがたくさんあるので、もう無料に近いような価格、ダンピングになっているという現実があるので、まだ

採算が合うと考える人もおるようでございますが、現実的には今まで手を挙げて許可を得た高い水準のときにやった方ができるところに少しずつやるという状況に変わってきておると思っております。

それから、当時は我が村にも本当にたくさんの太陽光発電があります。もう群馬県下でも相当数の、ちょっと調べる必要があると思いますが、減価償却税の関係で分かる分は把握しておりますけれども、相当数の太陽光発電が普及しておる現実もあります。決して悪いことだとは思いません。ただ、ここへ来て景観がよくないねという話と、終わった後どうするんだいという話があるのも現実でございますから、新たに生まれた政策課題につきましては、新たに先ほど言った経済産業省エネ庁のほうも真剣に考えつつありますし、新たに民間企業が設置したものに対して今から遡及して、おい、これからこういうものを課すよと。あなた、あのときつくったけれども、こういうものを課すよということを強制的にするというには相当合理的な理由がないとできないという現実もありますので、今後につきましては、国の動向、また村内の動向も確認しながら迅速な対応を取ってまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたい。また、この件についてはもう2年、3年前からいろんな議員さんからも話もありますし、また、特に浅間高原の方々からのいろんなお話もあるのも現実でございますので、機に応じて敏に対応してまいりたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 今村長が遡及はなかなか難しいと言ったんですけれども、私も法律的には詳しくないんですけれども、今現在先ほど述べたような国にある2つの法律をその条例、今条例にやることは国からも課せられていることだから、それを条例に入れると、よりその太陽光をやるときに事前確認できるからいいと思ったんですけれども、その国の法律をそのまま条例に乗せてやるというのは遡及効果も何もなく、1つの嬭恋村が太陽光発電をやるときの約束事項が増えるということでもとてもいいんじゃないかと思ったんですけれども、その辺法律をもう一度当局のほうでも考えて、今条例にそのまま移行できるようでしたら、ぜひそれを移行していただきたいと思っております。

それから、電波障害については、今人体に影響がないと言いますが、私は環境に関わるいろいろ研究している方のジャーナリストという方を見たんですけれども、これから導入されようとしている5Gでも人体に影響があって、それどころか自然の動物の生態系にも影響があるということで示されていますので、やっぱり電磁波は絶対体にいいということ

はなくて、発がん性もあったり、めまいやそういうものがあったりするというものが発表されておりますので、その辺もやっぱり研究して、きちんとやることと、5Gはうちの総合計画では今後導入に向けてやると言うけれども、この辺も電磁波の研究をして、やっぱり村民の健康、安全を守るためにも慎重にやってほしいということを述べておきたいと思います。

それでは、次に、バラギスキー場のことなんですけれども、それは私も昨年末に説明を受けて承知しているわけなんですけれども、2点だけお願いします。私がパルコール婦恋2号株式会社を調べたところ、最初は2019年、去年の12月9日に法人番号の新規登録をしておりました。その次に12月25日に住所を移転しておりました。それが旧住所の神奈川県横浜市中区に移転しておりました。それで、いろいろネット等を見ていると、リーガン・ヤンさんは確かにバラギの2号の代表取締役になっているというのが、婦恋リゾートの安全報告書にリーガン・ヤンさんが社長であるということがネット上でも書いておりました。

でも、私たち議員としてはそうしたことの登記した書類、やっぱり法人をやると、きちんと登記してやるわけなんですけれども、そうした書類は見せてもらってなくて、秋の説明のときはアクティブライフ社のリーガン・ヤンというので説明されて、アクティブライフ社は私がネットで見ましたらなかったんですね、アクティブライフ社という会社が。その辺でちょっと私もその点でも不安になって、それで今現在はパルコール婦恋の2号株式会社の代表取締役になっているという、こういうプリントがネット上で出てきましたので、それじゃ、そういうふうには法人登録されている書面をやはりきちんと見せてもらわないと、私はこうしたことを村民の不安に応えるためには必要だなと思ったので、質問しましたので、その2点についてお答え願います。

○議長（松本 幸君） 村長。

一問一答です。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ブリーズベイ、現在、婦恋パルコール2号株式会社、代表取締役、リーガン・ヤンさんが現在の会社をやっておると。ただし、前会社でありましたブリーズベイオペレーション6号株式会社、この会社が現在村との契約によって、村のスキー場を運営する部分ですね。あくまでも村の分だけです。全体じゃございませんから。村がやってきたもののその分については、その会社が分割されて、現在の会社、婦恋パルコール2号株式会社、それが代表取締役、リーガン・ヤンさんであるということでございます。何ら問題ないと思っておりますので、よく確認していただきたいと思っております。しっかりした会社だというこ

とで、私もはっきり議会も今までも言ってまいりましたし、前の会社とは違って、津田社長以降、滞納も全然ございませんし、しっかりした会社だと思っております。

それと、アクティブライフという会社ですけれども、これは法人登記ちゃんとされておると思いますし、インターネットも出ておると思いますので、確認していただきたいと思っております。現在は長野県のほうで事業をやっておりますし、そちらのほうでは1つのホテルも運営してますし、もう27年間実績のある方でございますので、その辺もしっかり確認していただきたいと思っております。立派な方だと私は思ってますし、しっかりと税金もお支払いしていただきたいと思っておりますし、信頼をして行っておりますので、もちろん何かあれば問題ですけれども、しっかりやっていただいておりますということで、議会にも常に報告してきておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） それでは、村長からしっかりやっているということで、その言葉を受けているし、説明の中でもそういったことが述べられたのは私も記憶しております。では、私が調べたのでは、そういうふう在去年の12月25日ではパルコール2号株式会社は住所を移転しているということなんか載っていたんですけども、そうすると、会社を登記するときはそういうことも登記されていると思っておりますので、村としては登記された書類はちゃんと持っているということで、今は無理としても、後日見せていただけることができるかどうかだけ確認しておきます。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

リーガン・ヤンさん、アクティブライフ株式会社の関係、まずは国税庁の法人番号公表サイトというところで、日本での登記は英語でアクティブライフジャパン株式会社ということで、本店を新潟県の妙高市に置いております。また、パルコール嬬恋2号株式会社に関しまして、会社の登記のコピーというか、原本のコピーが私のほうにございますので、こちらを見ていただければ、津田社長からリーガンさんに移った日付等も確認ができますので、こちらのほうをご確認いただくことはできますので、時間のあるときにご覧をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） 伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） じゃ、私がネットの見方もなかなかできなかったのかどうかですけれ

ども、その辺では私もきちんと今課長からの答弁で確認したいと思いますが、やはりでも、村当局としてはそういうふうに会社が変わって、やっぱり登記された会社名の写しなども議会に示して、きちんとやるべきじゃないかなと思います。しっかりやっているとか一体性があるから大丈夫とか、そういったことだけではやはり村民に責任を持って説明できないと思いますので、今後の対応として、そういう登記書に提出した書類等も示していただければと思いますけれども、よろしくをお願いします。

質問を終わります。

○議長（松本 幸君） 以上で伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午後 零時 17分

再開 午後 1時01分

○議長（松本 幸君） 再開いたします。

午前中の伊藤洋子さんの一般質問の訂正があるそうなので、許可します。

伊藤洋子さん。

○9番（伊藤洋子君） 申し訳ありません。先ほどの一般質問で太陽光の設置数を191と言いましたけれども、119ですので、訂正をお願いいたします。よろしくをお願いします。

---

◇ 佐 藤 鈴 江 君

○議長（松本 幸君） 続いて、佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔5番 佐藤鈴江君登壇〕

○5番（佐藤鈴江君） 皆さん、大変お疲れさまです。議長の許可を得ましたので、何点かにわたって一般質問をさせていただきます。

SDGsの視点から見る防災・減災の村づくりについて。

2015年に採択された国連の持続可能な開発目標SDGsは、持続可能な世界を残すため

に、国際社会が2030年を目標として行動の10年としてオールジャパンで行動を加速することが求められています。

婦恋村では令和元年度に第6次総合計画の策定が進められています。3月定例会の全員協議会では、素案の中で基本目標と施策体系が示され、基本目標には「高原に抱かれた希望の里 婦恋村」とありました。計画は2020年から2029年までの10年間です。SDGsの10年間と重なります。誰も置き去りにしないとの理念は、多様化する住民の皆さんの生活や急速に進む少子高齢化、国際化等の課題を取り上げても、もはや行政側だけの取組で解決するものではありません。今こそ地域住民の皆さんが助け合い、連携し、行政と村民との連携や官民連携とともに生きる共生社会構築の視点が大事だと考えます。

気候変動や海洋プラスチックごみ問題も含めた海洋環境保全や防災対策などが挙げられると思います。人類にとって最大の脅威であり、切迫感を持つべき課題は気候変動で、これにしっかり取り組んでいかないと、私たちが積み上げてきた経済活動や日々の暮らしが気候災害で甚大な影響を受けざるを得ません。昨今の台風19号は、19年に起きた世界の気候災害でも最も経済的損失が大きかったことは、婦恋村の復旧・復興に複数年の年月が必要であり、観光と農業の村、婦恋にとって大きな経済的打撃でありました。日本では気候災害の影響を受けやすくなっており、他人ごとではありません。

ここで婦恋村でも気候変動の現状及び将来与える影響が危機的状況にあることを認識し、村民の危機意識醸成と気候変動対策を優先的に取り組むこと等を宣言する気候非常事態宣言を行うことを提案したいと思います。この宣言は、2016年12月、オーストラリア、メルボルン、ディアビン市議会が宣言したのが最初でありました。村長のお考えを伺います。

次に、子育て支援についてお伺いします。

子育て支援について2点にわたって質問したいと思います。

まず初めに、新型コロナウイルスの感染拡大で、婦恋村でも小中学校、高校などが休校されています。しかし、幼稚園、保育所、学童保育は村や教育委員会、現場の先生方のご尽力で休園することなく運営されていますことに感謝申し上げたいと思います。

婦恋村でも子育て支援の一環で保育料を初めとする子育て経費が無料化されました。そのため待機児童が出る現状もあるとお聞きしています。また、保育士を募集しても確保できない現状もある中、子供が安心・安全に育つことを目的に、保育所では最低でも確保しなくてはならない部屋の広さ、衛生・安全設備や職員配置などに関して取り決めた基準があります。面積基準では、子供1人が眠る、遊ぶ、食べるなどに最低限必要なスペースと、保育士配置

基準は、有資格者の保育士1人に対する子供の数を定めています。

日本では国が児童福祉法に基づき、児童福祉施設等設置最低基準を定めています。ゼロ歳から1歳児の面積基準は、子供1人当たり3.3平米です。保育士配置基準はゼロ歳児3人、1歳から2歳児6人、3歳児20人、4歳から5歳児が30人です。この基準が守られていると思いますが、現在のように感染症が心配される社会情勢の中、少人数対応が考えられるか伺います。また、保育士不足もある現状を考え、職員の中にも有資格者がいた場合の有効利用も必要と考えます。本人の希望も考慮し、人事をお考えいただきたいと思いますが、村長の見解をお伺いいたします。

次に、GIGAスクール構想についてお聞きしたいと思います。

昨年12月、文部科学省ではGIGAスクール構想として、学校ICT環境の抜本的な改善と、ICTを効果的に活用した多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや、創造性を育む学びの実現を目指していくことが打ち出され、婦恋村の新年度予算でも予算化されています。子供たち1人1台のコンピューター端末と、学校の高容量通信ネットワークについては特別なものではなく、令和の時代における学校のスタンダードとして当たり前のもので整備していくこととされています。

また、昨年6月には、学校教育の情報化の推進に関する法律が成立し、国や各自治体が学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的に、計画的に策定実施する責務が明確化されています。国は子供たち1人1台のコンピューター端末の整備を目指していますが、婦恋村では令和2年度どの程度整備し、現在は1台当たり何人で教育をされているかお伺いしたいと思います。

また、国は20年度から小学校のプログラミング教育を必修化するが、その狙いはプログラミングを児童に体験させること、論理的思考を養うこととしています。婦恋村の取組はどのような状況か伺いたいと思います。

他の自治体では、既に5年生にドローン操作やロボットカー操作などが上げられ、実施されているようです。算数の授業でパソコンの画面上でロボット操作をして図形を作成するなど、プログラミング教育の推進を図ることも必要と思います。授業を行う際には教員の負担を減らすためにも民間企業と協力するなど、負担を減らす体制づくりも必要と考えますが、村長、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

以上、明確なご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴の皆さん、ご苦労さまでございます。

佐藤鈴江議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けて3つございました。SDGsの視点から見る防災・減災の村づくりについて、2点目が子育て支援について、3点目がGIGAスクール構想についての大きく分けて3つのご質問でございました。

まず第1点目の質問、SDGsの視点から見る防災・減災の村づくりについてでございますけれども、SDGs、サステナブル・デベロップメント・ゴールズでございますけれども、2015年に国連で日本ももちろん加盟しておりますが、17ゴール、169項目にわたったターゲットということで、現在日本の政府のほうもしっかりと取り組むということでございます。我が村におきまして、現在進めております総合戦略、またまち・ひと・しごと総合戦略、併せて現在策定を急いでおりますが、この中にも持続可能な発展、これを目標としておる考え方の基本でございます。これについてまずお答えをさせていただきたいと思っております。

佐藤議員の言われますとおり、昨年10月の台風19号は、本村では鹿沢地区において累計雨量485ミリを記録し、大きな災害がございました。これも気候変動、地球温暖化が関係していると言われております。現在、第6次総合計画の策定を進めておりますが、この中でSDGsの取組として17の目標と総合計画のそれぞれの施策についてひもづけを行っております。その中で13番目の気候変動に具体的な対策をという目標については、防災、環境保全、廃棄物処理、広域行政などの分野で取り組む計画になっておりますので、しっかり進めていきたいと考えております。

また、佐藤議員から気候非常事態宣言を行ったらどうかというご提案をいただきました。長野県知事さんが国内では最も早く気候変動の非常事態宣言を長野県で発表をいたしました。以後、各周辺の自治体におきまして、昨年の12月には長野県の白馬村を初め、また千曲市の市議会では決議を行っておるところでございます。全国では2月7日時点で14の自治体において宣言あるいは決議が行われている状況でございます。また、群馬県の山本知事さんのほうでは、5つのゼロ宣言というのを行いましたが、この中の1項目に気候非常事態宣言という趣旨のものに取り組んでおるところでございます。

嬭恋村におきましては、台風により大きな被害を受けただけでなく、大量の農産物を国民に供給している地域であり、また、リゾート地として年間200万人を超える観光客に楽しん

でいただいている村として、気候変動は村の将来に大きな影響があるものと考えております。気候非常事態宣言につきましては、他の自治体の動向や議員の皆様、住民の皆様の意見を伺いながら前向きに検討してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

第2点目の大きなご質問でございました子育て支援についてでございました。

現在、嬭恋村では災害の復旧・復興対策本部と併せまして、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げておるところでございます。また、国のほうでは2月25日におおむね10日間は慎んで、行事等は控えましょうという話でございました。群馬県知事さんは27日におおむね30日という宣言をしてきたわけでございますが、昨日の政府のほうの発表によれば、おおむねあと10日間においては大きな行事はなるべく中止にという方向の発表をしておるところでございます。13日の金曜日、今日は国会のほうで非常事態宣言法が制定されるというふうに思っておるところでございます。

そんな中でございますが、嬭恋村におきましては、現在、小学校、中学校につきましては、春休みが始まる3月26日まで臨時休校としております。また、東部こども園、西部幼稚園につきましては、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子供が利用するものであることなどにより、体温測定、手洗いなどの感染の予防に留意した上で休園することなく運営しておるところでございます。また、学童保育につきましても、小学校低学年の子供は留守番をすることが困難な場合があると考えられ、感染の予防に留意して、午前8時30分からの受入れをしておるところでございます。また、保育環境につきましては、児童福祉施設等設置最低基準や保育士配置基準を満たしております。

保育士確保につきましては、村では保育士の募集や保育や幼児教育課程がある学校への訪問により、嬭恋村への就職要請や、さらに群馬県の保育士登録者などの情報を入手し、直接問いかけなどを行っていますが、嬭恋村への就職希望者が少なく、現状よりさらなる少人数対応が困難な状況となっておりますのが現実でございます。職員の中の有資格者の有効利用につきましては、特別な理由等がある場合には、本人の意向を考慮しながら、教育委員会として職場環境の整備等を行い、随時対応をしたいと考えておるところでございます。村長部局と教育委員会とで連携しながら、しっかり対応してまいりたいと思っております。

第3点目、G I G Aスクール構想についてでございます。

ご存じのように、政府のほうではおおむね3年間において全ての子供たちにi P a d等1人1台を設置すると。そのためには国は助成をしましょうという宣言が今年に入ってからで

ございますが、発表されました。私のほうでは即教育委員会に指示をいたしまして、3か年計画、一気に全てできないから、群馬県教育委員会も即それに応じてトップランナーで走ってもらいたいという指示を出しました。

現在、嬭恋村では国のGIGAスクール構想により、令和元年度補正予算によりまして、各小学校、中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業に取り組んでおります。この事業によりまして、校内LAN整備とパソコン用電源キャビネット整備を令和2年度に繰り越して実施いたします。また、令和2年度事業としましては、小学校5年生と6年生、中学校1年生の児童生徒分のパソコンを整備する予定ですが、令和2年度の補正予算で対応したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

なお、現在のパソコンの台数ですが、各学校1クラス分として東部小学校に40台で、4.6人に1台、西部中学校に40台で、5.5人に1台、嬭恋中学校に47台で、4.6人に1台となっております。

令和2年度からのプログラミング教育への取組につきましては、指定校での授業公開及び県教委指導主事の講話、またプログラミング教育に関する研修会への参加等により、職員の研修を行ってきました。また、クラブ活動では、模型の自動車をプログラムで動かすなどの活動を行いました。2年度に向けましては、数学の図形領域でのコンピューターに手順操作を組み込んだり、理科の授業での取組を模索しております。また、プログラミング教材の選定や職員の校内研修を実施しております。現在、教職員の多忙化解消が喫緊的な課題とされる学校現場において、授業づくりや実際の授業において民間企業との連携協力は職員の負担を減らす1つの方法であると考えます。

しかしながら、このプログラミング教育は学習指導要領に示される単元や各教科の内容を指導する中で実践することが基本であり、ただ単にプログラミング学習をすればいいというものではございません。教科等の学習において、プログラミングを体験しながら、その教科の狙い等を達成し、併せてプログラミング的思考を高めていくものでございます。そういった中でうまく企業と取り組み、活用できる体制づくりは議員のおっしゃるとおり、効果的であると考えます。

付け加えとなりますが、プログラミングの教科等の指導とは別に、いわゆる裁量の時間で行ったり、特定の児童を対象としたクラブ活動の時間で行ったりする場合は、特に民間企業や県総合教育センターの出前授業など、その活用はより効果的であると考えます。各学校現場ではプログラミング教育の推進に当たり、今後授業内容や指導方法、関係機関との連携等、

創意工夫に努めていくことが重要であると考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、現場でもう既に各学校等でそういう体制で動くべく準備をしておるのが現場でございます。社会がダイナミックに変わる中、AI、ICT、こういう授業を子供の段階からしっかりと未来に向かって孺恋村の子供たちには学んでいただきたい、こう思っておりますので、議員の皆様方のご理解も切にお願いを申し上げたいと思うところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、総合政策課長にお聞きしたいと思います。総合政策課長は今回第6次総合計画担当課長としてSDGsの視点が盛り込まれていますが、農業と観光の村を標榜する村として近年頻繁に起こっている災害への取組も大きな課題だと思います。工夫点等があればお聞きしたいと思います、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） 佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

農業と観光の件で今回SDGsと絡めてどういう取組を強化していくかという内容でしょうか。今回10年前、5年前とは違うこととしてSDGsを取り込んでということでひもづけをしているわけですが、観光についてはインバウンド、それから国内の誘客を一層図るという視点で強化をしていくというような予定しております。農業については環境保護ということで地球を守るというような視点で、環境保全型農業ということで取組を強化するという内容が盛り込まれる予定になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） このSDGsの17の目標は三層構造になっているということをご承知だと思いますが、この中で気候変動、これは目標13です。水とか衛生に関することは目標の6、海洋資源については目標の14、陸上資源については目標の15ということから、生物層とされており、その上に社会や経済が乗る形になっています。人類が安定して暮らせる地球環境が整っていなければ、社会や経済の課題は解決できないというのがSDGsの精神であります。その点についてもしっかりとした総合計画の中に取組をしていただきたいというふうにお願いします。

次に、住民福祉課長にお聞きしたいと思います。孺恋村では家庭ごみの有料化がスタート

してもう何年かになると思いますが、ごみを燃やしたときに発生する二酸化炭素、CO<sub>2</sub>は地球温暖化の原因であります。ごみの分別も個人ができるCO<sub>2</sub>削減に貢献できる第一歩です。1月の気象庁の研究所が発表された日本の温暖化が進めば、今世紀末には日本近海に接近する台風の移動速度は約10%遅れるということであり、それだけ被害が大きいということでもあります。そのことについて今後村としてごみの減量化やその削減、また7月1日からレジ袋が有料化されるというふうに認識しておりますが、その点についてどのような啓発と、またごみの減量化に向けての取組をお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○住民福祉課長（熊川真津美君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、ごみの減量化、分別についてですけれども、今年度の初めにごみ事典を新しくして各家庭に配ったところがございます。それを見ていただきながら、資源ごみでありますとか可燃ごみ等に分けていただくというような啓発を今後も続けて行っていきたいと考えております。また、ごみの減量化につきましては、広報つまごいの4月号から、ちょっと今までごみのことを触れてなかったんですけれども、毎月西吾妻環境衛生施設組合に運び込まれる婦恋のごみの量と人口から割り出して、1人当たりのごみの排出量を掲載させていただきながら、目標であります1人1日1,000グラムをどのくらい達成できているのかどうかということが可視化できるようなちょっとしたスペースを設けて掲載させていただく予定でございます。

レジ袋の有料化についてでございますが、令和2年7月から全ての小売店で有料化を実施されるということですが、村内の状況を確認しますと、商工会さんでは今検討をされているということでもありますけれども、ただレジ袋を有料化にすることで客離れがあるのではないかなというような心配もされているということですが、これは今後商工会の中で検討していきたい対応についてはということです。Aコープさんですけれども、4月1日から始められればよいというような回答をいただいております。今でもレジ袋じゃなくてマイバッグを持っていくと2円引きとか、そういったものがあるらしいですけれども、今後はアグリポイントのところにポイントをちょっと加算して、マイバッグを推進していく必要があるかなというようなお話を伺いました。

また、村の取組ですけれども、以前から行ってますマイバッグの推進の周知を今後一層取り組む必要があると考えております。それにつきましては、商工会さんでありますとか、小

売店さんとできることを検討しながら進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） そのように私たち村民一人一人がSDGsとは何かということと、また私たち生活の中でそういった目標達成の努力ができるということをしかりと啓発をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

村長にお聞きしたいと思いますが、これから吾妻のごみ処理場が一本化されるということでありまして。これに関しては、1960年代の高度経済成長期から続いた大量生産、大量廃棄型の経済システムから大きく転換をしていると思います。それに当たって、今後吾妻郡一本化をされるに当たって、吾妻でもごみ処理場を有効利用した事業展開や、そういったものについて、またCO<sub>2</sub>削減が少しでも温暖化対策に向けてどのように村長のお考えがあるかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1964年とは昭和39年でありました。今から56年前で、東京オリンピックのあった年ということでございます。当時池田勇人内閣総理大臣は、貧乏人は麦飯を食えというような発言もございましたが、まさに高度成長の時代で、土地も毎年2桁成長、成長率も毎年2桁成長、その代わり物価も給料もインフレで、高度成長と同時に2桁で伸びてきたというような時代でございました。大量生産、大量消費という時代でございます。しかしながら、今は全然当時の状況とは異なっております。人口減少社会でございます。上毛かるたで当時は力を合わせる160万、それがピーク時にはバブルがはじけた後は人口が160万から204万まで増えたところ、現在はさらにそれが減って、今193万人、群馬県の人口も減ってきたと。さらに団塊の世代があと数年しますと75歳、2025問題とも言われますけれども、人口構成が大分変わってきた中で、少子化、高齢化の時代でございます。人口が減るということは需要も減ります。必要なものが減りますので、そういう中でごみも減量化に自然に減ってきている分がございます。

私が就任したときには、嬭恋村の1年間の燃えるごみの量は5,700トンでございました。今ご存じのように、毎回議会にも時折報告しておりますけれども、嬭恋村の年間のごみの排出量は約4,800トンでございます。就任したときが5,600トン、現在が4,800トンぐらいとい

うことであります。これは経済が縮小化し、人口が減っているという現実もございます。ただし、先ほどごみの分別の話もございましたが、しっかりとごみの分別をする。それから資源ごみはしっかりと広報活動をして、新聞紙はちゃんと出していただく、こういうことを周知徹底しながら、CO<sub>2</sub>の削減にも結びつくことでございますので、今後しっかりと取り組んでいきたいと。

もう一つ、ごみの吾妻郡の全体の量と申しますか、そういう話でございますが、過日議会でもご報告をさせていただきましたとおりでございます。一本化の方向で現在動いております。今月の25日に一部事務組合が東西で行われますので、それを踏まえて一本化の方向で各議員、また村当局、また村民にもしっかりと告知をして、ごみの焼却施設を一本化した形で作ってまいりたいと思っております。

それから、以前から申しておるとおり、嬭恋村は平成16年に宣言したとおり、産業廃棄物は嬭恋村に持ち込めません。一般廃棄物につきましては一昨年の8月10日ですか、議会にもお話しさせていただきましたとおり、村長は一般廃棄物は村内には持ち込めません。ただし、そこでも申しております第3点目、嬭恋村のごみはどうするんだということでございますが、第3点目、嬭恋村、私たちの出すごみにつきましては、一般廃棄物につきましては、一部事務組合の中で処理をしておりますという宣言をしております。それに従って嬭恋村のごみにつきましては、今3つの施設が吾妻郡内ありますが、1つのところに集約して、広域的な有利な助成制度をご指導いただきながら一本化の方向で動いております。一本化することによって二酸化炭素削減にもしっかりと併せて取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、次に、今年2月5日に群馬県庁で行われた令和元年度群馬県農林水産業関係機関成果発表会に嬭恋村からどなたか参加をされているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 当課から係長と担当者の2名が参加させていただいております。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） その中でこの西吾妻地域の表土流出の関係で、下流町村にあって、泥

がかなり流れていることが大きな問題であるというふうに表示されたと聞いています。それと同時に、昨年台風の時期と同時期になるんですが、今朝ほど各議員の中に配られたこの日本一の夏秋キャベツ産地であり続けるために大切な土を守りましょうというパンフレットが10月に来ていたというふうにお聞きしています。それが今日今朝配られたというところと、また12月議会においては、石野議員からもグリーンベルトなり環境保全型農業に関してご質問があったと思います。その時点でもう既に届いていたにもかかわらず、このパンフレットはすごくとてもいいパンフレットであり、やはり婦恋村の黒土というのはとても宝物であるという認識と同時に、それが1センチ減るごとに、それをまた復活させるためには70年の月日が要するということでもあります。それと同時に、台風19号で表土流出したのが10センチに及んだという、その中で700年間かかるということでもあります。それは婦恋村農家にとっても危機的状況であるし、宝を放出して流しているという状況であると思います。それに対してこのようなきちんとパンフレット読めば誰でも分かりやすく書かれていて、これは昭和54年から農業事務所が調査をしているというデータも載っております。それに関してかなりの表土流出がされているということに関して、今回予算で緑肥の種代を予算化されたということではありますが、この辺の危機感というか、取り組み方が少し足りないのではないかなというふうに思いますが、村長でも担当課長でも結構ですので、お答えいただきたいと思ます。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 全国的な規模で私も外に出る機会もありますけれども、全国回ってみて、婦恋村と言えはキャベツの村だという認識を多くの方々、国民が持っていておると思っています。これは我々が単純に今やったことではなく、長い歴史の中で農家の皆さんの努力、またキャベツを生産する技術を経験を積み重ねたその結果によって日本一のキャベツの村だと思っています。その中でとりわけ重要なことは、やっぱり環境保全型の農業の推進だと思っています。すばらしい環境の中でつくることが、これが求められておると思っていますし、先ほど佐藤議員の申しましたSDGs、まさにその環境を守る、産地を守る、土を守るということもテーマにあるわけございまして、最重要課題であるという認識を持っているのはそのとおり、私も同感でございます。

また、10センチというのは70年かかると。1センチが7年かかるというこのご指摘も私も以前からも聞いております。土は宝です。土は生産者にとってまさにお金と言っては何な

んですが、もう財産そのものでございます。その土を流すということは非常に我々にとっても、また生産者にとっても耐えがたいことだと思っております。

したがって、それにつきましては、環境保全型農業を通じて、今後また面積が非常に3,400ヘクタールという広大な面積でもございますので、やはりしっかりと農地を保全するため、環境を保全するための施策が必要だと思っております。少しずつではございますが、沈砂池の再整備をして、泥が流れないようにする、あるいはグリーンベルトをしっかりともう少し面積を増やそう、こういうことも今取り組んでおるところでございますが、いずれにせよ、国のほうとも県のほうとも協議をしながら、県のほうの協力も得て、特に浅間山あるいは山地の沢が非常に深くなっているところについては、既に国・県とも協議をさせてもらっていますが、低いところから堰堤をつくって、これ以上深い沢にならないようなということで、国の事業でできないでしょうかというボールは投げさせていただいております。どういうふうにしたら表土が流れないか最重要課題であると思っておりますので、生産者とも含めまして、また環境保全型農業推進協議会もございますので、そういうところを通じながらしっかりと対応を考えてまいりたい。行政としてできることは最大限の力を投入して取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（松本 幸君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 横沢貴博君登壇〕

○農林振興課長（横沢貴博君） 佐藤議員のご指摘いただきました配布が滞っていたことにつきましては、この場をおかりいたしましておわび申し上げます。担当者としても故意的に隠したいわけでも何でもございませんで、失念していたんだと思っておりますので、今後このようなことがないように、より厳しく指導したいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 今年度当初予算の審査会でもお話しさせていただきましたけれども、環境保全型農業の予算化については、緑肥と環境保全型推進協議会への補助金だということであります。しかし、今の婦恋村の現状を見ますと、グリーンベルトもだんだん減っているという現状が見受けられますので、しっかりと村のリーダーシップを取っていただき、農協さんとも連携をしながらしっかりと取組をお願いしたいと思います。

そして、このSDGsの関係については最後にさせていただきますけれども、日本でも世界でも記録的な高温や台風等の巨大化、豪雨、大洪水、大規模な山火事等、深刻化する干ば

つなど、気候変動の影響が顕在化をしています。ここで嬭恋村にとってもかなり国や県の支援を受けて災害復旧に向けているわけですが、村長の今回の決意の中で2月20日には国においても超党派の議員連盟が発足をし、今回の気象非常事態宣言を決議する方向だと聞いています。それに当たって、台風19号の被害が最も甚大とされた嬭恋村が群馬県下を切っ  
てこの決議をする必要があると思いますので、最後に村長の強い決意をお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 決意はいかがかというお話でございました。私もたまたまフェイスブックをやっております、長野県の阿部知事が全国47都道府県で最初に非常事態宣言をいたしました。環境省とテレビ電話をやったこともフェイスブックに載ってありましたので、私もその件につきましてはシェアをさせていただきました。その後、私のところを見たところの市町村長からもいろんな反応もございました。先ほど申しましたように、白馬村あるいは千曲市等も宣言を前向きにしたと。驚いたことに群馬県山本知事さんのほうも5つのゼロ宣言の中に環境保全、これに取り組んでおります。私も部下に指示して、ぱっと宣言ということでやろうかなと当時思ったんですが、ちょっと時間的な余裕等もなかったんですけれども、心の中ではやっぱり取り組むべき課題だなと。キャベツの美しい環境の中の、第1次産業の美しい自然の中の環境のすばらしい中で、おいしい空気や水の中のキャベツというためにも、キャベツのためにも、土のためにも、空気のためにも私も必要なのかなと思っております。早急に当時やろうかなと思ったんですが、今ご質問受けた村長はどうかというお言葉でございましたので、前向きに取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） すみません、先ほど長野県議会が最初というふうに言われたんですが、県単位で行ったのは長野県が最初であります。しかし、2019年9月25日に長崎県の壱岐市で宣言をされたのが日本では初めてだというふうに認識をしております。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、子育て支援についてお伺ひしたいと思ひます。

現在、新型コロナウイルスで群馬県でも感染者が出たということではありますが、嬭恋村の現状も保育室に少人数対応するための保育室を確保はできるのでしょうか。もし保育士が確

保できた場合ですね。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 先ほどの佐藤議員の質問にお答えさせていただきます。

保育室につきましては、まだ余裕がありまして、もう1部屋ございますので、保育士がおれば対応することは可能でございます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、ぜひ保育士確保には尽力をしていただきたいと思いますが、ここでやはり保育所等、多数のお子さんがいらっしゃるということで、かなり多くの感染症を患っていらっしゃるというお子さんも多いというふう聞いています。そのために私がお相談を受けたのは、長野原の北軽井沢の保育所等に遠隔保育ができるかどうかということを確認させていただきたいのと、もし長野原町に保育をお願いするとしたら、保育料は多分出せるとは思いますが、給食費が無料化になっているかがちょっと分かりませんので、その辺の対応がもしできるかできないかお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 先ほどの佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

長野原町への通園は可能と考えております。ただ、保育費のほうは村のほうから支出が可能ですが、給食費につきましては、いま一度確認しないと今即答できませんので、また確認させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） この件に関しては保育士の職員の人事異動も兼ねてしっかりと対応していただいて、安心・安全な保育体制をつくっていただきたいというふうをお願いをして、この質問に関しては終了させていただきたいと思っております。

次に、GIGAスクールに関してですが、これに関しては先ほど村長からも説明がありましたが、令和元年度の補正予算で国が対応しているということでもあります。それで、繰り越しして令和2年度に事業実施するということでもあります。先ほど村長のほうから、1台につき東部小学校が4.6人、西部小学校は5.5人、中学校は4.6人という説明がありましたが、令和2年に整備をすることによって、1台当たり何人の対応ができるのかお聞きしたいと思います。

います。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） それでは、G I G Aスクールのパソコンの配備についてのご質問にお答えさせていただきます。

嬭恋村におきましては、国のG I G Aスクール構想によりまして、令和元年度、本年度予算の補正によりまして、学校の設備を直すLAN工事とキャビネットの工事をする予定ですが、令和2年度におきましては、中学におきましては1年生、小学校におきましては5年と6年生の分を整備するということが国のほうから示されております。これは群馬県統一で行う予定。といいますのは、先生というのは県の職員ですので、群馬県内一円で異動が起こりますので、嬭恋で行われている事業と前橋市で行われて事業が違くと、なかなか事業が難しいということで、国の指導もありまして、群馬県一斉に恐らくパソコンは年度をそろえて購入することになると思います。それによりまして嬭恋村、令和2年度になります。小学校5年生、6年生、中学校は1年生となります。の生徒分の配備をするということになります。1人当たりはちょっと計算しないと今すぐ出ないんですけども、そういう配置をする予定ですので、よろしく願いいたします。

なお、その後につきましても、国の予定どおりに嬭恋村では進めていく予定となっております。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、この国の財源措置はどの程度村にあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） それでは、ただいまの財源措置ですけれども、パソコンにつきましては3分の1の補助があるというふうに今通知が来ております。そのほかの3分の2につきましては、財政措置として交付税措置となっておりますので、基本的にはほぼ全額の措置がされるというような扱いになっているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） それでは、国は令和元年度までに小中学校の全学年で1人1台の環境

の実現を目指しています。自治体にとっても早急に整備が加速化していく必要があると思いますが、どのようにして1人1台を確保していくかということは今現在まだ分からないということですので、そこはしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

また、先ほど通信ネットワークの整備も3分の1補助があるということでありましたが、今回の国の補助事業については、今回これが終わると村単で行わなければいけないみたいな事業となっているみたいですので、しっかりと遅れのない対応を取っていただきたいというふうに思います。

それから、教師がICTを効果的に活用できるためにどのように取り組んでいきますかということでも質問をしたいと思います。孺恋村としてどのように対応しているかお答えしていただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

やはり整備されたと言っても、それをうまく活用できないと何ら意味もありません。そうなりますと、当然子供たちを指導するのは先生方です。これまでもそうなんですが、まずはそういったICTに関わる研修あるいはそれに伴う公開授業等々を経験することによってその力をつけていくということになります。特に校内研修においても、こういう時期ですので、できれば来年、再来年度についてはこういったICTをテーマにした研修をしていただけるような、そんな働きかけをしていきたいというふうに思います。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） ぜひICT化とともに教職員の働き方改革の両立が必要だというふうに思いますので、しっかりと取組をしていただきたいと思います。

また、教員のオンライン授業や自動で出題して採点がされるAIドリルが普及するなど、今後大きな期待がされております。その点についても学びには人と人の直接的な関わりが不可欠ではあると思いますが、教育の成否は目の前にいる教師にかかっているということも事実だと思います。その点についてもしっかりと取組をお願いしたいと思います。教師の数を確保していくとともに、民間業者との連携も図りつつ、しっかりと取組をお願いしたいと思います。

また、子供たち一人一人の変容が必要だと思いますし、最適な学びが可能となるよう、環境を実現できるよう教師の数をどのように確保していくかということも大きな問題だと思

ますが、その点についても教育長、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

学校の職員の配置については定数配置というのがありまして、国でクラスが幾つあるかによってその人数は決まってきます。ただ、国とは別に県独自の実は特別な先生を配置する特配というのがあります。これについては現在各学校の取組によってその人数をプラスすることができます。そういったことを使って、まずは多くの人間をまず配置すること、そして人数だけでなく、今佐藤議員おっしゃったように、やはりいろいろ専門性とか特異性がありますので、できれば今言ったICT関連に精通している職員あるいはそういったものに興味、関心を持って取り組んでいる職員等々の質の部分においても考慮しながら、できるだけ多くの職員を配置していきたいというふうに考えます。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） もう一度教育長にお聞きしたいと思います。子供たちをICTから遠ざけるのではなく、ICTを適切に使いこなしていくことができる環境が必要だというふうに思います。情報モラル教育の充実や有害情報対策など取り組んでいくことが一層重要になってくると思います。情報モラル教育の充実や有害情報対策などにどのように取り組んでいくかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、子供たちの前に職員がそういった意識を持ち、また、モラルのしっかりと高い先生であることが必要かというふうに思います。そう考えると、まず指導者である職員に対しての研修あるいは指導が必要だというふうに思います。これについては、やはり計画的な研修計画の下で先生方を研修させていくというようなことと、それから、先ほども申し上げましたように、特別なそういった研修もありますので、職員を見ながら適切にその力をつけていくような選別をしていきたいというふうに思います。

子供たちについては、もちろん教育課程がありますが、その中に各教科における学習に対するモラルはもちろん、今言ったようなICTに関する特別なそういったモラルを含めても計画的に取り組んでいかななくてはなりません。そのために来年度、小学校では新学習指導要

領、そして中学校では再来年度、新学習指導要領があります。この中にも実はICTを活用した環境という中にこのモラルというものが入ってきていますので、こういったものを重点化して取り組んでいくような方法で進めていきたいというふうに思います。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） ぜひ情報モラル教育については有効だと思いますので、学校だけではなく、地域全体で取り組んでいく必要があると思います。保護者や地域社会への働きかけも必要だと思いますので、その点に関してもよろしくお願いをしたいと思います。

また、教育長にあと1点、このICT機器を活用した障害のある子供たちにとって、一人一人に応じた最適で効果的な学びを提供する環境も必要だというふうに思いますが、特別支援教育の充実に際して、ICTは欠かせないものと思いますが、どのように考えておりますか。

○議長（松本 幸君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり、大変効果のあるものですし、また、現在でもこれまでも普通教室以外に、その特別支援教室においては、特別にパソコンを1人1台というような形で配置をしたり、その有効な活用について研修をしたり取り組んできているところであります。これからますますどういう状況な子であったとしても、ICT教育、これについてはますます必要になりますし、生活の中にどんどん入ってくるものですので、生活化できるような形で、常にならなくても、いかなる場合でも、どんな形でも使えるような、そういった環境を今後とも整備していきたいというふうに思います。

○議長（松本 幸君） 佐藤鈴江さん。

○5番（佐藤鈴江君） 最後にお願いをして質問を終わらせていただきたいと思います。今回国の補助金を使っただけのこのICTのGIGAスクール構想についてはしっかりと取り遅れないよう取り組んでいくとともに、長部局とも一体となって自治体としてのGIGAスクール構想の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。そして、今の子供たちは既にICTに囲まれて育っている環境であります。本来学校は子供たちが生きていく上で必要となるものです。しっかりとこのようなICT教育について取組を孺恋村としても行っていただきたいというふうに思いますので、教育委員会だけではなく、長部局とも連携をして、しっかりとした取組をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松本 幸君） 以上で、佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

---

◇ 大 野 克 美 君

○議長（松本 幸君） 続いて、大野克美君の一般質問を許可します。

大野克美君。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の承認を得まして一般質問をさせていただきます。

今日の質問の内容は、新型コロナウイルスの実習生の影響についてということがメインになります。

それで、全体の流れとすると、私たちが今テレビをつけると、もう全部記事はコロナウイルスの記事の放映しかやってないというのが現状。今日本が置かれているところがこんなに非常に経済的にも、あるいは健康的にも非常に危ないところに今立っているということは本当に珍しい時期かなと思います。最初のちょっと5分から10分、大体ちょっと今の状況だけまず述べます。

まず、今日見て私もびっくりしたんですけども、まず世界的に見るとパンデミック宣言ですか、WHOの会長が今日やりました。全世界に、パンデミックですから、もう取り返しつかないほど広がってしまっている。それで、今日のニュースを朝聞いてましたら、まずアメリカのトランプ大統領が何言ったかという、イギリスを除いてもヨーロッパの人たちはアメリカに全部入れないと。これはもう大変なことですね、ビジネス的に見ても。人の交流がなくなるとはアメリカとの交流がなくなってしまうわけですから、これは大変なことになっていくと思います。そして、最初アメリカもそんなに気づいてなかったんですね。トランプ大統領もインフルエンザで大体1年間に3万人も死んで、今コロナウイルスで30名ぐらい何でこんなに騒ぐんだなんて言ったけれども、大分今非難されて、そんなところじゃないというんで、今慌てて取り消して、対策に本格的に向かっているかと、そういうふうになっていますね。

その次に大きく今動いているのはイタリアですね。イタリアはもう韓国を除いてコロナウイルスの数が世界2位に入ってしまった、それで、これも私もちょっとびっくりしたニュースですけども、今度イタリアの全レストランとか食堂とか、そういうところはもう全部店

を開かないと。こんなことをやったことは多分歴史上ないと思いますね、そういう国が。だからそれほど深刻になっていますね。

それで、3番目、その次大きいのは韓国ですけれども、韓国はなかなか今感染で、よく皆さんがテレビを見ていると、何かドライブスルーでキットでいつも何万人というふうにチェックできるんですけれども、なかなかこの対策が難しいと韓国は言っております。日本と韓国、日本と実は中国は私たち観光にとって一番大きな関係があるんですね。今韓国と中国から入ってくるインバウンド、観光客は多分この2つの国を入れると、もう日本の半分ぐらいがこの2つの国で占めてしまいます。ですから、韓国の状況も観光にとっては非常に重要な見ていかなければいけない状況となっています。

韓国は多分皆さんも今テレビで見ていると思いますけれども、なかなか韓国が収束できない理由は、韓国は非常に実は基督教の教会が多いんですね。新興宗教の団体が出てきて、その会員さんがいろいろ散らしたと言うんですけれども、大体韓国には教会が5万件以上あると言われていています。これは日本のコンビニのセブンイレブンとかファミリーマート、ローソン、これ全部入れた数よりも韓国は基督教の教会が5万件以上ですから、それよりも多いんですね。それで、そのところへみんなその新興宗教の信者さんがみんなそういう5万件のところに行って広げてしまった。だから、誰が行ったのかというんで、新興宗教ですから、名前とか人物がなかなか分からないんですね。誰が信者さんか。でも、最近ちょっとずつ分かるようになってきて、調べているんですけれども、これが大体見つかってきて、これはなかなか大変なことだと。だから、ひいては特に観光には日本はこれから非常に大きな影響を持ってきます。

その次に今騒いでいるのがイランですけれども、イランも、これも韓国に次いで感染者の多い国です。それで、このイランと韓国とイタリアというのは生活習慣が非常に感染しやすい習慣になっているんですね、みんな。韓国の場合はさっき言ったように、礼拝だとか、イスラムのところもそうです。それで、イタリアの人たちはみんなハグをしたりして、だから今はそういうことがもうできないような習慣になっています。ですから、特に観光にとってはああいうイタリアとか、そういうところの空港が止まってしまいますと、その空港を通して日本へ入ってきたり、いろんなことがありますから、これは観光産業にとっても非常に大きく影響があると思います。

そして、中国ですけれども、中国はもうほとんど観光についての人にも今は行けませんけれども、大体大きな都市、上海とか北京とか、そういうところはもう感染者ゼロ。ゼロがもう

多分1週間ぐらい続いて、感染者が出てても大体1桁ですね。ですから、日本が今大体1日20だ、30だと毎日増えていますけれども、中国はもう今完全にそういう感染者が大都市では全部止まっています。そして、生産もいろんな工場もだんだん動き出していく。だから、今このパンデミックが止まっている国というのは、実は中国が一番に発生しましたけれども、中国が一番最初に今止まっているという状況ですね。ですから、将来観光とか、そういうのがまた増えるのか、あるいはどうか分からないんですけども、そんな状況です。

それで、じゃあと日本のところはどうなっているかという、日本は感染者は多い、件数があるんですけども、医療が非常に発達しているために結構防げています。ただ、心配なのが今デイケアさんとか、そういうところに広がったりしている。そういうことが問題になっております。

それで、さて、じゃこういうのが嬭恋村にどういうふうに影響をしてくるかということですが、それと、この単なる健康に対しての問題だけじゃなくて、これはもう人の流れが落ちているので、経済にまで影響しているんですね。ですから、私は観光業界に携わっていますけれども、最初の頃は、特に2月20日以降はお客さんの入りとか、大体半分ぐらいになるのかなという、そんな感じでちょっといたんですね。ですけども、何と3分の1ぐらいになっているんですね。ですから、農家さんなんか例えると、100の売上げがあったのに3割ぐらい。それで、さらに悪いのは、先に特に観光の中ではこれからやって来る5月の連休、それで、嬭恋村なんか総合政策課で、観光課もやっていますけれども、デスティネーション・キャンペーンと言って、随分これから日本に宣伝をしていくんですけども、それも今ほとんどどうなるか分からないという状況ですね。それで、あとはオリンピックですけども、オリンピックのところまで多分いかないんじゃないかと観光業界では騒いでいます。ですから、そういうものが村にとっても観光にとっても非常に大きな影響を及ぼしてくる。今回ちょっといろいろしゃべっていますけれども、観光のほうはまだ結果が出るまでにちょっと時間がかかる。

それで、今嬭恋村のほうでは早急に対処しなければいけないのは研修生のほうです。それで、今言うような状況を踏まえて、村長にちょっと質問なんですけれども、1で、村長はこういう状況を踏まえて、既に何か観光協会とか、あるいは農協ですね、そういう方たちと何か話し合いをしているのかというのが1ポイント。

それとあと、うちの村は海外からの研修生が非常に多いので、ここで3年間の各例えば中国、インドネシア、ミャンマー、ベトナムとかフィリピン、そういう人たちが今どれくらい

ずっと入ってきているのか、それをちょっと教えていただきたいというのが2番ですね。

3番、それで、村は、これから入ってくるんですけども、全部研修生というか、実習生ですね、その場合は原則としては2週間、今の国の法律では2週間とにかく待機していただきます。でも、ちょうど孀恋村ですと村の農業なんかやっている場合に実習がありますので、その実習と多分かち合うと思うんですけども、この場合、2週間の待機はもちろん求めるんだと思いますけれども、待機の場所ですよ。それは農家なのか、あるいはそういうどこかまとめてやるのか、その辺がもし分かればちょっとお聞きしたい。

それで、海外から入ってきて、ずっと来る場合ですね、研修生に対してはよくやっている。コロナウイルスに感染しているか、していないか、PCR検査というのがありますけれども、こういうのについての何か考えがあるのか。その辺をちょっと聞きたい。なぜかという、その次の5番とも関係するんですけども、実習生の中からもコロナウイルスの人たちが出てきた場合、その場合のケアはどうするのかということが問題になります。それで、このケアする場合、それぞれの実習生の国が違うんですね。ですから、言語が当然違います。中国語とか、例えばミャンマー語、インドネシア語、英語なんかが多分あったと思うんですけども、もしそういうことの中で仮に出てきてしまった場合、あるいは入ってくる時によく検査してないで入ってきてしまったりしていた場合、その場合はどうするのか。そしてまた、じゃこの費用はどうするのか、こんな問題ですね。

それで、その次、村長は今後孀恋村で働く外国人が増えてきた場合に、外国人の人たちのケアをしたり、どうなっているかを見るために受入れ担当者みたいな人、例えば送るのか、例えばその場合は村とすると誰がこういうことが発生した場合に、担当者になって準備していくのか。私の考えでは総合政策課とか住民福祉課の人に外国人の人たちをよく見ている、そういう課があったほうがいい。今後増えていくでしょうから、そういうのがあったほうがいいと思う。その仕事内容としては、常時観光協会あるいは農協、あと健康問題が発生した場合はどうやって連絡を取るか。

それと、さっき災害のことも随分出ていましたけれども、外国人の人たちに台風とか水害が起きたときにうまく連絡する、どうやってコミュニケーション取るか。しかも早くするには、やっぱりそれなりの準備がないと、急に言っても外国人の人たちだっただけ戸惑うだけです。ですから、その辺どういうふうに考えているのか、それをちょっとお聞きしたい。

以上です。

○議長（松本 幸君） 大野克美君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 非常に長い大野議員の一般質問でございましたが、要点は絞られておるようでございますので、要点に沿って、質問事項に沿ってお答えをさせてもらえたらと思っております。

まず第1点目で、観光協会や農業協同組合と既に話をしておるのかというご指摘でございました。大野議員もご承知のとおり、本村にとって観光と農業は本村経済を牽引する車の両輪でございます。産業の礎でございます。婦恋村観光協会長並びに婦恋村農業協同組合長ともよく話し合いは日頃から現在もしております。今朝も取ったところでございます。また、労働力の確保について問題意識をしっかりと持って、情報の共有もしっかりと努めてまいりたいと思っております。

今回のコロナウイルスの感染症に関する影響についてでございますが、国や県の動向を現在注視しております。担当課に対しましては、担当者間の連絡を密にいたしまして、情報を共有するように努めるよう指示をしておるところでございます。観光協会、それから並びに農業協同組合、農協につきましては農林振興課、観光協会につきましては観光担当課長にしっかりと指示をしておりますので、情報は共有しておる、こう思っております。よろしくお願いをいたします。

また、私自身も機に応じてトップの方々とは連絡を取り合っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

第2点目でございますが、過去3年間で国別の農業実習生、婦恋に何人入ってきたのかというご質問でございました。JAとJA以外についてお答えいただきたいということでございますけれども、併せて外国人登録者数についても教えていただきたいということでございました。

初めに、過去3年間における技能実習生の人数に関わる年度別、国別実績について、各年度8月末の数字について、年度ごとにJAとJA以外に分けてお答えをいたします。なお、JA以外の数値については、本村において実習を行っている技能実習生全てを把握できておりませんので、回答の人数が全てではございませんので、その旨申し添えておきます。まず、農協さんの分でございますけれども、平成29年度、中国48名、インドネシア71名、ミャンマー41名でございます。続いて、平成30年度でございますが、中国62名、インドネシア41名、ミャンマー84名でございます。令和元年度、中国69名、インドネシア42名、ミャンマ

ー109名となっております。

なお、戸籍担当に外国人登録という数字をこれはまた別に調べますと、外国人登録者は平成29年、399名、平成30年度、442名、令和元年度、503名となっております。外国人登録者数でございます。ということで人数的なものは以上の……

○12番（大野克美君） 399、442、あとは。

○村長（熊川 栄君） 503名。村内の外国人登録者数でございます。

国別には、以前も申し上げたと思いますが、今21か国ほどになっております。21か国で503名ということでございます。よろしく申し上げます。戸籍法のあれが改正されまして、外国人、村に入る場合には全て戸籍法の適用がされるということでもあります。よろしく願いをしたいと思っております。その分人口も増えるということもございますので、それをご理解をいただきたい。また、帰れば人口が減るということについてもご理解をいただきたいと思っております。

次に、大きな3番目、村は海外の実習生の入国に際して2週間待機を求めるのかというご質問でございました。3月9日より日本国政府において、中国と韓国からの入国制限をするという発表がなされました。国に沿ったものにつきましては、今月以内につきましては、中国、韓国から日本に入ってきた場合には2週間、個人の方はご自宅で待機、その他はホテル等に待機しなさいという指示であります。したがって、個人は自分の自宅へ行きますけれども、自分で入ってきて、入国した場合には、ホテルに入れば自分で負担と。個人の方はご自宅に帰れるということでもあります。ただし、現在のところ、外国からの婦恋に対するビザの発給状況でございますけれども、現在、ミャンマーから166名、3月23、24、入国予定であります。インドネシア、41名、3月25日入国予定でございます。合計207名になります。先ほど申しましたように、中国、韓国は、政府が発表したとおり、今月いっぱいに入ってきて、しかるべきところに2週間待機しなさいということございまして、併せて中国からは現在ビザが下りてないという状況が続いておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

特に入ってきた場合にどうするのかということでございますが、今月以内はそういうことでございますが、じゃ4月以降どうなんだということで、農協さんも、商系さんも含めて、4月以降入ったらどうするのかということについては、研修すべき場所を確保ということで現在検討しております状況でございます。それが非常に難しい部分もありますが、4月以降になると思っております。農協さんは農協さんなりに2週間程度研修する場所の確保という予定の場所は確保しておるといふふうに伺っておりますのでございます。政府のほうがいずれにせ

よ、4月以降ビザをちゃんと出すのか、出さないのかという課題もまだございますが、おおむね10日間の今対策を政府がやっておりますので、20日前後にまた同じような発表があるのではないかと推測しておるところでございます。

第4点目でございますが、実習生にPCR検査を受けるのか、そのときの時期はということでございますが、ご存じのように、入ってくれば、当然それなりに必要な人については検査をやる。嬭恋村に入って必要な場合には、0279-75-3007で吾妻の保健事務所ということでございます。政府が水際でやるのかということについては、入国管理のときに、入国するべきところで体温を測るとか、そういう対応をするものだと想定しております。嬭恋村内に入れば、しかるべく0279-75-3007が嬭恋村に入った場合の電話をすべき国・県が決めてきた電話番号、つまり中之条の保健所ということになっておりますので、村民にも全て周知徹底はしておりますが、そういう対応になるかと思っております。

第5点目、実習生が新型コロナウイルス感染症を発症した場合のケアについてでございます。その場合に出身国の通訳の準備はあるかということでございますが、農協さん、商系さん、まとまってくるところについてはエージェントがついておりますので、エージェントは必ず通訳できる体制ができております。また、それをお願いしております。まとまって来る場合はですね。したがって、その団体で来るところについては、それなりの対応、通訳等についてはエージェントが責任を持ってやるということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。また、その費用負担につきましては、エージェント等、組合なり、あるいは契約を結んでいる当事者間の話でございますので、それはそれなりにしっかりと契約を締結しておると理解をしております。

現在、国の新型コロナウイルス感染症対策本部で示されました新型コロナウイルス感染症対策の基本方針、また群馬県の保健福祉部の保健予防課からの対応方針等にこれからも我々は当然従っていきたいと思っております。また、村でも現在嬭恋村新型コロナウイルス感染症対策本部も立ち上げておりますが、それに従って行動計画も策定できております。インフルエンザのとき、平成27年のインフルエンザのときにつくった行動計画にのっとり、現在も行動計画ができておりますので、それにのっとり国・県と連携しながら対応してまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

第6点目、村内で働く外国人の増加に伴って、総合政策課または住民福祉課内で外国人の担当者をしっかりつけたらどうかということでございますが、総合的に各課にわたる分については、総合政策課が窓口になります。ただし、個別案件等につきましては、外国人研修生

が来れば、住民福祉課の戸籍の窓口に来て、入国の手続等をしておりますので、住民登録しますので、こういうものについては住民福祉課の戸籍担当となります。また、警察の関係でございますが、生安課長、長野原警察のほうが中心となりまして、西吾妻地区ピースマインド連絡協議会という組織がございます。研修生等が団体で来た場合には、長野原の生安課長さんをお招きして、しっかりと日本の交通ルールのあり方あるいは生活の基本的な刑法に触れないような案件につきましてはしっかりと指導をし、教育をするということになっておりますので、現在、西吾妻地区のピースマインド連絡協議会、こちらのほうからのデータ、ちょっと今手元にはございませんが、想定でピーク時、8月ですと750名ぐらい外国人が西吾妻に入るといふ現状がございます。そことも連携を取るといふことであります。

コロナウイルス直接の担当につきましては、これはもう住民福祉課が窓口になると思われまます。農業研修生につきましては、農協さん、あるいは商系さん等を含めまして、直接的な課題については農林振興課が窓口という体制になっております。いずれにせよ、総合的にどうするかといった場合には、各課にわたる分について総合政策課が企画調整をする課でございますので、窓口になるということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でお答えとさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

大野克美君。

○12番（大野克美君） 大体分かりました。5番でもし災害、5番のところ、実習生、もちろん団体で来た場合、通訳とか、そういう人たちが来て、発生したならば対応するというのはもちろんいいんですけれども、こういう水害にしろ、例えばコロナのところ、あらかじめやっぱり手を打っておくと、それをちゃんと団体、農協さんを通じてもいいですけれども、その団体の人たちにこういうところにこのポイント、例えばこういう病気出たから、こういうふうにして下さい、あるいは仮にですけれども、19号みたいに災害が来たときには、こういうふうにはちゃんと逃げてくださいという、同僚の土屋議員が言っていましたけれども、そういう個別に対してあらかじめ想定しながら、準備をしておいて、それを確実に外国の実習生たちに伝わっているかどうか、そういうのはちゃんとチェックしておいたほうがいいと思うので、ぜひ農協及びその通訳者に逃げ方とかをかなり具体的に言ってもらえると、いざ何か起きたときにも外国人の人だけが取り残されたとか、そういうことがないと思うので、それに注意を払っていただきたいと思ひます。

あとは、今村長の中では中国のところは研修生、今まで見ると結構、48、42、69とかと

来てますんで、この人たちが今のところ来られないという状況でいいんですね。それで、ミャンマーとかインドネシアの人たちに対しては多分来るだろうと、こういうふうを考えていいのかな。

○議長（松本 幸君） 大野議員、起立をして1問ずつお願いします。

○12番（大野克美君） 今言った中国、インドとミャンマーの人に関しては3月25日ぐらいに入ってくる予定でいると。それで、中国の人に関しては、今、これちょっとまだ来るかどうかの見通しが立ってないと、こういうことで今のところいいのかなと思って。

以上です。

○議長（松本 幸君） 村長。現況だそうですね。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほど申しましたように、ミャンマーから162名、3月24、25で入国予定でございます。インドネシアから41名、3月25日、入国予定でございますので、よろしくをお願いします。中国、韓国につきましては、一昨日政府が発表したとおりでございます。入ってくれば原則2週間、自宅の方は自宅、その他のところはその他のところで待機しなさいと。検査を受けなさいなりで、ということでございます。いずれにいたしましても、国のほうと県のほうと連携を密にしながら、新型コロナウイルス感染症対策基本方針及び群馬県のほうの保健予防課のほうで対応を出しております。また、我が村では対策本部を立ち上げて、しかるべき計画を練っておりますので、それに従って対応すると、ということでございます。韓国と中国につきましては、今申したとおり、おととい政府が発表したとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松本 幸君） 大野克美君。

○12番（大野克美君） 最後に、この質問とちょっとそれるかも分からないですけども、交流のことも出ていたんで、さっき誰かが言った、いいかな、イタリアのポンペイの話が出ていたんで、ここでいいのかどうか分からないけれども、今イタリアが非常に困っていますよね。ですから、イタリアの村長が言っていて、今後も交流を続けたいと。いい関係を保ちたいと。そうすると、一番今困っているのはポンペイの人たちに、婦恋も大変ですよ。マスクの件とかね。だけど、イタリアのそういう特に地方なんか行っても、本当はないです。ですから、婦恋村も大変なのは分かりますけれども、だけど、そういう人たちにマスクがいいのか、何がいいのか、そういうことをちゃんと送っというて、もし送ることができれば、人間というのはやっぱり困っているときに助けられるというのは非常に誰でも感謝します。いい

関係ができるというのは、やっぱりそういうところ、小さいことですが、そういうときに何かちょっといいことをしておいてあげるということが私は非常に大事だと思いますよ。ですから、ちょっと私の質問になかったんですけども、もしそれをちょっと村長、頭の中に置いて、何かできればしたほうがいいんじゃないかという気がしています。村長、答えられればいいし。

○議長（松本 幸君） 通告書にはないですけども、村長、どうですか。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今日危機管理法が成立すると思います。野党も合意していますので。

その中でおとこの政府の発表では、中国、韓国は先ほど申したとおりであります。そのほかに2国ありましたですね。イタリアとイランです。もう1,000人以上の方が出ている。それから、イタリアは死亡者がもう100人以上超えておるとい実態であります。特にベネチア、水の都あるいはファッションのミラノ、この辺は北部は全く駄目だということで、全然非常事態で動けない状態だったが、南のほうにあります我々が親しくおるナポリあるいはポンペイ、ヴェスヴィオ火山、このゾーンも全国移動禁止という状況にイタリアは現在なっております。今後も日本のポンペイ、イタリア、ポンペイということを知らない日本人はほとんど、旅行の好きな人は誰でも知っているポンペイであります。当然世界遺産でもございます。ぜひとも今まで友好の協定を進めましょうという協定を結んできておりますし、孺恋村の区長会でももう10回区長会でポンペイに行っておるとい実績もありますし、子供たちの絵の交流もしておりますし、文化協会が写真の交換もしてきております。何としてもナポリ、ポルトフィーノミーヨ、ナポリとポンペイ、しっかりとお付き合いを最低限継続してまいりたいと強い希望を持っております。

もう1点、マスクを送ったらどうかというご指摘でございましたが、ニュースでもございましたとおり、マスク文化、マスクをつけるという文化、生活習慣が全くゼロです。マスク送っても全く意味ないと思っています。それはもう大野さんご存じのとおりだと思いますけれども、多分送ってもつけないであろうと思っております。東南アジアはマスク全部つけます。世界でもアメリカでもマスクそんなに使わないという習慣もありますが、生活習慣が大分違いますので、それも踏まえてお付き合いをさせてもらいたい、こう思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○12番（大野克美君） じゃ、最後に、別にマスクじゃなくたっていいんですよ。ほかのも

のでも。

○議長（松本 幸君） 大野議員、通告書に沿った質問をお願いします。

○12番（大野克美君） それで、できたらぜひお願いしたいと。そういう何か向こうの人が役立つものがあれば、それはなぜかといったら、もちろん通告ではないんだけど、観光なんかはやっぱりすごい関係してくる。ですから、ちょっと頭へ置いておいてもらいたい。以上です。

○議長（松本 幸君） 以上で終了ですか。

以上で、大野克美君の一般質問を終わります。

---

◇ 上 坂 建 司 君

○議長（松本 幸君） 続いて、上坂建司君の一般質問を許可します。

上坂建司君。

[4番 上坂建司君登壇]

○4番（上坂建司君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をします。

分かりやすく簡単に簡潔にしますので、答弁も村長は簡潔にしてください。必要なことは再質問しますから。

また、傍聴の方々、トイレに行きたかったら行って、休憩してもらって結構ですから。ご苦労さまです、本日は。

当面する村政。

台風19号の災害復旧は既に6か月も経ています。ようやく復旧工事の発注の入札が行われたが、発注された工事は果たして工期限内に完成できるのだろうか。各担当課の工事推進の管理は重大である。専門的な知識のある者、また、村職員の実務経験等の経験者等の一時的増員により確実な工期限内の完成に結びつくような制度を確立すべきと考えるが、どうか。元の道路網の復旧を第一に実現することは村民の願いである。その間のパノラマラインを中心とする迂回路は将来観光道路にも利用されるよう、事故防止の整備が生かされるよう計画性に励むべきで、国道復旧後の村の観光開発を頭に入れながら、一日も早い災害復旧を願いたい。特に愛妻の丘には防犯灯を設置することが急務であると思います。

直面する問題について、以下の事柄について答弁を求めたい。

万座鹿沢口の特急の再乗り入れを。

村民号の復活、災害復旧開通祝いとしての特別村民号を早急に行う。駅周辺の整備や清掃など、村としてできることを率先してJ Rに奉仕できないか。

パノラマラインの事故防止を。

中央センターラインや側道ラインの早期工事を。側溝に溝蓋がないために、事故が続出しています。道路管理者の責任や事故車の損害賠償は道路管理者が問われるので、今までにたくさん事故が起きておりますが、この責任をまた追及される必要があると思うので、早急にセンターライン、側道ラインは仮に引っ張ってもらいたいと思います。

補助金、拠出金は成果が見られるのか。使途に問題はないのか。果たして妥当な金額なのか。それぞれの収支内容の照査を検討すべきと思うが、どうか。第1に商工会、観光協会、婦恋スキー場。

また、近々に完成する鎌原直売所は村の投資であり、利用者は村民が主体である。維持管理は特定な業者でなく、商工会等の援助を受けて広く村民の農産物を優先販売できるよう取り計らうべきと考えるが、どうか。

以上、簡潔な答弁をください。必要なことは再質問しますから。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上坂議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目の万座鹿沢口の特急の再乗り入れをというお話でございました。その（1）で村民号の復活、災害復旧開通祝いの特別村民号を早急に行うというご質問がまず第1点目の1点目にごございました。

村民号につきましては、数年前でございませけれども、区長会において、これは今後も区長会が中心となってできないというお話がありまして、もう6年前ぐらいになりますが、中止になった現状が続いております。しかしながら、今回のJ Rの復旧につきましては、想定で数億円かかったということはお聞きしておりますが、相当なお金をかけて、赤字路線にもかかわらず復旧していただいということでもあります。村を挙げてやっぱり取り組んで、御礼を含めて村民号に代わるようなイベントも考えようと。それから、現在、村民も1人1回は何とかJ Rに1年に1回は乗ろうというような運動を展開し、総合政策課が中心となって今まとめておりますが、役場職員132名に村長名においていい計画があるか。あったら出せと

ということで、約70名のいろんな案が出ました。それをまとめて議会にも全員協議会で報告させていただきましたが、スピード感を持ってJ Rが今回やっていただいことに対しましては、いろんなイベントとも連携する、あるいは村民1人1回は必ず吾妻線に乗っていただく。赤字路線にもかかわらず何億円も投資していただいたという現実がございます。J R東日本に対する御礼の意味も込めて、またJ R吾妻線の存続のためにも、また、婦恋高校の存続のためにもぜひともこれは実現してまいりたい。できることを一步一步スピード感を持ってやってまいりたい、こう思っておりますので、議員の皆さんにもご理解いただきたい。

第2点目でございますが、駅周辺の整備や清掃等など、村としてできることを率先してJ Rに奉仕できないかという話でございますが、活性化協議会が以前もありました。その皆さんの意見も伺ったり、また観光商工課及び観光協会が今現在駅前にありますので、逐次J Rの支社長さんとも連絡を密にしながら、諸課題に取り組んでおるところでございます。周辺の協力いただけるボランティアの皆さん等も含めて、ぜひとも先ほど申しました村全体の活性化、鉄道の維持、このためにも清掃等もできる方があればしっかりとお願いしてまいりたい。また、シルバー人材センターの皆さんも観光協会の前で、駐車場もあそこ一体的に利用していただいて、界限性を保ちながら、土曜日の出店等といいますか、直売所もしていただいております。今上坂議員のご指摘のとおり、駅前の活力を維持するためにも、あの周辺全体と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

第2点目の大きな話で、パノラマラインの事故防止をというタイトルでございました。国道144号が来年の6月末までには必ず復旧するという約束を国・県にいただきました。さらに一秒も早く、一日も早く144号の復旧を現在お願いしております。議会の皆さん並びに区長さんともどもまたしっかりお願いをして、一日も一秒も早く144号の復旧は努めてまいりたい。

あわせて、現在は国道144号三桁国道に代替えする道路としてパノラマラインの東西のラインが国道の代替道路であります。単純な今は村道ではございません。国道144号の代替道路という意味においてパノラマラインの北ルートについての除雪費約4,000万円、5,000万円。雪が降れば、これは中之条の土木事務所のほうで管理をするという約束をいただいで管理をしていただいております。パノラマ南ルートの道路除雪につきましては、村道でございますので、村が管理しておりますが、現実には雪が降ると、既に今年の冬になってから小さな事故も含めまして4回事故が発生しております。これについても中之条土木の石井所長様初め、また三原の小池所長さん初め、担当も連絡を取り、私も機会があればお願いを

して、しっかりと管理をお願いしたいと思っております。

また、田代の地区の評議員の中でも挨拶した中で、話合いの中で、何とか夜が暗いから防犯灯つけてもらいたいという要請もありまして、即東京電力と、それから道路を管理するうちのほうの村道部分は私が責任持ってやるんですけども、代替道路としての部分においては中之条土木のほうも協力をしていただくということで、防犯灯を既に9本立てました。JRについても大変なご協力をいただいております。さらにまだ必要なところがあるのであれば、しっかりと防犯灯については村でつくれということでもあります。街路灯につきましては、区長さんが区で設置しますが、それについて3分2補助を出しておりますけれども、防犯灯については村総務課が中心となって今までも設置してきましたし、それから、夜ですね、反射鏡でぱっぱっと光るという、これが物すごく重要なことでもあります。

それから、パノラマ南ルートにつきましては、U字溝の甲ぶたがないので、つるっと滑ると大型トラックがぱたっと入り込むというような事故も既に起きております。これらにつきまして、塩カルをお願いする、あるいは防犯灯、反射鏡のお願いをする。連携を密にして、中之条土木事務所、また県土整備部の道路管理課にしっかりとお願いをして、またご理解をいただいております。

中央センターライン、側道のラインというお話もありますが、雪が解ければ早急にまた検討していただくという段取りになっております。道路管理者の責任や事故車の損害賠償が問われるとありますが、そのとおりでございます。道路に不注意があつて、大きな穴が不可抗力であつて、穴があつて事故があれば、村長、道路の責任者ですので、村が責任を負うということになるわけでございます。しっかりと道路維持管理に努めてまいりたいと思っております。

補助金や拠出金の成果が見られるのか。その使い方には問題がないのか。果たして妥当な金額なのか。それぞれの収支内容の照査を検討すべきだと思うがどうかというご指摘ございました。議員のご指摘のとおりであります。税金は村民の税金であります。私ども公務員は全体の奉仕者として、村民の税金を有効に活用させていただいて事業を行っております。また、補助金として出すということは税金を出すわけでございますので、それなりの合理的な理由があり、また決算も1円たりとも間違いがあつてはなりません。そういう意味で、ここには商工会、観光協会、婦恋スキー場と指摘がございますけれども、商工会につきましては現在、対前年で比べますと予算成立いただきましたけれども、1,000万円プラス150万円、150万円につきましては来年度神田の雪まつりでパレードをするというご指摘もありまして、

商工会さんのほうから強い要望といたしますか、できましたらという要望がありましたので、それをつけさせていただきました。しっかりと監査もしてまいりたいと思っております。村民の税金でございますので、それを忘れずに取り組みたい。

観光協会でございますが、これにつきましては2,500万円ということで、過日議会のご承認もいただきました。議員全員の皆様にはしっかりと説明を果たしてきましたが、今後もしっかり果たしてまいりたい。また、何をするのかということが最も重要でございます。有効に活用してもらうのが我々の使命でもございますので、しっかりと観光協会さんとの協議をしながら、有効に税金の無駄のないようにしっかりと使っていただきたい。そして観光産業の振興に努めてもらいたい、こう思います。

3点目の孺恋スキー場でございますけれども、議員の皆さんご存じのとおり、現在、孺恋村がまだ貸付料を払っている部分がございます。金額でちょっと数字は具体的には答えられませんが、600万円から700万円ですか。あと管理すべきものを入れまして、現在あります孺恋スキー場と契約をしてある範囲で管理すべきものを含めて約1,000万円強だったと思います。地代も含めてでございますが、これは村が当然払うべき範囲の予算だと思っておりますので、孺恋スキー場の補助金、拠出金については議員の皆さん、しっかり中を見ていただいて、1円たりとも無駄のないように、そのつもりで予算をご指導いただきましたので、よろしく願いをいたします。

一番下の最後、近々完成する鎌原直売所は村の投資であり、利用者は村民が主体であると。維持管理は特定の業者ではなくて、商工会等の援助を受けて、広く村民の農産物等を優先販売できるよう取り計らうべきだと考えるがどうかと。そのとおりだと思っております。また、ここには商工会とございますけれども、鎌原地区における活性化協議会、区長さんを中心としてこの部隊の皆さんが本当に最初からあの地域を考えてきております。特に土屋幸雄議員につきましては、議員になる前からこれについては関わって、今日まで来ておるところであります。そういう人々。また、以前から話のあります全ての農家の皆さんに平等に声をかけて利用してもらう。これも当たり前のことだと思っております。また、今商工会は若い方々が大分活躍している方もいらっしゃいます。そういう人々も新しい力も含めて、また婦人方でもイノベーションのパワーを持った女性もおりますので、こういう人々全てがあそこに力を結集するように情報公開もし、また、特に今ここにある販売につきましても、公平、平等に誰でもが出店したい人がおれば出店できるように進めてまいりたいと思っております。

なお、一言申し述べますが、あそこには既に直売所をやっている方もいらっしゃいます。

以前も議会には話をさせてもらいましたが、あそこで直売所、あの界限でやっている方々につきましては、営業を妨害する部分もありますので、第1セクターが第2セクターを妨害することはできません。官業が民業を圧迫することはありませんので、その辺との調整もしっかりと確認しながら取り組んでまいりたい、こう思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でお答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 再質問以降は一問一答で行います。

上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 観光協会について、私が感じる範囲で意見を述べます。過去4年間に1億円以上の助成金を出したが、果たしてその効果があったのか。法人化としての目的は何なんだろうか。入場料、入園料のないところに無料送迎をした、特にシャトルバスは目的外ではないのか。助成金は村の商工業の活性化にも正当に使われるべきであって、観光業界、タクシー業者、この人たちが今お客がいなくて非常に困っております。自分たちが車を買ってシャトルバスを運営するなんていうことは、これは私はもってのほかだと思います。とにかく観光会社またはタクシー業者に依頼をして、そうしてその何%かを村なり観光協会に負担をすとか、そういうことならいいんだけど、入園料もないところに、予算には300万円の車の購入代を計上してありますよ。これを私は不当だと思いますね。

それから、現状の職員は約6人いるみたいですよ。自主財源に頼って……

○議長（松本 幸君） 上坂議員、一問一答でお願いします。

○4番（上坂建司君） 観光協会についてだけしているんですよ。

○議長（松本 幸君） 観光協会全てですか。

○4番（上坂建司君） はい。これだけに絞って。

○議長（松本 幸君） 一問一答で一応お願いします。その中で一問一答で。

○4番（上坂建司君） いいですか。それなら時間かかりますよ。

○議長（松本 幸君） 大丈夫です。

○4番（上坂建司君） それじゃ、まずそのことだけ。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 上坂議員の質問にお答えをさせていただきます。

観光業界、法人目的としては法人格にすることによって自己財産等を持てるということも

ありますし、また、旅行業法を持つことによってツアーを組んだりすることで収入を得るといふこともございまして、そういったことから目指すところの地域、観光振興として観光商工課がございまして、共にそれ以上の目的を持ってしていただくということで法人の今後のことも含めて効果があると思います。

また、入場、入園の無料のところのシャトルバスということでございまして、実際のところ、このシャトルバスの運営に関しまして、キャベツマラソン、また、シャクナゲ園の関係がございましてけれども、シャクナゲ園の関係は大型バスが入れない、中型バスが入れないと。マイクロバスしか入れないという中で、まずはお客さんにその場所を知っていただく、魅力を感じていただく、そういう意味もあり、そういったことでシャトルバスを出したということになります。

また、タクシー会社だとか、そういったところに観光協会はバスを300万円という、その予算ということですが、よく見ていただくと、このバスというものは昨年法人化をすること、その部分で公用車を1台購入するということのためのバスというか、公用車のお金であって、その買ったものに対してそれを使つてのシャトルバスのことは実際にはしてはおりません。このタクシーのシャトルバスまでで質問は終わったと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） まあいいでしょう。

それでは、その次に行きます。いずれにしても、マイクロバスがなくても私は観光、浅白観光もあるし、それからスクールバスの業者もいるし、タクシー業者もいるし、主にそれをするべきであつて、300万円自分で買ってやることには私は反対でした。

それと、職員の数が多過ぎないか。じゃ、これ1点どうぞ。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 上坂議員の質問にお答えをさせていただきます。

職員の数が多くはないかということでございまして、実際に観光協会の運営会議、また、理事会等において臨時の職員の方の数等も検討してきてまいつた結果、現在の職員数となっておりますので、その点をご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） 以前、補助金が900万円だったものを2,300万円にして、今は2,500万

円になっています。そうして3人いた職員が6人いるんだから、これはそれだけの効果が実質には私としては見られる様子がない。とにかくこれは人数を削減して、補助金を削減すべきだと思いますが、どうですか。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 上坂議員の質問にお答えをさせていただきます。

一応人数的なものからも結果が見られないようなというようなご意見でございますが、人数が少なかったときから考えれば、万座鹿沢口駅でのお出迎え、去年はプレDCということもございますので、まずは万座鹿沢口駅に列車が着く。そして、また列車以外に西武バスが到着するときなどもお出迎えをさせていただいたり、プラスして観光案内もしていただいたという状況がございます。人数が少なければ、そういった部分も対応ができないというようなことも実際にはありました。そういったことで考えれば、あまり目に触れはしませんが、そういったところでのお客さんのお出迎えということではさせていただいておるということでご理解をいただければと、そんなふうに思います。

○議長（松本 幸君） 上坂建司君。

○4番（上坂建司君） それなら人数が増えただけ事業は何をしたのか。また、近隣のホテルやペンションとかがお客の誘致をたくさんしてもらって、そうして収益が上げられたのか。ただ補助金が上がっただけ人数が増えただけじゃないですか。何を言っているんですか。それでおまけにバスを自分で買って運行してやるなんて。補助金の削減は私はすべきだと思うけれども、どうですか。

○議長（松本 幸君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 地田 繁君登壇〕

○観光商工課長（地田 繁君） 上坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

事業に関しましてですが、はっきりと言って新しい事業をつくって事業を開催したということはございません。ただ、観光商工課で行っているキャベツマラソンとキャベツヒルクライム等におきまして、そういったことも実際のところ観光振興という中で、共に一緒にやっけてきているということの中では事業的な部分でのことと見ることができるかなと、そんなふうに思います。

また、収益的なもの、こちらに関しましては、上坂議員がご指摘されるとおりに、実際に収益を得るというものに関しては、物販等しか現状ございません。この点に関しましては今

後も何か収益を得られる、そういったものをまずは考えていっていかなければならないということは十分当局でも思っていますので、それに関してはこれからもそういったこと、収益を得られるような策を考えていただいているということでは、こちらでも指導をしていきたいと思っています。

また、補助金の額が2,500万円ということでございますが、法人化をするということで、本年から2,500万円という金額をつけていただきながら、昨年の4月に法人化をしたばかりでございます。その中で試行錯誤をしているということもございますが、もちろん事業、観光協会の運営に関しましても、運営委員さん、また先ほども述べさせてもらったように、理事会等もしてきておりますので、そういった中でしっかりとしたものをきちっと観光振興をしていただくという位置づけでご理解をいただければと、そんなふうに思います。

○議長（松本 幸君） 上坂議員、ちょっといいですか。当初予算は既に可決されております。ですから、当初予算に絡むこと以外の一般質問をよろしく申し上げます。今当初予算を言ってもらっても。

○4番（上坂建司君） これから削減することだってできるじゃないですか。これから削減することだってできますよ。

○議長（松本 幸君） これから削減じゃなくて、当初予算に関する質疑というのはもう既に終わっておりますので。

○4番（上坂建司君） 必要でなかったら全額あげなくたっていいじゃないですか。何を言っているんですか。決めたことはやらなくてはいけないんじゃない。使われないなら使わなくてもいいものはやらなくてもいいんだよ。シャトルバスなんか買う必要はないじゃないですか。300万円出して。それじゃ、それは削減すればいいじゃないですか。補正予算でやればできることじゃないですか。議長、何言っているんですか、あんたは。

○議長（松本 幸君） それは、ですから、補正予算とかはまたこれは先のことです。今は一般質問ですので、当初予算の関係の質問は避けてください。当初予算はもう可決されておりますので、採択されております。

○4番（上坂建司君） 可決されたからって、私は今後のことを言っているんですよ。何を議長言っているんですか。

○議長（松本 幸君） 今後のこと。

○4番（上坂建司君） 決めたことは出すんですか。間違っても何でも。違うでしょう。

○議長（松本 幸君） 決めたことに対して、今質疑をする場面ではないと思うんですよ。こ

それは予算委員会を通ったわけです。予算委員会の際に上坂議員もちょっと言いましたよね。それで済んでいて決議をしたわけです。ですから、この場面でその質問というのはちょっと課長も答弁は困ると思うんです。

○4番（上坂建司君） これは観光商工課の問題じゃなくて、観光協会の問題なんですよ。

○議長（松本 幸君） ですから、この予算関係を採決したわけであって、もう少しこれ決算になって、いろいろ上坂議員が感じたら、決算委員会の際にその報告をして、いろいろな質問をしてもらいたいと思います。今回は前回採決をして、採択をしたばかりの案件でありますので、ご了承をお願いします。

○4番（上坂建司君） 私は予算書に不備があると思うから意見を言っているんですよ。出したものを引っ込めろなんて言うてはいないですよ。

○議長（松本 幸君） 予算書はもう通っているわけです。採択されているわけです。

○4番（上坂建司君） あんと私が話をするために一般質問しているんじゃないですよ。議長は引っ込んでくださいよ。あんとになんか用はないですよ。何を言っているんですか。

○議長（松本 幸君） ちょっとそういうことを言うと議場がまとまりません。今回今やっていることは一般質問であって、予算の質疑とか質問ではありません。ですから、その質問は変えてください。これ変えないと一般質問は終了ということでみなします。

○4番（上坂建司君） ああ、そうしてください。結構ですよ。

○議長（松本 幸君） いいですか。

以上で、上坂建司君の一般質問を終わります。

---

#### ◎閉会中の継続審査申出について

○議長（松本 幸君） 日程第3、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議ありませんので、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査

とすることに決定しました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（松本 幸君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和2年第1回婦恋村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長 松 本 幸

署 名 議 員 土 屋 圭 吾

署 名 議 員 石 野 時 久